

令和5年 3月 7日開会

令和5年 3月20日閉会

(定例第2回)

# 田布施町議会会議録

田布施町議会議務局

# 目 次

第1号（3月7日）

告 示	1
応招議員	1
議事日程	2
本日の会議に付した事件	2
出席議員	2
欠席議員	3
事務局出席職員職氏名	3
説明のため出席した者の職氏名	3
開 会	3
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
諸般の報告	4
一般質問	5
3番 西本 篤史議員	5
1番 内山 昌晃議員	13
10番 瀬石 公夫議員	26
4番 松田規久夫議員	38
2番 神田 栄治議員	47
6番 國本 悦郎議員	59
散 会	74
署 名	75

第2号(3月8日)

議事日程	76
本日の会議に付した事件	78
出席議員	80
欠席議員	80
事務局出席職員職氏名	81
説明のため出席した者の職氏名	81
開 会	81
会議録署名議員の指名	81
一般質問	81
7番    高月    義夫議員	81
8番    河内    賀寿議員	99
5番    落合    祥二議員	105
議案第2号	121
議案第3号	121
議案第4号	121
議案第5号	121
議案第6号	121
議案第7号	121
議案第8号	121
議案第9号	121
議案第10号	121
議案第11号	122
議案第12号	122
議案第13号	122
議案第14号	122
議案第15号	122
議案第16号	122
議案第17号	122
議案第18号	122
議案第19号	122
議案第20号	122
議案第21号	122
議案第22号	122
議案第23号	122
議案第24号	122
議案第25号	122
議案第26号	122
議案第27号	122
議案第28号	122
散 会	134
署 名	135

第3号（3月20日）

議事日程	1 3 6
本日の会議に付した事件	1 3 9
出席議員	1 4 2
欠席議員	1 4 2
事務局出席職員職氏名	1 4 2
説明のため出席した者の職氏名	1 4 2
開 会	1 4 3
会議録署名議員の指名	1 4 3
議案第2号	1 4 3
議案第3号	1 4 3
議案第4号	1 4 3
議案第5号	1 4 3
議案第6号	1 4 3
議案第7号	1 4 5
議案第8号	1 4 5
議案第9号	1 4 5
議案第10号	1 4 5
議案第11号	1 4 5
議案第12号	1 4 5
議案第13号	1 4 5
議案第14号	1 4 5
議案第15号	1 4 5
議案第16号	1 4 5
議案第17号	1 4 5
議案第18号	1 4 5
議案第19号	1 4 5
議案第20号	1 4 5
議案第21号	1 4 5
議案第22号	1 4 5
議案第23号	1 4 5
議案第24号	1 4 5
議案第25号	1 4 5
議案第26号	1 4 5
議案第27号	1 4 5
議案第28号	1 4 5
議員提出議案第1号	1 5 2
議案第29号	1 5 3
議案第30号	1 5 3
議案第31号	1 5 3
議案第32号	1 5 3
議案第33号	1 5 3
議案第34号	1 5 3
議案第35号	1 5 3
閉 会	1 5 7
署 名	1 5 8

田布施町告示第8号

令和5年第2回田布施町議会定例会を地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、次のとおり招集する。

令和5年2月22日

田布施町長 東 浩 二

- 1 期 日 令和5年3月7日
- 2 場 所 田布施町議会議事堂

---

○開会日に応招した議員

内山 昌晃議員	神田 栄治議員
西本 篤史議員	松田規久夫議員
落合 祥二議員	國本 悦郎議員
高月 義夫議員	河内 賀寿議員
谷村 善彦議員	瀬石 公夫議員
伊村 涉議員	南 一成議員

---

○3月8日に応招した議員

---

○3月20日に応招した議員

---

○応招しなかった議員

---

---

令和5年 第2回(定例)田布施町議会会議録(第1日)

令和5年3月7日(火曜日)

---

議事日程(第1号)

令和5年3月7日 午前9時00分開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

例月出納検査の報告

日程第4 一般質問

---

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

例月出納検査の報告

日程第4 一般質問

---

出席議員(12名)

1番	内山 昌晃議員	2番	神田 栄治議員
3番	西本 篤史議員	4番	松田規久夫議員
5番	落合 祥二議員	6番	國本 悦郎議員
7番	高月 義夫議員	8番	河内 賀寿議員
9番	谷村 善彦議員	10番	瀬石 公夫議員
11番	伊村 渉議員	12番	南 一成議員

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

事務局 長	増原 慎一君	書 記	福本 俊明君
書 記	有吉 純一君		

---

説明のため出席した者の職氏名

町 長	東 浩二君	副 町 長	川添 俊樹君
教 育 長	鳥枝 浩二君	総 務 課 長	山田 浩君
企画財政課長	森 清君	税 務 課 長	藤本 直樹君
経 済 課 長	山中 浩徳君	建 設 課 長	田中 和彦君
町民福祉課長	坂本 哲夫君	健康保険課長	吉村 明夫君
社会教育課長	長谷 満晴君	学校教育課長	惠元 朗夫君
会 計 室 長	江良 和美君	総 務 課 主 幹	堀 昌子君
建 設 課 技 幹	吉藤 功治君	社会教育課主幹	氏下 孝二君
代表監査委員	常見 京平君		

---

午前9時00分開会

（ベル）

○議長（南 一成議員） ただいまから、令和5年第2回田布施町議会定例会を開催します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

---

### 日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（南 一成議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、神田栄治議員、内山昌晃議員を指名いたします。

---

### 日程第2. 会期の決定

○議長（南 一成議員） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月20日までの14日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 異議なしと認めます。したがって、会期は3月20日までの14日間に決定いたしました。

ちょっと休憩します。

午前9時01分休憩

.....  
午前9時03分再開

○議長（南 一成議員） 再開します。

---

### 日程第3. 諸般の報告

○議長（南 一成議員） 日程第3、諸般の報告を行います。

本日は、例月出納検査の結果報告のため、常見代表監査委員に出席を求めています。例月出納検査の報告を求めます。常見代表監査委員。

○代表監査委員（常見 京平君） 瀬石前監査委員並びに松田監査委員と共に実施いたしました例月出納検査の結果について御報告申し上げます。

令和4年12月、令和5年1月及び2月末における一般会計、特別会計、歳入歳出外現金、一時借入金及び基金の状況は、お手元に配付しております報告書のとおりであります。

歳計実績表、収入書、支出命令書、預金通帳などについて検査いたしました結果、現金出納事務は適正に行われ、正確であると認めましたので、御報告申し上げます。

以上であります。



○議長（南 一成議員） 次に、議長から報告します。

地方自治法第121条の規定により、本定例会における議案等の説明のため出席を求めた者及び委任を受けた者の職、氏名は、お手元に配付の文書のとおりです。

以上で、諸般の報告を終わります。

---

#### 日程第4. 一般質問

○議長（南 一成議員） 日程第4、一般質問を行います。

順番に発言を許します。西本篤史議員。

○議員（3番 西本 篤史議員） おはようございます。それでは、2問質問いたします。どちらも一問一答で、最初は町長お願いいたします。2問目は教育長、お願いします。

最初に、光地区消防組合中央消防署東出張所整備計画についてお尋ねします。

光地区消防組合東出張所、城南にありますけども、これは築50年たち老朽化しております。旧耐震基準により設計されており、大規模地震には対応できない水準となっております。耐震診断では構造耐震指標I s値は0.3以下で、防災拠点施設としての機能が確保できないという結果と聞いております。管轄地区では、南海トラフ地震防災対策推進地域指定市町村であり、防災拠点施設の耐震化は必須条件となります。現在の位置は浸水想定区域であり、建て替えの場合は移転しなければならないと聞いております。今後の移転先は決まったのか、また、建て替え費用の町の負担額はどれくらいなのかお尋ねします。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えいたします。

2月13日に光地区の消防組合議会が開催され、本町にあります東出張所、そして周南市熊毛地区にあります北出張所、2つの出張所の整備計画案が了承されたところでございます。

まず、東出張所の整備計画によりますと、先ほどもございましたが、築後49年以上経過しておりまして、外壁のひび割れ、モルタルの剥離があり、屋根の防水材の劣化など、内外装の劣化が一段と進んでおります。そして、大型車両となってきておりますので、車庫スペースが非常に手狭になっておりまして、天井の高さももうぎりぎりだという状況になっております。

また、本年度実施されました耐震診断では、構造耐震指標、I s値と申しますが、地震の振動、衝撃に対して、倒壊または崩壊する危険性があるとされます0.205という数字が確定をされたところでございます。

さらに、執務室も狭く、仮眠室は車庫の裏にあることから、排気ガスが大変気になるという声も聞

いております。北出張所も同じ時期に建築された同じ建物でございますので、状況は全く同じということでございます。

また、東出張所は浸水想定区域にあることから、組合では災害のことを考えまして、全面建て替えによる移転案ということが提案されております。

案では、東出張所の移転場所は、県道下松田布施線と大波野地区に抜けます町道坪曾平田線の交差点にある元原田酒店の隣接地を移転候補として掲げております。この立地であれば、田布施町に協議もありましたが、非常に交通アクセスもよく、地域が全体的にカバーできるというところがございます。土地柄、必要な面積も確保を十分できますし、各種ハザードマップにあります災害の心配も全くございませんので、場所的には非常にいい場所だというふうに考えております。

今後、鑑定評価や測量等を経た後に土地売買契約の締結となりますので、町としても東出張所の移転に向けてサポートしてまいりたいと考えております。

また、当然、移転に伴いまして地域住民、関係機関への説明も必要でございますので、いろいろ地域もございますが、4月から十分説明をしていくということで、組合のほうと、今協議をいたしております。

次に、建て替え費用の負担額等についてでございますが、東出張所、北出張所、2つの整備計画を同時にするというのには普通はないわけでございますが、どちらも充当率100%、交付税算入が70%あるという大変有利な緊急防災・減災事業債が、7年度までに建てれば、これが借りられるということがございますので、どちらともこの緊防債の対象事業になるということでございますので、非常に、2つ同時にというのは難しい面もございますが、大変有利な制度が使えるうちに対応していこうということで、組合のほうでは一緒にプランを進めるということになっております。

当面、起債を使いますので、町のお金は当面要りませんが、償還が始まれば、その負担額を組合のルールに従って負担していくということになるかと思っております。

御質問の建て替えの費用負担額についてですが、組合が示しました整備計画では、税抜きではございますが、約3億8,000万円ということになっております。これを消防組合の負担ルールでございます均等割と人口割で試算いたしますと、本町の負担は約7,800万円となるところでございます。これに伴います、当然、交付税措置もございます。これは事業費の70%が交付税措置となりますので、交付税は光地区消防組合構成市町の協定書で組合負担の割合と同額となってきますので、20%が本町に交付されるということになります。この交付税を単純に計算いたしますと、約5,500万円が交付されるというわけでございますので、事業費負担7,800万円のうち5,500万円は交付税措置があるということは、本当に、この1市2町からすると非常に有利な事業でございますので、こ

の際きれいに建て替えようということでございます。

北出張所も全く同じ状況でございますので、北は移転はいたしませんけども、大体同じぐらいの費用がかかりますので、先ほど申しましたのは東出張所の金額でございますので、これに北の分も当然本町も負担いたしますので、倍の金額がかかるということでございます。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 西本篤史議員。

○議員（3番 西本 篤史議員） 説明ありがとうございました。

今回、波野地区に大体決まったみたいなんですけども、これに関しては、いろんな場所の候補あったと思いますが、ほかにどこか比べられて、波野に決まったんでしょうか。

○議長（南 一成議員） 山田総務課長。

○総務課長（山田 浩君） 候補地といたしましては、今の波野を含めて3地区でございます。1つは現地での耐震補強、それからもう1つは現在の麻郷にあります縫製センターの跡地、その3か所で検討して、町の各地域への平均所要時間でありますとか、今、町長答弁にもありましたけど、ハザードマップの対象区域に入っているかとか、そういういろんなものをチェックして行って、最終的に波野がベストということになったということでございます。

○議長（南 一成議員） 西本篤史議員。

○議員（3番 西本 篤史議員） 3つの候補を比べて、波野が一番最適ということで決まったみたいなんですけども。今後移転した場合、救急車、消防車、町内で到着時間、この辺がちょっと気になるところなんですけども、今の城南出張所からそれぞれ町内へ到着する時間と、今回新しく波野地区、ここに建てた場合の平均到着時間、また小行司、一番遠いのが小行司なんですけども、大体、今時点で18分ぐらいかかるんですね、小行司まで、城南出張所から小行司に行くのに。今回波野にした場合、町内の平均到着時間と小行司に行く到着時間、この辺はどうでしょうか。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 組合の資料によりますと、小行司地区は2分3秒短縮できるという数字が出ております。（発言する者あり）小行司地区でございます。全体でいくと1分30秒か、40秒は短縮できるという数字でございます。

○議長（南 一成議員） 西本篤史議員。

○議員（3番 西本 篤史議員） 平均現場到着時間ですね、ちょっと聞いた話によると1分40秒、現在地よりか速くなるというふうに聞いております。小行司も当然2分3秒速くすると聞いております。今度の予定地ですけども、上水、下水、この辺の整備はどうでしょうか。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 上水は来ておりますが、下水のほうはありませんので、合併浄化槽とか、そういう処理になると思います。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（3番 西本 篤史議員） これから整備ということになりますけども、この辺も今の見積り費用と、また別精算になるわけですか。

○議長（南 一成議員） 再度、質問内容をお願いします。

○議員（3番 西本 篤史議員） さっきの3億8,000万円、全面立替えの場合、3億8,000万円、この中に今の合併処理施設、これは含まれておりますか。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 費用の具体的な見積書は見ておりませんが、多分入っていないんじゃないかと思います。北と東、同じ状態でやっておりますので、一応、条件違うところは入っていないと思います。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（3番 西本 篤史議員） また、なら金額が変わるということで記憶しておきます。

あと、先ほど住民説明、お話がありましたけども、これは地元地区、東地区、東田布施地区、含めて住民説明されるのか。また、結構、始業点検でサイレン鳴らしたりすると思うんですよね。その辺がどのぐらい影響があるのか。今、城南出張所で毎朝サイレン鳴らしたりしておると思いますけども、城南地区の方がどれぐらい気になっておられるのか、その辺も含めてどうでしょうか。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 私、城南に住んでおりますので近くでございしますが、ほとんど気になったことはありませんし、昔のような引継ぎとか点検じゃないような気がいたします。昔は随分聞こえたような気がいたしますが、最近は随分気にならない、そういう配慮をするということがなっているのかと思います。

それと説明は、やっぱり波野地区であったり全体であったり、今度移転をしてしまいます城南地域についても、丁寧に説明をしていきたいなというふうに思います。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（3番 西本 篤史議員） 説明のほうも、よりよく、詳しく説明していただきたいと思います。

やっぱり近くに消防署がありますと、何か万が一のときにすぐ来てくれるという安心感、これは多分にあると思いますので、その辺も含めて説明のほう、よろしくお願ひしたいと思います。

それで、完成予定ですけども、今後設計されて、それから完成するんですけども、大体イメージ的に完成運用予定、この辺はいつ頃になるか、お分かりですか。

○議長（南 一成議員） 山田総務課長。

○総務課長（山田 浩君） 消防組合の計画上のスケジュールですけども、令和5年度に調査、それから基本設計と実施設計に取りかかって、それが6年度にかけてでございます。それで建築工事が、また6年度から7年度にかけてということで、供用開始は令和8年度を予定しているというスケジュールになっております。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（3番 西本 篤史議員） 令和8年度から運用予定ということで、これから設計されたりいろいろ大変と思いますけども、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、2問目行きたいと思います。少子高齢化に伴う社会教育について、鳥枝教育長、よろしくお願ひいたします。

町の社会教育事業は、町民全員が何らかの形で携わっていると感じております。中でも社会教育5つの重点政策は、生涯を通じた学びの充実、学校・家庭・地域が連携・協働した教育の推進、スポーツ活動への参加の促進、地域と共に進める文化の継承と創造、学校・家庭・地域における読書活動の推進を上げ、地域ぐるみで子供を育てる環境づくりに努めておられます。

しかし、少子高齢化の影響が出てきております。町内のスポーツ少年団では、2団が少子や指導者不足により解団いたしました。また、一部、放課後子ども教室も講師の高齢化により休止されます。

事業継続には、広域化や連携が必要と思いますが、今後の事業方針をお尋ねします。

○議長（南 一成議員） 鳥枝教育長。

○教育長（鳥枝 浩二君） それでは、お答えいたします。

教育委員会におきましては、町民一人一人が生きがいを持ち、活力ある地域社会を築いていけるよう、ただいま議員からもお示しのありました5つの重点施策を掲げて社会教育を推進しているところであります。

しかしながら、近年、社会情勢の著しい変化に伴い、少子化や核家族化の進展、地域住民の連帯感の希薄化が進み、地域の絆を深め、地域への愛着などを醸成するための取組が必要となってまいりました。

また、高齢化も進展しておりまして、これまでのように地域活動に積極的に参画する機会が減少してしまう傾向にもあります。さらには、地域活動の後継者を確保し、次世代を担う人材を育成していくことなど、多くの課題が上がっております。

こうした状況にある中、議員から御指摘のありました町のスポーツ少年団の2団体につきましては、加入者の減少や指導者の都合などによりまして、存続していくことが困難であると判断されたと、そういうふう聞いております。

また、放課後子ども教室、これは小学校区ごとに運営をされておりますけれども、その一部地域につきましては、指導者の高齢化や運営上の課題等によって休止することも検討されていたようですが、現在、継続できるよう関係者等と連絡、調整に努めているところであります。

教育委員会といたしましては、町民一人一人が生きがいを持ち、活力のある地域の充実・発展に寄与する仕組みづくりに取り組むとともに、地域ぐるみで子供を育てる環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（3番 西本 篤史議員） どうもありがとうございました。

まず、スポーツ少年団のことなんですけども、現在11団体ございます。先日の会議で、2団体解団するというのを聞いておりました、もう1団体、これ野球チームなんですけども、今、団員が4人しかいないということで、来年度、募集かけて、ちょっと人数足らなかつたら解団するというふう聞いております。

あと、このまま少子化ということで、今年、田布施町も出生数70人ぐらいということで、今後大変なことになりそうなんですけども。田布施町だけで、こういったスポーツ少年団を運営していくのはだんだん難しくなるのかなとちょっと感じております。ということで、広域化ですよ、例えば田布施と平生町、柳井とか、その辺を含めて、広域化を図るのがベストではないかと感じておりますが、その辺いかがでしょうか。

○議長（南 一成議員） 長谷社会教育課長。

○社会教育課長（長谷 満晴君） スポーツ少年団の今後の継続については、議員から御指摘のとおり、今後は広域化、もしくは町内の存続チームとの連携、こういったものをスポーツ少年団本部長と協議をさせていただいて、可能な限りサポートしていきたいと考えております。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（3番 西本 篤史議員） 今現在154人の少年たちが、このスポーツ少年団に入っております。来年度、どういう人数になるか分からないんですけども、コロナの影響は、かなりありまして、なかなか外でスポーツするとか、その辺も含めて、子供たちも家でゲームしたり、そういった状況になっております。今後、こういった野外活動、これにちょっと力を入れてもらって、もっともっと子

供たち、スポーツに取り組むとか、そういったことも、社会教育課のお仕事だと思っておりますが、その辺どうでしょうか。

○議長（南 一成議員） 長谷社会教育課長。

○社会教育課長（長谷 満晴君） まさに本町では、数年前に比べて、様々な活動がありまして、子供たち、また、保護者の方の選択肢が増えまして、その分、分散してしまうという結果ですね、ことがあります。

今回のスポーツ少年団の解団についても、子供が別のチームに行っているというのも聞いておりますので、そういったところの、この辺はちょっと調整がなかなか難しいのかなというふうに感じておりますが、ここで、継続に向けて、今後は連携を図っていきたいというふうに思っております。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（3番 西本 篤史議員） 次に放課後教室、この件ですけども、これは東田布施小学校の関係なんですけども、ここでは18年前にPTCAというのができました。ずっと継続してきたんですけども、その発足当時の講師の方が、そのまま18年間やってこられたという状況があります。お年もかなり召されて80前後ということで、今回どうじゃろうかということで、この間会議があったんですけども、ちょっと休止しようという話も聞いております。

今回、最初のPTCAできたとき、放課後に課外講師の方が来ていただくんですけども、どうしても子供たちが騒ぐんですよね。そこで、保護者の方にちょっと御協力いただいて、見守りしてもらうという制度ができたんですけども、ここ最近、保護者の方もなかなか放課後忙しくって、なかなか参加されない状況が続いております。でも、どうしてもまた子供たちが、騒いだり何だりということで、学校としてもですね、放課後教室を月曜日のクラブ活動に移行してはどうかという案が出ました。そこで行かれる講師の方もいらっしゃいますけども、やっぱりはやめようという講師の方もいらっしゃいました。そこも含めて、東小だけじゃないと思うんですよね、各学校、校区、ここで講師の方もだんだん高齢化になられたときに、そのときの対策ですよね、どうされるのか、ちょっとお尋ねします。

○議長（南 一成議員） 長谷社会教育課長。

○社会教育課長（長谷 満晴君） 今議員からの御指摘のとおり、東田布施小学校のPTCA課外活動のほうなんですけども、講師の高齢化のというか、体調不良という講師の方もいらっしゃって、また、5名の方ぐらいで、教室を開いていただいているということで、さらにPTAの参加困難という部分で、OBの方も含めて、携わっていただいているんですが、なかなか新規の、現役のPTAの方の参加がちょっと見込めていないということで、それと、そもそもPTCAサイクルが、立ち上がったときは

学校主体で、運営のほうをお願いをしておいて、その5名の方で児童100人ぐらいを募集をかけていたということで、1教室が今年度でいいますと18名の教室もあつたりして、なかなかお一人の方で18名の子供を、まとめ上げるというのは、教員の方でもなかなか大変なのに、地域の方というのはなかなか難しいという声も聞いております。

そういった部分で、今後は教育委員会のほうで事務局というか運営のほうを引き継ぎながら、あと、クラブ活動になりますとどうしても4年生以上ということになりますので、低学年の方をどういうふうに、子供の居場所づくりという意味で受け入れるかというのを現実的に、ちょっと少数になってしまふかもしれませんが、そうしたところで対策をして、運営の継続をちょっと模索していきたいというふうに考えております。

○議長（南 一成議員） 西本篤史議員。

○議員（3番 西本 篤史議員） 本当、近い将来、ほかの学校区域も同じような状況になるかと思っておりますので、その辺を含めて御検討していただきたいと思っております。

もう一件、社会教育に関係することなんですけども、中学校で、今、休日部活動、こういった地域移行ということで今話が進んでおりますけど、この地域指導者人材バンク、この辺も今、募集かけておりますが、この辺の状況はどうでしょうか。

○議長（南 一成議員） 長谷社会教育課長。

○社会教育課長（長谷 満晴君） 人材バンクに関しましては、スポーツ競技経験者の方の情報提供という部分で、今5件、6件ぐらい情報を頂いている状況でございます。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（3番 西本 篤史議員） 中学校の部活動地域移行、最初は来年とか再来年とかいう話だったんですけども、ちょっと延びたんですかね、なかなか人が集まらんという状況で。田布施町も、町内だけで、こういった人材バンク募集かけても、ちょっと厳しいかなと思いますんで、これも広域化を図って、近隣市町村の方でお手伝いできる方も一緒に募集かけてはどうかと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（南 一成議員） 長谷社会教育課長。

○社会教育課長（長谷 満晴君） 地域の指導者に関しては、その方が町外という部分というよりも、その枠組みを広域的にできないかということで、今後は近隣市町と協議をしながら、その可能性を模索していこうというふうに考えております。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（3番 西本 篤史議員） 社会教育というのは、本当、幅が広いんですね。年齢も小学生から



御高齢の方まで、ほとんどの方がこういった社会教育に携わっておられます。今後も、この社会教育、充実していくために、いろんな面で御協力のほうよろしくお願ひしたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（南 一成議員） 以上で、西本篤史議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（南 一成議員） ここで暫時休憩します。再開を、10分間休憩取りますので9時45分と  
いうことだと思います。

午前9時35分休憩

.....

午前9時47分再開

○議長（南 一成議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、内山昌晃議員。

○議員（1番 内山 昌晃議員） それでは、通告に従いまして質問させていただきます。今回は3問  
質問させていただきますして、一問一答で、答弁者は全て町長でお願いいたします。

では、1問目です。事業の評価は施策に反映されているか。

昨年10月に教育委員会事務事業の点検・評価報告書が、11月に総合戦略の評価検証資料が公表  
されました。また、2月27日には、令和5年当初予算概要の説明の中で、新規事業、拡充事業が公  
表され、新年度予算は4億6,000万円の財源不足の中、子育て、人口減少抑制、デジタル化等を重  
点的に予算化したとの説明がありました。

これらを踏まえ、計画、実施、評価、改善という一連のプロセスについて、誰がどのように行い、  
どう改善し、新規・重点事業へと転化したのか。また、評価の低い事業については、どのように改善  
をし、どのように実施していくのか。さらに、財源不足を理由に実施を見送った事業や縮小した事業  
があるか、お尋ねいたします。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えいたします。

教育委員会事務事業の点検・評価報告書は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の  
規定に基づき、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行状況について、点検、評価が行われてお  
ります。

また、田布施町まち・ひと・しごと総合戦略は、内閣府のガイドラインに基づき評価検証を行い、  
その結果を地方創生検討委員会にお諮りした上で、議会にも報告いたしております。

先日の全員協議会で、令和5年度の当初予算概要を御説明いたしました。議員御指摘のとおり、限られた財源の中で、今回も大変厳しい予算編成となっております。

そういった中でも、私の公約であります「子育てに優しいまちづくり」の施策を重点施策に掲げ、また、民間活力を効果的に活用した人口減少の抑制対策、デジタルインフラの構築、公共施設の整備など、新たに13の新規事業と8つの拡充事業を行う予算を編成することができました。今後は予算審査特別委員会で御審議を賜り、議決いただきたいと思います。

それでは、お尋ねの1点目、予算編成の一連のプロセスについてのお答えでございます。当初予算編成の前には、当然、前年度の決算については事務執行状況概要などを作成し、決算審査特別委員会の御承認も頂き、また、総合計画実施計画及びまち・ひと・しごと総合戦略のヒアリングを毎年ローリングで行い、事業ごとの課題・問題点、改善点を整理し、決算状況も含め事業費を検証しております。

また、3年ごとに、田布施町補助金適正化条例第9条に基づき、補助金等の交付の目的及び効果を検証し、補助金等の見直しを行い、決算剰余金が多い外郭団体等には、安易に一般財源への転嫁は行わないように指導いたしております。その後、企画財政課財政係において、予算要求の前に当初予算編成方針の説明会を開催し、基本方針と予算要求基準を示しております。

また、各課が提出する予算要求は、必ず各課長で十分査定を行い予算計上するように指示しており、併せて事務事業の見直しを行うとともに、新規事業や修繕工事、備品購入などには、必ず優先順位をつけることなどを義務づけております。その後、実施計画等の検証結果と各課の予算要求段階で全体のバランスを見ながら、スクラップ・アンド・ビルド方式で副町長査定をまず行い、最終的な査定は私が行っております。

2つ目の、財源不足を理由に実施を見送った事業や縮小した事業があるかについてでございますが、議員も御承知のとおり、予算編成は、毎年、限られた財源の中で査定を行っており、施策の優先順位や費用対効果等を検証しながら、事業の見直しや年度間調整を行いました。

査定内容は、具体的にここでは申し上げられませんが、一例として、経常的経費である扶助費などは、前年度の決算見込み等により令和4年度の一般財源ベースとしたことや、委託事業については職員の負担がかからない程度で職員に直接対応させたこと、これまで施設管理費に計上していた委託についても積極的に職員が対応するなど見直しを行っております。

また、普通建設事業の単独事業では、複数年で施工できるものは関係機関との調節を行い、単年度予算ベースにおいて財政負担の軽減を図っております。

今後も国の動向等を注視して財源確保を図り、経常経費の増加を抑制するなど、将来世代への負担

を増やさないう、引き続き持続可能な行財政運営の確立に向け、取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 内山議員。

○議員（1番 内山 昌晃議員） まずは、限られた財源の中で町長がやりたいということで、子育て、人口減少の抑制、デジタルインフラの構築、公共施設の整備など13の新規事業、それから8つの拡充事業、行うという積極的な予算編成ということで大変いいことだと思いますし、応援もしていきたいというふうに思っております。

では、追加の質問に入りたいと思います。

教育委員会事務事業の点検・報告は、一般の評価委員、第三者的な方だと思いますけど、評価基準に基づいて4段階で評価を行っていると思います。それから、まち・ひと・しごと総合戦略については、内閣府のガイドラインに基づいて評価検証を行い、その結果を地方創生検討委員会に諮っているということであると思います。総合計画は、毎年ローリングを行い、事業ごとの課題・問題点、改善点等を検証しているということだと思っております。

で、教育委員会については第三者が評価を行っている。それから、まち・ひと・しごと総合戦略は検討委員会に諮っているとはいえ、町執行部の中で評価を行っている。そして総合計画についてもしかり、同じであるというふうに思っております。

ちょっと言い方は悪いんですけど、身内の中で評価をするというのは甘い評価になりがちなのではないかなと、厳しく評価を行っておられるのかということが一つと、それから評価基準も不明瞭でよく分からないということもあります。その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（南 一成議員） 森企画財政課長。

○企画財政課長（森 清君） まず、総合戦略についてでございます。

今、議員言われるように、総合戦略については地方創生検討委員会委員さんで、いろいろ諮問していただいておりますが、この第三者にいろいろな分野の産官学と、いろいろ委員さんに入っております。

その中で、その予算にどういうふうに反映していくかというところでございますが、総合戦略のアクションプラン自体のKPIについては、先ほど議員言われるように毎年見直しを行いまして、今、令和元年には69項目があった項目を40項目に統廃合しております。令和3年度の評価で言いますとC評価となったものというのは結構ありますが、コロナの関係で実施できなかったというところが大きな原因だと思っております。達成率が低い分野については新規事業の展開、または事業の拡充など、予算の範囲、また年次的、計画的に行っているという状況でございます。

もう一点は査定、どういうふうに行っているかというところでございます。

これについては、事業の全部またはその一部について、事業の必要性、また、効率性など、優先順位をつけて査定をしております。また、事業規模における単価の経費などについても、慎重に査定を行っているところでございます。また、過去の実績等からも、必要な事業の査定も併せて行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 内山議員。

○議員（1番 内山 昌晃議員） 厳しく評価はしているということで捉えてよろしいでしょうかね。そういうことにしておきましょう。

あと、例えば何をもって高評価、よくできたという評価をしているかということなんですけど、例えば補助金事業等では予算を使い切れれば、町民の方がその補助金を使っているいろんなことをされたというようなことなので、予算を使い切れればいいのかとか、例えば、ある計画を策定をするということがあれば、計画を策定すればいいのか、それとも計画の中身が大変素晴らしいものだったからいいのかとか、例えば、何か目的、目標を掲げて、それが達成できたということが高評価につながるのか。また、その目標値も、過度に低い目標値だったら安易に達成できるわけですから、その辺の目標値の掲げ方が果たして妥当性があるのかということですが、いかがでしょうか。

○議長（南 一成議員） 森企画財政課長。

○企画財政課長（森 清君） まず1点目、何をもって評価しているのかというところでございます。

今、補助事業というお話が議員さんからありました。これについては、先ほどちょっと町長の答弁にもございましたが、補助金適正化条例に基づいて、3年に1回、実施計画、町長と合わせて見直しを行っています。その中で決算剰余金等があれば、本当に一般財源に転嫁しないように町長からも指示を受けておりますので、外郭団体等にはその旨を伝えているところでございます。

また、計画の目標について、どういうふうに行計画等を遂行して予算等に反映しているかというようなことの、多分お伺いだろうと思います。各種計画には、それぞれ計画にはPDCAサイクルがあると思っておりますので、その中で目標値が達成できたかどうかというのは判断されていくべきだと思っておりますが、それぞれの計画に掲げていることを達成するためには、田布施町では実施計画調書というのを作成しておりますので、その中で継続性のあるものかどうかとか、廃止するものがあるかどうかとかというところは、各課ヒアリングを行いながら、それをまた予算に反映しているところでございます。

○議長（南 一成議員） 内山議員。

○議員（1番 内山 昌晃議員） しっかりと、その中身については厳しく査定をしていただきたいというふうに思っております。

一方、今度、評価が低い場合が例えばあったとする場合、ちょっと例えばという話であれなんですけど、ふるさと納税ということがあります。中身については、この後、高月議員がいろいろ質問されますので、中身については一切答えられなくていいので。

例えば、ふるさと納税、令和4年度の当初予算では6,000万円を見込んでおられたということで、決算見込みで4,400万円というふうに、明らかに目標の数値が達成をされていないということがあります。この件、これが、どう評価をして、次年度はどうつなげていくのか。普通でしたら、何て言うんでしょう、達成できなかったので反省をして、前年よりはもっと多い金額を納税というか入れてもらえるように工夫をしていくのが当たり前なのかなというふうには思うんですけど、令和5年度の予算を見ると当初予算4,000万円ということで、決算見込額よりも、さらに低い消極的な予算となっているということもあります。財源不足ということであれば、こういう自主財源でお金を入れなければいけない工夫はしなければと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（南 一成議員） 森企画財政課長。

○企画財政課長（森 清君） まず、大きなところでいえば、KPIの評価の低いところというところは、先ほど1点目のところで御回答させていただきましたので割愛させていただきます。

例えば、ふるさと納税等を例にございましたので、そこでちょっとお話をさせていただきますと、議員言われるように当初6,000万円という歳入を見込んでおりましたが、約2,000万円減の4,000万円というところで、来年度予算も、それに近いものとなっております。これは、ある意味、令和4年度の実績値等に基づいてやっているところで、その財源を一般財源というところでは、そういうものではないと、歳入なのでそういうものではないと思っております。

そういうところの反省点等を踏まえてどうかといいますと、やはり、今ふるさと納税で言えばパンが主力で8割でございます。そういう中で、ある程度新たな商品開発というところもやっていかないといけないと思っておりますし、新規事業者の開拓というところは当然やっていくべきものだと思っております。何らか努力しながらでも、少しでもふるさと納税を増やしていくということはやっていかないといけないということは、担当課長として思っております。

○議長（南 一成議員） 内山議員。

○議員（1番 内山 昌晃議員） あくまでも一例として挙げさせていただいたんで、中身についてはまた高月議員のときによろしくお願ひしたいと思っております。ということで、やっぱりいろいろ努力をし

て、よい事業をつくっていくということで努力をしていただけたらと思います。

それから、先ほどから優先順位という言葉が多々出てきております。それから費用対効果という言葉も出てきております。費用対効果、本当に大切なことだと思います。

これを前提として、私が考えるその優先順位というのがありまして、一つが緊急性ですね、緊急性が高いか低いかというところ、それからもう一つが重要度と申しますか、重要性ということです。重要度も高いものから低いものがある、当然高いほうが優先的になるというふうに思います。それから、重要ということが、町執行部が考える重要なことと、それから町民が考えている重要なことというのが、これが乖離があってはならないと、これが一緒でないと、同じ方向を向いていかないのではないかと申します。で、重要度が高くても緊急性がある場合、これはもう早急にやることだと思います。重要度はないが緊急性がある、これもやらなければいけないことだと思います。重要度は低くても緊急性もない、これはやらなくてもいいというか後回しにしてもいいのかなというふうに思います。

で、ここで、ちょっと一番ここが問題なんですけど、重要度が高くても緊急性がない、こういうことがあると思います。またちょっと例えば話は申し訳ないなんですけど、5年度の重点施策で取り上げられていますが、例えば人口減少の抑制問題。これについては、例えば10年前ぐらいからもうこの問題は取り上げられておまして、10年前から言えば、重要度は高いけど緊急性はないというようなことだと思います。で、例えば、今それを取り組んでおられれば、10年前ぐらいから、今、芽が出て、多少の効果が現れ始めている頃なのかなというふうな気がしております。

先般、島根県の邑南町へ経済厚生委員会で視察に行ったときにも、その町は15年前にその危機感を持ってそういう計画を立てられて、町内にある普通高校に入学の定員を何名にするという目標を掲げて、それを達成をされたということで、これも15年ぐらいかかって、ようやく実が出てきたということでございます。

それから、私が今思う重要で緊急性がないことというのは、圃場整備だと思います。巨額の国費を投入して、もうじき完成する圃場整備ですが、完成したら終わりということではなくて、これをどう生かしていくかというのが非常に大切なことだと思います。どうやるか、それから最大の問題である担い手不足、これをどう解決していくかというのは、もう本当に取り組んでいかなければいけないことだと思います。このへんについてはどんな感じでしょうか。

○議長（南 一成議員） 森企画財政課長。

○企画財政課長（森 清君） 今、様々な御質問等ございましたので、ちょっと要約してしゃべれるかどうか分かりませんが。

優先順位については、議員言われるとおり、緊急性、重要性というのは大事だと思っております。私たち、査定する中で、私が考えるのは、やはり町民目線を持って、重要性、緊急性を考えながら、査定を行っているというふうに思っております。

また、そういう中で、いろいろ例ございました人口減少対策の問題につきましては、令和5年度、新たに民間宅地開発の補助等をして、宅地開発しながら若い世代を誘致していこうという取組を新たに始めるところでございます。

また、企業誘致にしても、サテライトオフィス等の誘致支援等も行っていく予定にしております。圃場整備についてというところであれば、経済課長のほうから回答させていただきます。

○議長（南 一成議員） 山中経済課長。

○経済課長（山中 浩徳君） 圃場整備につきましては、議員御承知のように平成の24年ぐらいから国営圃場整備が始まっております。令和9年に一応全ての地区で完成ということで、おおむね約8割、予算ベースでいくと約8割程度の金額で今進んでおるところでございます。

議員御指摘のように、造るだけではなく、当然、今後その担い手をしっかり張りつけていく。農業のみならず、いろんところで人材不足というのはございますけれども、今それぞれの換地区において、それぞれの担い手を張りつけ、また、企業等も含めて全体的な中で考えておりますので、そういったことで荒らすことのないように施策を進めてまいりたいというふうには考えております。

○議長（南 一成議員） 内山議員。

○議員（1番 内山 昌晃議員） 圃場整備等についてはあくまでも一例ですので、そのほかにも、やはり重要度は高いが緊急性が低い事業というのが沢山あると思います。一度、そういった何があるかというのを洗い出していただいて、またお示しを頂きたいというふうに思います。

答弁にもありましたが、国の動向を注視し、財源確保を図り、経常経費の抑制、それから次世代への負担増とならぬよう、行財政運営をしっかりと取り組んでいくということをよろしく願いをいたしまして、1問目のほう、終わりたいと思います。

それでは、2問目、交流・関係人口の拡大を。

新型コロナの発生から3年余りが経過し、感染法上の分類を5月8日から季節性インフルエンザと同じ5類に引き下げることとなりました。これまで施設の閉館や人数に制限を設けたり、イベントなども長らく中止となっていました。ようやく平常に戻ります。

本町には、交流・関係人口拡大の拠点として、地域交流館と馬島、のんびらんど・うましまがあります。その中で特にコロナの影響を受けたのは馬島、のんびらんど・うましまであると思っております。

これまでの閉塞感を取り戻すためにも、来年度は飛躍のチャンスだと思います。馬島在住の元地域おこし協力隊、また、同じく馬島在住の若者によるしまっこ隊は継続的にひたむきに活動を行っています。町として、彼らとどう関わり生かしていくのか。

また、のんびらんど・うましまにおいては、昨今のキャンプ・サウナブームをどう捉え生かしていくのか。

さらに、長年の懸案事項でもある1年を通してのキャンプ場の運営について新たな展開があるか、お尋ねをいたします。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えをいたします。

新型コロナ関係が発生いたしまして、もう3年余りが経過をいたしました。この間、御質問にあります、のんびらんど・うましまは、令和2年度と3年度に新型コロナウイルス感染拡大により、感染防止の観点から、本来なら開設期間中ということになっているときに休業というような状態にもなっております。その影響もありまして、コロナ前の令和元年度の延べ利用者数が3,184人に対し、令和2年度は755人、令和3年度で1,144人と非常に大きく落ち込んだという実績があるのも事実でございます。

しかし、令和4年度は臨時休業もなく、コロナ前までとはいきませんが、近年のキャンプブームもあり2,069人と、徐々に回復の兆しも見えてきているところでもあります。町といたしましては、令和5年度につきましても期待をいたしているところでございます。

御質問の馬島在住の元地域おこし協力隊や、しまっこ隊と、町がどのように関わり生かしていくのかでございますが、元地域おこし協力隊が企画して行っております、子供を対象とした馬島での日帰りイベントに対し、イベントの周知と町内全小学校にチラシの配布を行う等、イベント等については積極的に協力をさせていただいております。令和5年度につきましては、ようやく日常生活に戻るようなことから、多くのイベントも実施されると思いますので、引き続き協力をしていきたいと思っております。

また、しまっこ隊に関しましては、馬島の魅力に引かれ、令和元年度に移住され、同年からしまっこ隊事業として活動されていらっしゃいます。しまっこ隊メンバーには、馬島に関わり続けてほしい、馬島のファンになってもらいたいという気持ちで活動をされており、しまっこ隊の卒業生には、将来、馬島に住んでみたいという子供さんもいらっしゃるそうでございます。町としても、今後協力できることは積極的に協力して、一緒にやっていきたいなと思っております。

次に、昨今のキャンプ・サウナブームをどう捉えて生かしていくかについてでございますが、町内



外のキャンプやアウトドアに興味を持つ方に情報を発信するために、アウトドアブランドの運営するサイトにキャンプ場の紹介を掲載したり、また、次年度以降につきましては、のんびらんど・うましまを活用し、田布施町観光協会、山口県漁協田布施支店、町など関係機関とも連携しながら新たなイベントを考えていきたい、実施していきたいと考えております。

また、サウナにつきましては、離島では水道が通っていないこともあり、施設としては温水シャワー4基が設置されているだけで、水や施設の課題があり、サウナブームについてはなかなか厳しいというふうに考えております。

最後に、1年を通じてキャンプ場の運営についての新たな展開ですが、のんびらんど・うましまの管理者とも協議をいたしておりますが、現状のスタッフでは、マンパワーの不足や島に住むスタッフのライフスタイルを考えるとなかなか厳しい課題であると思っておりますが、先ほど答弁の中でも少し触れましたが、オフシーズンの11月から3月の間に新たなイベントを関係機関——大学とか、そういったところ、新たな点に、着目しながら協議をして、実施に向けて考えていきたいと思っております。

長年の懸案事項でもありましたが、少しずつではありますが、オフシーズンの活用を図りながら通年営業できるよう、特に課題でもあります水問題について前向きに、いろんな方面の方と検討してまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 内山議員。

○議員（1番 内山 昌晃議員） 馬島に住んでおられる元地域おこし協力隊のお二人、それからしまっこ隊で活躍される若者、本当に地道に、ひたむきに活動を行っておられて、ようやく芽が出てきたというか、コロナも明けまして、いよいよこれからは本番だと思います。答弁にもありましたように、積極的に協力はしていくということで、ぜひよろしくお願ひしたいというふうに思います。

それからまた、関係機関と連携して新たなイベントも行っていくということで、こちらのほうも、またよろしくお願ひしたいというふうに思います。

では、追加の質問なんですが、まずキャンプブームというところでございます。のんびらんど・うましまは、本当にオートキャンプ場といいますか、もう王道のキャンプ場というところだと思います。よくテレビとかユーチューブとかを見ると、いろんなキャンプの楽しみ方があります。例えば、何でこんなことするんだろうと思うんですけども、酷寒の寒い中でわざわざキャンプをすとか、一人でキャンプをしに来る、本当にテント1つだけ持って来て、もう何もなくて、火も自分でおこして、調理も何か取ってきて自分でやったりとか、そういうキャンプの楽しみ方があったり、それから

逆にぜひたく三昧のグランピングというんでしょうかね、そういうふうなキャンプの楽しみ方もあったりとかします。

ここで、どうでしょうかというのもあれなんだと思いますけど、いろんな多様化に対応できる、やっぱりキャンプ施設というのが必要だと思います。のんびらんど・うましまの管理者といろんな話をされて、できることは取り入れていくというふうな方向でお願いしたいと思いますが、いかかでしょうか。

○議長（南 一成議員） 山中経済課長。

○経済課長（山中 浩徳君） 確かに我々が若いときは、キャンプというのは夏にやって、バーベキューして海で泳ぐというような形でしたけれども、今はもう多様性、今言われたようにいろんな形があります。冬のキャンプ、夏のキャンプ、当然いろんな形がありますけども、今後につきましては、今ののんびらんど・うましまはどちらかというと家族向け、夏休み中心向けだと思います。で、先ほど町長の答弁の中にもありましたけども、要は繁忙期を除いた11月から3月の間は、今、観光協会とも馬島とも、実はのんびらんど・うましまの担当者とも話をしておるんですけども、少しぜひいたくな、少し大人向けの冬のキャンプ、例えば海の幸を使ったりとか、またカキのいかだもありますので、そのカキのいかだが、行ったら海がすごく透明度が高くてきれいだというのも、今、漁協さんとも話をしています。ただ、これにつきましては運搬の方法とか、いろいろと高いハードルがございますので、今すぐという形にはなりませんけれども、いろんなことを、ちょっと田布施町は違った形の中で馬島を使い、また、今、麻里府も夢プランというのをつくっていらっしゃいます。その中でいろいろと多様性を含めながら考えていきたいというふうには考えております。

○議長（南 一成議員） 内山議員。

○議員（1番 内山 昌晃議員） アイデア次第で、いろんな幅が広がっていくと思います。もう既にいろいろ考えておられるということで、引き続きよろしく願いをしたらというふうに思います。

次に、サウナの件です。本当にサウナブームで、これはテレビ、ユーチューブとかでもよくやっていますけど、私が想像するのは立派なサウナの施設というふうなのではなく、よくフィンランドとかでやっています、掘っ建て小屋みたいところで、自作の小屋みたいところにサウナを造って、そこで温まって、そのまま湖とか海に体を冷やして飛び込む、それからまたサウナで温める、また飛び込むというふうにして、で、最終的にはそれが「整う」ということで、快樂の極致というか、そういうところに達するみたいなんですけど。例えば馬島の海水浴場の近くに小屋を自作で、DIYで、そういうのを造って海に飛び込むようなことはできないかというふうな単純な思いつきなんですけど、その辺はいかがでしょうか。

○議長（南 一成議員） 山中経済課長。

○経済課長（山中 浩徳君） 大変、今、サウナブーム、キャンプブームも含めサウナブームというのは私も承知しているところでございます。いかんせん、この3年間、コロナによってイベント等もいろいろと中止になっておりますし、また、答弁の中にもございました、なかなかマンパワーというのが少し足りない部分がありますので、ある程度、これも軌道に乗った段階で、今言ったように手作りでサウナができるようであれば、前向きに、また、管理者とも協議は必要だというふうには思っていますので、その辺は前向きに検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（南 一成議員） 内山議員。

○議員（1番 内山 昌晃議員） 前向きな検討をよろしくお願いします。

結局、海水に飛び込むということは、最終的には結局体を洗い流さないといけないということで、やっぱり水が、かなり重要な問題になってくるのではないかとということで、答弁にもありましたけど、やっぱり水、かなり馬島では深刻な状況だと思います。今現在、その水というのは、どのようにされておられますか。

○議長（南 一成議員） 山中経済課長。

○経済課長（山中 浩徳君） 馬島には水道が通っておりません。で、のんびらんど・うましまの水の状況でございますが、これは地下水をくみ上げて、貯水槽に約40トンをためて、のんびらんど・うましまのほうに供給しておるという状況でございます。となりますと、先ほどシャワーも4基で、やはり炊事場等々使うと、これがいっぱいいっぱいになくなってしまおうということで、やはりこの課題を少しクリアしないと、やっぱり通年営業というのはなかなか難しいのかなというふうには考えております。

○議長（南 一成議員） 内山議員。

○議員（1番 内山 昌晃議員） 水を確保するというのであれば、安易なことを言えば、本土から水道管を引っ張ってというのがありますが、これはもう本当にお金かかりますので、これは現実的ではないというふうに思います。

やっぱり水の量を確保するという事は、また新たにボーリングをどこか違うところにして水を確保するかということ。で、恐らく浅いボーリングだと塩分が出てしまうのかなということ、深く掘っていかないといけないのかなというふうにも思ったりもしております。よくユーチューブとかで、自給自足生活をしている人なんかは、水は雨水を集めて、それをろ過して消毒して使っているというふうなこともありますけど、そういう考えがないですかね。

○議長（南 一成議員） 山中経済課長。

○経済課長（山中 浩徳君） 個人で楽しまれる方は、それでも問題はないというふうに思いますけど、公共施設となると、やはり水問題というのはちゃんと整理しなきゃいけないというふうに思っていますので、今言われましたように、今後その水問題につきましてはボーリングも含め、多分かなりの金額が張るんじゃないかというふうに思いますけども、それは少し今後の検討課題としていきたいというふうに思っております。

○議長（南 一成議員） 内山議員。

○議員（1番 内山 昌晃議員） よろしくお願ひします。

それから、先ほど経済課長のほうから夢プランというふうなお話がありました。麻里府公民館を移転する際に、麻里府地域全体の、どうしていくかというプランだと思います。で、これには馬島も当然入っておりますかね。

○議長（南 一成議員） 山中経済課長。

○経済課長（山中 浩徳君） 馬島を含め、麻里府地域全体で、その検討会を含めて、検討をしておるというところがございます。

○議長（南 一成議員） 内山議員。

○議員（1番 内山 昌晃議員） 馬島だけが特別なわけではありませんので、もう麻里府地区全体で、本当にいいプランができることを願っております。

最後になります。ちょっと全然別件なんですけど、今年うさぎ年で、2年後はへび年になります。10年前にスネークロックというイベントがありました。勿島、海が引くと歩いて渡れる島があるんですけど、そこにスネークロックという岩があつて、それを見に行くツアーというのが10年前に開かれました。で、2年たつと、12年巡り巡ってきますので、そういうイベントもあつたということで、ちょっと心の片隅に置いておいていただいて、実現されればというふうに願っております、2問目は終わりたいと思います。

それでは、3問目の質問です。安心・安全なまちづくり。

マスコミで毎日のように報道されている、いわゆる広域連続強盗事件は、高齢者をターゲットに全国各地で発生しています。山口県内では岩国市でも発生しており、本町においても決して安全な地域とは言えません。各家庭においては、それぞれが自衛の手段として防犯カメラや施錠を強化するなどの対応が必要と思いますが、駅前、公園、図書館、主要道等のパブリックスペースについては町が防犯カメラ等を設置するなど、町民の安全を守る必要があります。

今後、防犯カメラの設置予定はあるか、また、ほかに何らかの防衛手段を考えているか、お尋ねします。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） お答えいたします。

防犯カメラにつきましては、令和3年度以前には駅前駐車場に2つ、田布施図書館内に4つ、田布施地域交流館に2つ、令和4年度中に、また交流館の公園のトイレの出入口1か所と、役場庁舎でございますが出入り3か所に設置をしてきております。

今後につきましては、今決まっておりますのは今建設中の保健センターの出入口、急速充電器をつけます関係上、1か所設置を予定をいたしております。

議員おっしゃいますように、高齢化が進む中で、近年、高齢者の行方不明の事案等も発生しておりますし、人口減少により目撃情報も得られにくくなることも考えられることから、道路や公共施設等への防犯カメラを設置することは、犯罪等を予防したり解決したりする上で有効であることは認識しております。

しかし、一方、年間の維持費はかなりのものがかかりますし、またその更新も必要でございます。様々な行政課題がある中では公共性や、何度も申しますが優先順位、どこにつけるのか、何のためにというものはっきり整理をして、住民の方の御意見も伺いながら、設置をしていかざるを得ないというふうに考えております。

御質問の最後に、ほかに何か防衛手段を考えているかでございますが、具体的には、はっきり持っておりませんが、警察、婦人会とも連携して高齢者宅を訪問して、特殊詐欺等への注意を呼びかける取組をしております。その中で防犯について個別の心配をお持ちの方がいらっしゃいましたら、助言や相談の対応はしてまいりたい、また、防犯パトロール隊ともいろいろ相談をしてまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 内山議員。

○議員（1番 内山 昌晃議員） もう今さら言うこともなく、この事件の異常性といいますか、凶暴性といいますか、本当にどこで起こるか分からないということは、もう御承知のことだと思います。私も高齢者の方に話を聞いてみると、特に独り暮らし、独居の老人の方は本当に怖いと。玄関にも必ず鍵をかけて、それからもう変な電話にも出ない。本当に怖がっておられますので、どうにかしなきゃなところだと思います。

既に設置されている箇所も何か所かあると思います。やっぱり外につけているというのが非常に重要だと思います。抑止効果にもなりますし、いざ犯罪が起こったときには犯人確保の手がかりにもなるでしょうし、やはり外につけるといのが非常に大切なことだと思います。各家庭ではやっぱりそ

れぞれが自衛、自分の身は自分で守るということで鍵を二重にしたり、カメラをつけたり、そういうことはやっておくのが当然だと思いますけど、やはり外にカメラをつけるというのが一番効果があるんじゃないかなというふうに思っております。

1問目でも私言いましたけど、この案件は重要かつ緊急性の高い案件だと思っております。町民の生命と財産を守るというのが、やはり町のやるべきことではないかなというふうに思いまして、優先順位はもう本当にトップレベルの高いところだと私は思いますが、いかがでしょうか。

○議長（南 一成議員） 山田総務課長。

○総務課長（山田 浩君） 実は今、内山議員の再質問を聞きながら、私も重要度と緊急度のことをちょっと頭で考えていたんですけども、やっぱり10年前、20年前等と比べると、そういう防犯カメラ、先ほどの町長答弁の中にもありましたけれども、人口が減っていく中で、なかなか目撃情報が少なくなってくるということも予想されます。今まで人がやっていたことは、効率化という点から見ても機械にやらせるということは、これからの時代では一般的に考えられることだろうと思います。緊急度も、内山議員、高いということなんですけれども、ポイントポイントによって、一気に町内に何十か所もつけるということはできませんし、ポイントによって緊急度も変わってくるかもしれません。予算査定もございますので、そうしたことを今後全体的に考えながら、整備できるところはやっていきたいというふうに考えております。

○議長（南 一成議員） 内山議員。

○議員（1番 内山 昌晃議員） あと、答弁にもありましたけど、警察等の連携、それから防犯パトロール、その方たちとも本当に連携をするということや、それからやっぱり注意喚起ですね。注意喚起しても、これは向こうからやってくるものですから、なかなか防ぎようがないんですけど、ありとあらゆるものを、やはり対策は講じておくということがとても大事ではないかというふうに思います。何回も言いますが、本当に緊急で重要な案件ですんで、ぜひ予算のほうも確保していただいて、ちょっとずつでもいいので、有効と思われる箇所から設置をしていただければ大変幸せに思います。よく御検討いただけたらというふうに思います。

以上で質問を終わります。

○議長（南 一成議員） 以上で、内山昌晃議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（南 一成議員） 次に、瀬石公夫議員。

○議員（10番 瀬石 公夫議員） それでは、通告に基づき2件の質問を行います。質問方式は一問一答方式です。

質問事項1は、町の基金及び決算剰余金の活用についてです。答弁者は、町長でお願いいたします。

質問要旨は、今日、町民を取り巻く内外の難局が押し寄せており、依然として新型コロナウイルス感染の生活への影響は続いております。また、ロシアのウクライナ侵攻による物価高騰で、ふだんの町民生活は大きな影響を受けています。

こうした中、町の令和4年度基金、貯金ですね、これの残高見込みは20億6,405万円となっているが、新年度予算で取り崩されたか、また、令和4年度の決算剰余金見込額を詳細に見積もり、新年度予算に反映されているか、お尋ねします。

1、財政調整基金は9億8,061万円となっているが、新年度予算で使用されたか。また、今後の使用計画は。

2、公共施設整備基金3億4,191万円の使用計画は。

3、国民健康保険事業基金1億4,861万円を活用して国保税の引下げを実施しては。

4、令和6年度は介護保険料の見直しの年であるが、介護給付費準備基金2億1,878万円を活用して保険料を引き下げては。

5、令和3年度の決算剰余金は3億1,442万円であったが、新年度予算は幾らと見積もられているか。

以上です。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えいたします。

まず、本町の基金は、条例に基づき12の基金を設置しております。基金の目的は、それぞれ異なるわけですが、一般会計の財政基金でいえば、年度間の財源不足に備えるため、決算剰余金などを積み立て、財源が不足する年度に生かす目的の基金でございます。

それでは、議員お尋ねの1点目でございますが、財政基金は9億8,061万円となっているが、新年度予算で使用されたか。また、今後の使用計画はについてお答えをいたします。

令和5年度の財政基金からの繰入金は1億5,500万円といたしております。この額は平成8年度、27年前になりますけども、波野団地南住宅の建築により2億1,000万円を繰り入れて以降、過去2番目の大きな繰入額となっております。

今後でございますが、新たな財政需要や予算の過不足が生じた場合、補正予算の編成において、収支調整として、さらに基金から繰り入れることも考えております。

なお、今年度は、歳計現金が不足した場合の手段として、一時借入金の借入れは行わず、代わりに基金条例第5条の規定を適用し、財政基金の繰替運用を行っております。

2点目でございますが、公共施設整備基金3億4,191万円の使用計画についてでございますが、令和5年度は基金からの繰入れはありません。令和4年度に改訂いたしました公共施設等総合管理計画に基づき、長期的な視点に立って、公共施設の更新・統廃合・長寿命化等を行うために、基金からの繰入れを計画的に行ってまいります。

3点目の国民健康保険事業基金を活用した保険税の引下げについてでございますが、国民健康保険税につきましては、今年度から基金の繰入れを見込んだ保険税の引下げを既に行っております。今後基金の繰入れにより税率の変動を抑えたいと考えており、新年度には5,400万円の基金繰入れを予算計上いたしております。

4点目の介護給付費準備基金を活用した保険料の引下げについてでございますが、令和5年度は、3年に1回となります介護保険計画の策定及び介護保険料の見直しを行う年となります。3年前の計画では、保険料の抑制を行うために1億5,000万円の繰入れを計上しており、新年度は4,300万円の繰入れを予算計上いたしております。

このため、5年度末の基金残高は前回より減少する見込みでありますことから、前回と同様の繰入れを見込むことは難しいと思っておりますが、長期的に健全な運営が行えるよう計画的に基金の繰入れ等を行い、保険料の上昇を抑えていきたいと考えております。

5点目の令和3年度の決算剰余金は3億1,442万円であったが、新年度予算は幾らも見積もられているかについてでございますが、一般会計及び特別会計の令和4年度における決算剰余金の額を決算確定の前に見積もることはできませんので、令和5年度の一般会計及び特別会計の繰越金は目出しで計上いたしております。

なお、一般会計の歳出については、前年度の決算が確定すれば、その額を地方財政法第7条の規定に基づき、実質収支額の半分以上を基金に積立て、または地方債の繰上償還に充てる必要がありますので、そのルールに基づき、9月補正予算で決算剰余金を基金に積立てることといたしております。以上でございます。

○議長（南 一成議員） 瀬石議員。

○議員（10番 瀬石 公夫議員） 財政基金9億8,061万円でございますが、少し新年度で取り崩されるようですが、学校給食費の無償化を通して子育て支援をしていくと、そういう覚悟を町民に示されてはどうかということで、5年度から周防大島町が小中学校の給食費を無償化し、岩国市、和木町については既に無償化をしております。上関町は半額無償化しているが、今後の本町のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（南 一成議員） 森企画財政課長。



○企画財政課長（森 清君） 学校給食の無償化についてお答えをいたします。

現在、御存じのように厳しい財政状況でございます。令和6年度以降も基幹系システムまたは一部事務組合の補助金の増額など予測されておりまして、さらに厳しい財源不足が想定されます。これらのことから、現在のところ、学校給食の無償化については考えておりませんが、様々な子育ての施策がございます。これは医療費の助成等についてもそうですが、これは自治体で格差ができないように、これは国策で対応していくべきものだというふうに考えております。

○議長（南 一成議員） 瀬石議員。

○議員（10番 瀬石 公夫議員） この給食費の無償化を12月議会でも一般質問を行ったわけですが、これは町民の方が、この2022年、昨年9月11日の日本経済新聞を持ってこられて、これはどういうことかといいますと、「給食無償化で子育て支援を」ということで、公立小中学校の全児童生徒の給食を無償化する自治体が相次いでいると。食品値上がりで保護者の負担が高まっており、幅広く子育て世帯の家計を支える狙いだ。そしてこの経済新聞には、多くの市町村が無償の方針であると、そういうことで、大きな市、千葉の市川市、あるいは葛飾区と、なかなか大きな市町村、区や市は相当なお金がかかるんでなかなか難しいんですが、そういうように行っていると、全国的にこういう波が押し寄せているのがもう確実でございます。

そういうことで、町長は子育て支援を町の重点施策とされておりますが、子育て世帯誰しもが歓迎する給食費を無償化し、子育て支援をしていく決意と覚悟を町民に示していただきたいと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 前回、瀬石議員からお話も頂きまして、いろいろ検討もしておりますが、現時点では、なかなか本町の場合、給食の無償化にすぐ取り組むというわけにはなかなかいかないと思います。確かに子育て支援というのはいろんな面があります。医療費のほうは高校生まで完全無償化でやってきましたので、一応到達をしたのかなと思います。

先日、岩国で岸田総理とお話をする機会がありまして、岩国から皆市長が口をそろえて言うのは、国がやっぱり子育て支援をある程度やってもらわないと各市町はもう限界ですよ。もう競争のようになって、財源がない、かかわらず、今言うように、もう学校給食は無償が当たり前だと。となったら財源があるなしで、各市町村、本当に苦しい状況になってくるということで、岩国の福田さんはじめ6人おりましたけども、本当に総理に直接言うことじゃないと思うんですが、子育て支援を倍増したいとかいうことも当然おっしゃられておりますので、そういうところにも、医療費は、この辺、大体高校までやってきましたので、そこにばらつきがあるからやってほしいということで、国のほう

でも考えてほしいということは申し上げました。

給食は、やっぱり人数が少ないところは可能なんです。上関町はやっぱり人数が少ないですから、財源的にもそんなにたくさん要りません。今議員おっしゃいましたように、非常に人数が多いところで無償化するとすごい多大の経費が要るわけですが、そこに特定の財源があったり、ふるさと納税とかいろんな制度で自主財源をお持ちのところ、ないところ、また防衛費の関係であるところないところ、懐事情が違うもんですから、ここは国一律で、はっきり示してほしいということは、先日、岸田さんのほうへ申し上げたばかりでございますので、当然子育ては重要でございますので考えておりますが、すぐ本町の場合、現状で取り組むというのは非常に厳しいということで御理解を頂きたいなというふうに思います。

○議長（南 一成議員） 瀬石議員。

○議員（10番 瀬石 公夫議員） 今、答弁がありましたように、岸田総理も子育て予算倍増と言っておられるんで、そういうことで国のほうから100%補助でなくても、そういう兆しが見えれば率先して無償化に取り組んでいただきたいとこのように思っております。

次の質問に移ります。それと、この基金もこのように貯金があるということで、町道の草刈り、保守管理について、議会の一般質問、自治会長集会等で議論や話題になることが非常に多いわけです。基金の有効活用でしっかり取り組んでいただきたいと。この草刈りについては多くの町民が高齢化の中、これからも道路脇の草刈りができるのかと不安を持っていらっしゃる。そういうことで予算を大幅に増額され、役場の重要な業務として取り組んで、これからいってほしいと思うわけですが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（南 一成議員） 川添副町長。

○副町長（川添 俊樹君） 今までも何回も御質問いただきまして答弁したとおり、地元でやっていただくことに、ある程度の限界が来ている自治会もございます。その辺の取組について、町と自治会と委託業者とを含めて、どういった形が一番いいかというのをずっと考えておりますので、今後、試験的な会計年度任用職員運用でそういった取組もやっていきたいと思っておりますので、もう少しお時間を頂いて見守っていただければというふうに思っています。問題点については以前から十分認識をさせていただいておりますので、今後、職員で知恵を出して対応策を考えたいというふうに思っています。

○議長（南 一成議員） 瀬石議員。

○議員（10番 瀬石 公夫議員） よろしくお願ひいたします。

草刈りの問題は自治会長集会にも私もオブザーバーで出させていただいたが、そのときは県道の草

刈りが多かったわけですが、町道も同じ考えだろうと思うわけです。高齢化になって、県道の方が言われるのには、やっぱり危険も伴うと、もうできないと、車が今は多いですからね。町道もそういうことにずんずんなってくると思います。年を取って、道路脇で草刈り機を振り回しよったら、車が来ても気がつかんというようなことになりますので、ひとつよろしく願いいたします。

それで、3番目の国民健康保険でございますが、基金は1億5,000万円程度ありまして、令和5年2月現在ですね、この2月現在では国保税は予算より4,738万5,000円の徴税増でございます。これだけたくさん、4,700万円ほど多く入る見込みでございます、税金は。そして保険給付費、医療費については3,937万7,000円の減額見込みとなっております。こうしたことから国保特別会計は予算的余裕が相当あると思われまます。今後、国保税の引下げを検討していただきたいと、来年度——本年度はもう間に合いませんから——ぜひしていただきたいと思うわけですが、お考えをよろしく願います。

○議長（南 一成議員） 吉村健康保険課長。

○健康保険課長（吉村 明夫君） 国保税につきましては、新年度予算で5,400万円の基金繰入れを計上しております。

○議長（南 一成議員） 瀬石議員。

○議員（10番 瀬石 公夫議員） 国保税、ほとんど、あと何か月ですかね、1か月分の支払いぐらいいしか医療費ないわけです。そして税金も、ほぼ確定しちよる、もう納付書が出ておりますから。そうすると4,738万5,000円多く調定が上がっているわけです。調定っちゅうたら、これだけ多く入っているわけです。それで保険給付費、医療費は、町民の方が健康であったんだろうと思うが、4,000万円ばかり医療費は下がちよるんです。そうすると繰越しが出るというのは、もう今から予想がつくわけです、来年度の。そして基金は1億5,000万円ぐらいある。5,000万円取り崩すといっても、先ほどの町長の答弁にもありましたが、翌年度の繰越金は分からないんで、国保でいえば1,000円ほど繰越金が見てあるわけですね。今これを見ると、相当な繰越しが出るというのはもう見込めるわけです。そういうことで、6年度、本年度はもう無理でしょうから、6年度はどのように下げられる見込みかどうかということをお聞きいたします。

○議長（南 一成議員） 吉村健康保険課長。

○健康保険課長（吉村 明夫君） 前年度の繰越しがありましたため、今年度、保険税の増税分も含めて基金の繰入れを予定していたのを3月補正で落とすようにしております。ですから、そこまでは繰越しが出ないと見込んでおります。で、新年度以降、今度は繰越しの財源がもう少なくなってくると思いますので、それを見越して基金を繰り入れながら保険税の引下げを行うように試算し、4年度に

保険税の税率改定を行っております。で、5年度の状況を見ながら、6年度以降の保険税について、また検討したいと思います。

○議長（南 一成議員） 瀬石議員。

○議員（10番 瀬石 公夫議員） よろしく願いいたします。よく見られて、余裕があるようだったら引下げのほう、お願いしたいと思います。

国保税、次の介護もそうですが、特別会計、目的税ですからね、医療費以外には使えんのために、その辺はよく試算をして、なるべく下げられて、こういうことをいうとよく役場の人に叱られるのは、よいよ足らんときは借入れでもして、翌年度これだけ足らなかった、だからどうしても国保税を上げなきゃいけないんだという、町民の方にお頼みして上げらしてもらおうと、最初から貯金をすることは無いと思うんですよ。それは何でかという目的税ですから。はい。まあひとつよろしく願いいたします。

それと次に、さっきちょっと述べましたが介護保険の特別会計のほうに移らせていただきます。医療費等を見ますと、あまりまあ、これは横ばい程度で、繰越しもあまり出ないんじゃないかと思うわけですけど、この介護給付費の準備基金が2億1,878万円あるわけです。2億円あるんです。そうすると保険給付費は大体税金に使っても国の補助等がありますんで、3割しか税金には影響してこんわけです。そうすると1億円ずつ毎年医療費が伸びても、7年間は2億1,000万円あればもつということなんです。そうすると3年に1回の見直しですから、税金は、ぜひこっちのほうも下げていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

それともう一つ、非常に介護保険が安くなったというのは、2年前に下げましたね。そうすると非常に喜んでおられます、町民の方が。ひとつお考えを。

○議長（南 一成議員） 吉村健康保険課長。

○健康保険課長（吉村 明夫君） 2年前の保険料の試算を行う際に1億5,000万円の繰入れを見込んで算定を行って、2年前は保険料を下げる事ができております。ですから、単純計算しますと、今度新しい3年間も1億5,000万円、基金を繰り入れれば前回ととんとの計算にはなるんですけども、介護保険というのは3年間で、初年度、2年目、3年目とだんだん給付費が上がって、保険料に対して給付費の割合が上がりますので、1年目は保険料のほうが高くなって、3年目は給付費のほうが高くなるような算定にはなるんで、4年度、5年度を見て基金残高が前回ほどは残らないと思いますので、そこで計算しながら保険料を抑えていきたいと考えております。

○議長（南 一成議員） 瀬石議員。

○議員（10番 瀬石 公夫議員） その国保もですけど、保険給付費ですね。介護給付費それ等が、

意外と3年間、横ばいかむしろ下がっておるわけですね。それは、町民の方が非常に健康に気がつけられたという、ありがたいことではあるんですが、将来どのようになるかちゅうのは見込みにくいんですが、この傾向からいくとそれほど大幅に保険給付費等が伸びるとは思われないんです。

それじゃから、そのぐらいで見込まれて保険税を試算されて、よいよ足らんときは、それは借入れでもしょうがないですね。それは、連合会なんか貸してくれると思いますよ。それか、療養機関が待ってくれるんですよ、大きなところが。ちょっと払えんからと、このたび赤字になるからと、そういうことで検討されたらいいんじゃないですか。ぜひ、していただきたい、こういう、これからアフターコロナになって、大変町民生活が苦しいときになりますんで、よろしく願いいたしたいと思います。

それと、先ほど、ダブるわけですが、令和3年度の決算剰余金は国保特別会計では3,715万3,000円、そして介護保険料では6,500万円も繰越しが出てると、それでおのおの予算化されてるのは1,000円。

まあね、翌年度のことだから分からないといえればそれまでだけ、大体毎月医療費を払ってるんだから、今頃になったら大体どのぐらい、ぴっしりはいかんにしても1,000万円単位ぐらいだったら、普通分かるわけですね、どのぐらい繰越しが出るかというのは。その辺も繰越しの実態に合わせて予算化されれば、必ず保険税、介護保険料は下げられると、このように確信しております。

そのあたりで、十分、令和5年度の予算の中で考えていただきたいと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（南 一成議員） 吉村健康保険課長。

○健康保険課長（吉村 明夫君） まず、赤字になったときの借入れにつきましては、決まりで、県の財政安定化基金から借入れを行い、次の3年間でその返済を含めて保険料算定することになりますので、次の3年間で保険料が大分上がるようになってしまいますので、赤字になるのは避けたいと考えております。

で、前年度の繰越しの6,000万円につきましては、国が見込みで負担金等を頂いておりますので、そのうちの4,500万円ぐらいを次年度に返還するようになりますので、実際にはそこまでは繰越しは出ておりません。

国保税につきましても、介護保険料につきましても、基金をそんなにためようとは思っておりませんので、適切に繰り入れながら保険料の抑制はしていきたいと考えております。

○議長（南 一成議員） 瀬石議員。

○議員（10番 瀬石 公夫議員） ひとつ、その辺を適切によりしくお願いいたします。

さっきありましたように、本当に医療費が払えなくなったら借りる手段があるでしょう、そういうね、県で、まあそれは、まあ最悪って言えば最悪ですけど、そういう制度があるんだから、あんまりこう医療費が毎年高くなるというような見込みを立てられずに、堅いあたりで医療費を見込まれて、試算をしていただきたいと、このように思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

次に、質問事項は各小学校のプール対策についてです。

答弁者は町長、教育長でお願いします。

質問要旨は、町内各小学校にはプールが設置されており、水に慣れ、泳ぐ運動で生徒の安全確保や体力向上につながり効果を上げている。しかし、プールの更衣室、トイレは、和室で古く、早急に改修が必要と思われる。

また、プール設備、プールサイド等も老朽化しており、今後どのような対策を取ろうと考えられているか、そこで、次のことについてお尋ねします。

1、計画的な修繕計画はあるのか。

2、プール及びプールサイドが老朽化しており、生徒が足や手を擦りむくなど、けがが発生すると聞いているが対策は。

3、プール開設時の水質管理や設備管理は、誰がどのように行っているか。

4、スポーツセンターのプールを授業で使用できないか。生徒の移動方法や授業時間の確保など検討課題はあると思うが。

5、スポーツセンターのプールを使用する場合の費用対効果を試算することが必要と思うがどうか。

以上です。

○議長（南 一成議員） 鳥枝教育長。

○教育長（鳥枝 浩二君） まず、私のほうから、小学校のプール対策に関する御質問の全体を通してお答えをさせていただきます。

御案内のとおり、小学校の学習指導要領の体育科の水泳運動におきましては、低学年は水遊び、中学年は浮く・泳ぐ運動を学習し、そして、高学年では水泳運動の楽しさや喜びを味わい、水泳の技能を身につけることができるよう指導することになっておりまして、水泳場の確保が不可欠であります。このため、本町におきましては、昭和40年に東田布施小学校、昭和43年に麻郷小学校、昭和44年には田布施西小学校と城南小学校にプールが新設、設置されておりますが、いずれのプールも完成からおよそ55年前後が経過しているのが現状でございます。

1点目のプールの修繕計画につきましては、現時点では策定しておりませんが、これまではプール

の老朽に応じて補修塗装、デッキ部分の改修、フェンスの改修、ろ過器の取替え、こういったことなど個別に修繕に取り組んできたところであります。

2点目の施設の老朽化に伴い、児童が手足を擦りむくなどのけがが発生した件につきましては、プール槽のコンクリートの側面部やプールサイドの犬走り部の凹凸に起因するものと承知しておりまして、プールサイド部につきましては、すぐに人工芝のシートを敷くなどして、擦りむくことがないよう応急措置を講じたところであります。

今後、施設設備の老朽化に伴う危険箇所の把握や安全面の確保につきましては、学校における定期的な安全点検の結果も踏まえまして、迅速に対応してまいりたいと考えております。

3点目のプールの水質管理や設備管理に関しましては、毎年のプール開設時にはろ過器の点検保守を専門の業者に依頼するとともに、法定点検による水質検査を業者に依頼して実施しているところであります。

なお、使用開始前のプール清掃や水の入替え、及び使用期間におけるプール水の補充、塩素濃度の確認など、日々の水質の維持管理につきましては、学校で実施することとしております。

4点目のスポーツセンターのプールを授業で使用するることにつきましては、各学校の水泳指導に係るカリキュラムの実施計画やスポーツセンターのプール施設の利用状況等を勘案して実施時期の調整を図るとともに、各学校からスポーツセンターのプールまでの移動方法や輸送手段等について検討する必要があります。

今後、各小学校のプールのろ過器設備やプール槽の本体等の劣化の状況を見極めながら、順次、段階的に中学校のプールの使用も視野に入れながら、検討していくことになると考えております。

5番目の費用対効果に関しまして、プールを新設するということになりますと、プール本体がおおよそ1億5,000万円から2億円の経費がかかると聞いておりまして、さらに更衣室やシャワー施設、トイレなどの附帯設備も含めますと巨額の費用となります。

一方、各学校からスクールバスを活用して、スポーツセンタープールまで児童をピストン輸送する場合には、移動に係る経費に限って試算しますと、バス1台1回3時間当たり6,000円としますと、4小学校合わせて延べ210回分が必要となりまして、年額約126万円程度の経費が毎年必要となるということになります。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 瀬石議員。

○議員（10番 瀬石 公夫議員） 町長のほうはええですかね。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 質問が重複しますので、最初は教育長のほうから全体を通して田布施町としての考え方を説明させていただきました。

御質問に応じまして、私のほうから御答弁させていただきます。

○議長（南 一成議員） 瀬石議員。

○議員（10番 瀬石 公夫議員） それでは、平成29年3月に公共施設等総合管理計画が策定されており、この中にはプール等の公共施設の統廃合の計画はあるのでしょうか。

人口減少、少子高齢化の中、今までどおりの公共施設の維持管理は困難となってくると思いますがいかがでしょうか。

○議長（南 一成議員） 森企画財政課長。

○企画財政課長（森 清君） 先ほど、今、議員が言われました公共施設等総合管理計画、令和4年3月に改定しているところでございますが、その中にはプール等はありません。

○議長（南 一成議員） 瀬石議員。

○議員（10番 瀬石 公夫議員） あれをちょっと読ませていただくと、その統廃合とか、公共施設を何年間に幾ら減すとかいうようなこともなかったようなんですが、今後、そのように公共施設も少し見直しをしていかなきゃいけないんじゃないかと、このように思っております。

そして、先ほど、スポーツセンターのプールを使ったらどうかということ、そうすると、あそこは夏はいろいろ子供の水泳教室なんかやってるんで、なかなか空き時間がないんじゃないと言われてるのではないかと、質問書を出した後に気がつきまして、そこで中学校のプールを使用されたらどうかということを言おうと思っておりましたが、先ほど言われましたんで。

中学校のプールを使用するというのも選択肢に入れてもらって、こうしたことを、こうした有効活用することが人口減少、特に子供さんは今70名前後ですかね、生まれた、我々のときは400人近い同級生がおったわけですが、そうするとやはり、そういう学校施設はなかなか言いにくいんですが、ある程度そういう統廃合、スクラップアンドビルド、ある程度そうしないと、やはり田布施の20年後等を考えると、田布施がこのまんまでやっていけるんだろうか、田布施がどうも田布施単独じゃ難しくなるんだろうかとか、そういうことを、私もねあんず思うことがあるわけです。

そういうことを踏まえて、ぜひ、こういうことを進めていただきたいと思うんですが、そのあたりのように。学校もいろいろ修繕がいろいろあります。統廃合できるような施設があれば、ちょっとお聞かせいただきたいと、このように。

○議長（南 一成議員） 鳥枝教育長。

○教育長（鳥枝 浩二君） 施設設備につきましては、どうしても老朽化が進んでいきますので、老朽



化していきますので、それへの対応というのがとても重要になってくると思います。

特に学校におきましては、児童生徒の安心安全ですね、安全をいかに確保していくかということが優先順位というか、最も重要だと考えております。

今のプールの施設に限って申しますと、実際には今、小中学校ともプールを使用する実施時期が6月の中旬から7月の中旬、下旬あたりまでを、ちょうど夏休みに入る前ですが、そこで使用していません。一番の理由は、水温の問題があります。だから、閑散期にスポーツセンターのプールを使用するのは、なかなか現実として難しいことと、それからスポーツセンターのプールは、現在は屋根がついておりまして、日光が直接当たらずに温水施設もありませんので、このあたりを考えないと実際に児童をスポーツセンターに運んでも、そこで十分水泳が実施できるかどうかということの判断が必要になります。

現在でも、各学校では気温と水温の差を測りながら、安全を期して水泳を実施しているという現状がありますので、施設だけがあればすぐに実施できるかというような面があるかなど、このあたりも今後、検討していかないといけないかなど思っています。

ただ、御指摘の施設の老朽等につきましては、総合的に、抜本的にというのはなかなか難しいのが現状で、個別の事案に対して安全確保の観点からできるだけ迅速に対応してまいりたいと、そういうふうに考えております。

○議長（南 一成議員） 瀬石議員。

○議員（10番 瀬石 公夫議員） 今、言われましたように、何かスポーツセンター、昔はナイロンのようなんで囲んであったから、まあ早くからプールの中が暖かくなって泳げるようでしたが、今度、普通の屋根にしたらなかなか温度が上がらんということも聞きました。

そういうことも含めて、今の4つのプールを、そりゃ維持するちゅうのは、さっき1億円から2億円、1億何ぼから2億円ぐらいかかるというんで、それはちょっと不可能だろうと思うんで、しっかり検討していただきたいと、まあこのように思っております。

それと、先ほどのように僅かなお金かも分かりませんが、水質管理等は相当な経費が委託をされておりますんで、かかると思いますんで、その辺も含めて、できる学校から中学校のプールを利用してもらったり、スポーツセンターのプールを利用してもらったり考えていただきたいと思います。

それでは、以上をもちまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（南 一成議員） 以上で、瀬石公夫議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（南 一成議員） 実は、コロナがある程度8波が終わって収束したということで、先日の議

会運営委員会で一般質問は1時間という形に変更しました。今までは40分の短縮でしたが、そういうことで、今回3名の議員が午前中に一般質問しましたが、予定どおり1時間を組んでおりましたので、3名ということにしていました。この次の議員をすると、今度また中途半端な時間になります。

12時半になりますので、一応、この時間をもちまして暫時休憩したいと思います。

中途半端な時間ですが、そういうことになりましたので、御理解いただけたらと思います。

午後の再開は13時30分、1時30分から開催しますので、お集まりいただけたらと思います。

以上です。

午前11時23分休憩

.....

午後 1時00分再開

○議長（南 一成議員） 休憩前に引き続き、本会議を開きます。

次に、松田規久夫議員。

○議員（4番 松田規久夫議員） 私は、一問一答で3問質問をします。

まず最初に、30 by 30と題しまして、町長に答弁をお願いいたします。

G7各国は、2030年までに地球の陸と海の30%を自然環境エリアとして保全することを目標としている。日本は、自然保護エリアが陸上で約10%、海で約17%の追加認定が必要な状況だ。環境省は、保護エリアとして認定実現を目指している。

世界気象機関WMOの事務局長は、異常気象はもはや新しい平常だとCOP27でこう述べた。

また、国連事務総長は、私たちは気候変動地獄へと向かう高速道路でアクセルを踏み込んだまま走っていると対応を求めた。

世界気象機関2015年から2022年の8年間で観測史上最も気温が高くなると分析結果を示した。世界の海面上昇幅も過去最高になったと公表した。

田布施町は、海、川、山に囲まれ、飛地もある自然豊かな50平方キロメートルの町である。しかし、この豊かな自然が変化している。温暖化による自然破壊と人間の生活スタイルの変化が影響していると考えられる。海も森も荒れ、川も昔と違う。

小行司には町の天然記念物のギフチョウも生息し、生物多様性の保全と持続可能な森林資源の利用が望まれる。馬島、麻里府海岸の海藻の再生事業、これにより魚や貝が復活し、漁業で生活が成り立つようにはできないか。新たな漁業移住者も期待できる。環境省に働きかけ、国のモデル事業として認定を受ければ財政支援が可能ではないのか。モデル事業は馬島観光の促進、小行司地区の活性化につながると思う。

国・県への働きかけを町はどのように考えるかお尋ねします。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えいたします。

ただいま御質問にありましたように、G7各国で2030年までに、陸と海の30%以上を保全する目標を持っており、現在、日本では陸が20.5%、海が13.3%を保全地域として保全されていると聞いております。

今後、こうした地域を増やすことで、健全な生態系を回復させ、豊かな恵みを取り戻すこととしており、観光や交流人口の増加など、持続可能な地域づくりに期待できるとされております。

それでは、御質問の、馬島・麻里府海岸の海藻の再生事業、これにより魚や貝が復活し、漁業で生計が成り立つようにできないかということですが、素潜り漁を行う漁業者からも、近年の環境変化で藻場が減少していること、また、磯焼けによりアワビやナマコなどの資源が減少しており、地球温暖化による環境の変化を身近に感じているといった声を聞きます。

これに対し、本町の水産業振興対策として、町の実施する事業には漁場保全事業があります。この事業は、山口県漁協田布施支店の行う海浜清掃や、漁業者が操業中に漁具に入ったごみを回収した経費に対して補助を行うものでございます。

令和3年度に漁業者が回収し処理されたごみの量は、不燃物1,950キロ、可燃物905キロとなっており、このように毎年2トンから3トンもの海洋ごみが漁業者によって回収されております。また、令和3年度には、山口県の実施する水産環境整備事業として、令和3年度に幼稚魚保護育成礁を7基、馬島地先に沈設いたしました。これは、放流を行った種苗や幼魚の保護を主な目的とした人工魚礁です。

令和4年10月に設置後の環境調査を行った結果、人工魚礁の表面にはフジツボなどがしっかりとつき、5センチ程度の海藻の幼体が着生していることが確認され、魚類では小型のキジハタやイシダイ、ハゼ等の魚類が内部や周辺に集まっていることが確認されるほか、それらの餌となるエビ類も内部に確認されたところでございます。

このように、保全事業や漁礁設置をすることで、海の環境整備を実施しており、漁業で生計が成り立つように、これからも引き続き実施をしていきたいと考えております。

なお、30by30に係るモデル事業補助につきましては、現在、国において経済的なインセンティブの素案について論点整理が行われている段階であり、30by30に特化した制度というよりは、既存のいろんな補助事業を活用したといった視点で整理されてくるということで認識いたしております。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 松田議員。

○議員（4番 松田規久夫議員） 漁業について詳しく回答いただきましてありがとうございます。

私としましては循環型の森林資源を利用した、こちらのほうも質問したつもりだったのですが、漁業関係を詳しく回答いただきましたので追加質問として、本来は最後に聞こうと思っていたことを先にお尋ねします。

カブトガニです。10年程度前には私、カブトガニを実際に目にしました。で、当時、話を聞きますと、カブトガニの血液は青いんだと、それでこの血液を利用すれば医療に利用できるというふうな、確かめてないですから事実かどうか知りませんが、そういうふうなことを10年前にした記憶があるんですよ。で、昨日、何人かの議員にカブトガニはまだ生存しとるんじゃないかという話をしましたら、いや、生きてるよという話をしました。それで、この30 by 30、環境省なんですよ。「カブトガニ 環境省」という格好で、スマホで、私、スマホの使い方上手じゃないんですがスマホで見ますと、瀬戸内海、カブトガニの生息地域が赤い点で示されているんですが、平生湾、要するに麻里府海岸、その表示がないんですよ。ですから、天然記念物のカブトガニなんかは生存してるっていうのは環境省は知らないんじゃないかなと、そういう気がするんです。

ですから、国にいろんな事業か何かやらしてもらおうと思ったときには、何かアピールするものを持って行って、それでこういう事業をやるから、田布施は財政が苦しいから、補助金として小さい予算を大きく膨らますんで事業が成り立つからというふうな、そういうアピールが私はいるんじゃないかと。ですから、町の職員もしっかりいろんなことを勉強してもらって、国のいろんな制度を利用して、田布施の単独事業であれば、こんな小さなお金かも分かんませんが、県とか国から補助事業をもらって、こういうふうに大きくして事業を行っていくというこういう能力が、私は職員に要求されるんじゃないかというふうに考えております。

町長、その職員、若くて立派な職員多いんですが、もっともっと勉強していろんな制度を利用して、町のためにいろんなところから補助金を引っ張ってこいというような、そういう指導っていうのはどんなものでしょうか。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） ありがとうございます。カブトガニに御質問が来るとは思っておりませんが、おっしゃるようにカブトガニ、平生湾たくさん、いつとき全然いなくなったんですが、永大の関係だと聞いているんですが、あの大きな船が入ってくると水がきれいになって、すごい増えて漁師さんが網を引っ張るとカブトガニがすごい入って、その処理に困るということで私もお聞きしたこ

とがありますし、先ほどおっしゃられた血清とか薬になるということなんです、アメリカにカブトガニがあるんです。大きさがこれぐらい、日本のボディの4倍ぐらいの大きさだと聞いております。ですから、その1匹1匹から取るその血清なり、量がやっぱり日本のカブトガニは小さ過ぎて、なかなか事業化にならないということで別府の方からもいろいろ御相談を受けたりして、いろんな民間企業もやってみようかという話までいったそうなんです、なかなか事業化のほうにはいってないということで、それも随分、やっぱりいろんな研究をされて、調査もされて、民間ベースでやってこられたということで、役場のほうにお話があったんですが、なかなか行政がやる事業とそのときはマッチングしませんでしたので、具体化はいたしませんでしたが、ほかにもおっしゃいますように、やっぱりいろんなアイデアを持って国に要望していく、経済産業省とか、農林水産省、いろんな視点で今事業も展開しておりますので、何らか該当になるような事業があれば、補助金なり交付金なりもらって事業ができれば地域振興にもなりますので、まずは議員おっしゃいますように、アンテナを張って小さなことでもやっぱり何か地域振興にならないかという、職員がそういう意識を持ってマスコミの情報なり、地域の情報に耳を傾けられるようにして、いろんな先進地にも行かせて研修もさせたいんですが、なかなかそこに今、コロナの関係で至っておりませんが、今後、いろんな研修センターもありますので、補助金とかまちづくりの研修は行かしてみたいと思います。ありがとうございます。

○議長（南 一成議員） 松田議員。

○議員（4番 松田規久夫議員） 自分の思いを少し述べるかと思っておりますので、ちょっと長くなったら御容赦ください。

ウクライナ侵攻を含めた世界中の戦争、台風や大雨、先般トルコで大きな地震がありましたが、地震などの自然災害は目に見える有事であります。

一方、日本においては、急激な少子・高齢化の進行は、全ての活動が縮小していく物言わぬ有事と位置づけられると私は思っております。

このような現状でこのまま自然環境を放置しておけば、気づいたときには対処するすべがないという現実になるというそういう気がしております。

地球に優しい循環型資源である森林資源の木材を活用したいというふうに私は思います。

日本の国土は3分の2を森林が占める森林大国であります、木材の自給率は高くありません。国産材の利用拡大と森林の整備が望まれる今日であります。国連が定めたSDGs、持続可能な開発目標の達成にも貢献すると思っております。

そこでお尋ねしますが、田布施町は森林事業に債務保証をしていますが、この森林事業の活動の規模拡大といいますか、委託費用を増額するというふうな、そういう計画はありますでしょうか。

○議長（南 一成議員） 山中経済課長。

○経済課長（山中 浩徳君） 今のところ計画はございません。御存じのように令和6年度から森林環境税が取られるという形になっております。で、現在、小行司地区をモデル地区として移行調査を令和3年、4年で行いまして、5年度につきましては現地に入って今後人口についてどうするかという形で進めていきたいというふうには思っております。

○議長（南 一成議員） 松田議員。

○議員（4番 松田規久夫議員） この質問は回答もらってますが、大事なことと認識しておるといふふうに書いてあるんですが、環境省とちょっと話し合ってみるといふふうな、そういうふうなのはこの回答からは感じられません。

ほいで、先ほどカブトガニのことを言いましたが、実はカブトガニがおるんだということを切り口に、国のほうと話をしてもらって、場合によっては何か田布施に有効な補助金が頂けるんなら頂きたいというふうなことで、多少なり時間を取ってもらったらという思いで述べてこの1問目の質問は終わります。

2問目の質問は川の駅と題しまして、答弁者は町長でお願いいたします。

田布施町活性化のため、行政と議員でプロジェクトチームを編成し、交流館の名称を道の駅に変更する課題に取り組んだ。道の駅基準をクリアするには、町の財政負担が大き過ぎると判明した。理由は、図書館前の道路が町道で、国・県の補助対象事業にならないためだ。財政上のハードルが高過ぎ、断念した経緯がある。

田布施川は県管理の二級河川であり、交流館は川に面して施設がある。

交流館を山口県最初の川の駅として、今以上に観光客と購買客を呼び込む起爆剤にしたいと考える。道の駅同様に名称変更に伴う施設の改修や、新たな施設の設置が必要だろう。県管理の川に面しているため、単独事業でなく県からの財政支援が期待できる。近隣公園も役場を挟み川に面しているので、同時に申請対象とすべきだろう。

交流館はサクラ、近隣公園は新たに植樹をして紅葉で、来客者に年2回のアピールも可能と考える。

住民の知恵も集め魅力を高めようではないか。川の駅をどのように考えるかお尋ねします。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） お答えをいたします。川の駅ということでございますが、現在、川の駅という名前を使っている施設は全国各地に存在いたしております。

一方、川の駅への登録については、国土交通省が所管している道の駅のような登録基準が明確に定められておらず、また、管理する団体も存在しないため、現状では河川管理者が行う河川改修や、河

川の整備工事等の計画に併せて一体的に整備し、道の駅と同様のような機能を持つように整備された施設を任意で川の駅と呼ばれているものが多数見受けられます。

御質問の財政支援につきましては、川の駅の整備を目的とした事業メニューについては現在のところありません。そういう河川改修とかいう事業の中でということになるかと思えます。整備につきましては、まず具体化するにはどのようなまちづくりを進めるのか、また河川をどう生かして、河川の特色をどう使うのか。また、そして観光面でいきますと、今以上に観光客と購買客を呼び込めるか、誰が、何を、どのように整備するのかなど、河川管理者であります県と関係団体と十分協議をする必要があると思えます。

つきましては、松田議員からすばらしい御提案でございますので、その可能性については今後、先進地事例等も十分調査・研究して対応していきたいと考えます。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 松田議員。

○議員（4番 松田規久夫議員） ありがとうございます。私の勉強不足が露呈したような感じで、当然、道の駅同様に名乗るからには何らかの基準があるだろうというふうな思いで、この質問をさせていただきました。

逆にそういう基準がなければ、今の施設を何ら改修せず、別の言い方をしますとお金をかけずに川の駅というふうな名称を名乗ることが可能というふうにもこの回答からは理解できるんですが、やはり川を管理してます県のほうと協議をして、名乗れるかどうかというあたりは協議後の話ということになるんでしょうね。

○議長（南 一成議員） 田中建設課長。

○建設課長（田中 和彦君） 今、交流館がございましたけれども、これを川の駅の名称に変更する等につきましては、山口県がどうこう言う立場ではございませんので、変えようと思えば変えられると思います。

ただし、今言われております川の駅につきましては、町長の答弁のほうにもございましたように、協議会等を立ち上げて、どういうふうなまちづくりをするかという中で、川づくり、道づくりで、県のほうとしましては、田布施川は県管理でございますので、県のほうとしての役割は、一般論として申し上げますが、河川護岸の整備。田布施町のほうは施設の整備、例えば、田布施町のほうで施設の整備といいますと、例えば公売施設の整備とか駐車場の整備等になります。それで、今後につきましては先ほどございましたように、もう少し議論が深まった段階で県とかとも協議していったらいいんじゃないかと思っております。

以上です。

○議長（南 一成議員） 松田議員。

○議員（4番 松田規久夫議員） 当初、私は補助金事業に乗ることが可能で、キッチンカーを購入するのに利用したりとか、あるいは今、全国各地でジビエ料理というのが盛んに提供されていますが、この柳井エリア、その解体場所がありませんので、解体するそれ専用の自動車が、たしか五、六年ぐらい前に二、三千万円ぐらいでそういう自動車があるっていう記事を読んだことがあるんですよ。だから、そういうふうな高価なものを買うのに補助事業を使ってやれんだろうかというふうなことを考えて今日この場に臨んだわけなんですけど、補助事業がないということなんで、新たなものを購入するのは従来の施策にのっとった補助金を使うという、まあ、そういうことになるんじゃないかっていうふうに思います。

川の駅を名乗って地名度を上げれば、この3月17日で高速バスが廃止になりますが、この高速バス、従来は柳井エリアから広島を向いて利用して、また行った人が帰るという柳井エリアの往復でバスを利用しとったと。

川の駅になると地名度等上がりますんで、広島県からの観光客等呼べて、バスの利用客も望めるんじゃないかというふうな思いもしたわけなんですけど、この17日に高速バスが廃止ということですから、将来を見込んで、ぜひとも検討して、あるいは調査してほしいことが一つあるんですよ。高速バスの場合、高速道路に乗る前の市内線で乗り降りができるのんですよね。あっ、乗るのはできるんですけど、降りることができのんですよね。ですから具体的に言いますと、交流館のあの出発点からバスに乗って周東病院の前で降りると、あるいは広島の方から田布施へ向いてくるバスに伊陸の人が乗って周東病院に降りるというふうな、こういうふうなことができれば、防長交通の経営の安定化にもつながりますので、ぜひとも高速バス、市内線も利用できるかどうかというのは調査・検討してもらいたいと、このお願いをしましてこの質問は終わります。

それでは、3問目の道の駅と題しまして、この回答も町長よろしく申し上げます。

「小さく産んで大きく育てる」をモットーとして、行政が主体になりリーダーシップを発揮して事業を進めてほしい。田布施には交流館という成功事例がある。最初は事業開始の負担が少ないように立ち上げ、行政が主体となり挑戦する必要があると考える。手を挙げる事業者を募ると、その事業者というのはどうしても収支均衡を考えますので、人口減少が著しい麻里府地区でなかなか経営が成り立たんだろうということで、手を挙げる事業者は難しいというふうに私は思うんですよ。ですから、行政がやはりリーダーシップを発揮して道の駅に取り組んでほしいと思います。

麻里府には公民館移転の計画があり、その実現に向け、夢プランと地域に密着した公民館を考える



会のプロジェクトチームがある。地域活性化・住民の利便性向上のため、行政・プロジェクトチームに汗をかいてほしいと思うのは私だけではないだろう。地域を巻き込み、行政が先頭に立ち旗を振る必要がある。

食料の購入施設が近くにできれば、人口減少のスピードを遅らせることも期待できる。

188号線の岩国から徳山間で道の駅がないのがチャンスと思う。港への新たな道路も整備し、馬島の活性化はアイデア次第で将来の希望が持てる。道の駅・川の駅の相乗効果で来客者の増加が期待できる。次世代に希望が持てる施設として、道の駅に挑戦することをお尋ねします。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えをいたします。

今度は道の駅ということでございますが、国道188号線沿いに麻里府地区が該当するわけですが、この国道は岩国から下松までということで、国道としては比較的距離が短く、近年では大手飲食店までも撤退するというような状況もあり、交通量が比較的少ないのが一つの要因ではないかなというふうに考えます。

お尋ねの、今回、麻里府の地域に密着した公民館を考える会の中でも、国道188号線沿いに新築移転される麻里府公民館の敷地内に、田布施地域交流館的な施設を整備してはどうかという意見もあったようでございますが、地元の方、また、事業者等から商売の難しさや経営の難しさなどのお話があり、現時点では町としては地元の意向に沿った形で麻里府の公民館の移転をまず考えておりますので、現時点では道の駅といったようなものは今考えておりません。

麻里府地域が5年後、10年後、どのようになっていくのか、地元が必要にされているもの、地域の意見を、声を聞くために、地域の皆さんの手による手作りの地域の将来計画を、行政主体ではなく、地域の皆さんで夢、課題、目標などを定めた麻里府地域夢プラン検討委員会を立ち上げました。検討委員会で出た意見や要望については、公民館を考える会にも報告をいたしております。

今、道の駅を具体的に考えてはどうかということではございましたが、今、麻里府の移転は緊防災の対象となる7年度までには必ず完成をして急がなければなりませんので、当面、そういう可能性は施設内には残したいとは思いますが、現時点で道の駅をベースにした施設移転ということは今のところ考えてはおりません。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 松田議員。

○議員（4番 松田規久夫議員） 12月議会で伊村議員が、急激な麻里府地区の人口減少を指摘されました。具体的な数字を上げられて。

で、麻里府に限らず田布施町の周辺部全てが当てはまるのかも分かりませんが、田布施町の人口減少、そういう地域は存続危惧集落予備軍だというふうに見えるのかも分かりません。人口減少を食い止めるためには、何かやらないといかんですよ。それで、ちょっと考えてほしいんですが、馬島と佐合島の違いは何だろうか。佐合島には平坦なところがほとんどないですね。馬島はのんびらんどがあるあの辺りが平坦なところがある。こういう地理的な違いがあるかは分かりませんが、大きな違いは、さっき存続危惧集落ということを行いました、佐合島は今のままでしたら10年待たんうちに無人島になるんじゃないか。馬島はその地域おこし協力隊、そのいろいろ幸運に恵まれて、藤田夫妻が馬島に、のんびらんどの管理人役も受けて残って、その関係があるからまた若い別の夫婦も馬島に住み着いてくれて、私まだお出会いしとらんのですけども、城南保育園に勤められとる若い女性も馬島に。で、のんびらんどが僕は起点になつとると思うんですよ。のんびらんどがなかったら、今の若い2世帯の夫婦は当然いなかったらろうし、この若い2世帯の夫婦がいなければ、城南保育園に勤めとる彼女も本土のどこかにアパートを借りて住むというふうに。ですから、何か、当時のんびらんどを造ったときには、次の世代に人が残れるようなちゅうそこまでは考えずに挑戦したと思うんです。ですから、この道の駅を私が提案するのを、仮に造っても先のことですからどうなるか分かりません。ですけど、何もしなかったらもう人口がどんどん減って存続危惧集落、そんなばかりだよというふうな感じになりますんで、何かをやっぱりやる必要があるんじゃないかと。それには、この回答の中に道の駅も考えておりませんというのもありますし、その、やってくれるような事業者も居なかったということなんです、先ほど質問の中でも言いましたように、手を挙げる事業者は最悪でも収支とんとん、事業継続ということを考えますから、なかなか人口が減っていつとるようなエリア、あるいは国道でも通過するような道、仮に何らかの店を出しても寄ってくれない、車を止めてくれなければ経営が成り立たんということで、手を挙げる事業者はいないと思うんです。ですから、交流館と同じように田布施町役場にとっては大変なことかも知れませんが、最初はやはり行政が主体になって旗を振って、ほいで、ある程度軌道に乗ったら委託していけばいいんじゃないかと。

町長、挑戦するというのは難しいですか。一言で聞きますと。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 議員おっしゃるとおりでございます。全く挑戦しなかったら何も芽が出ませんで、種だけはまかなきゃいけません。

今、道の駅という考え方は持っておりませんが、先ほどちょっと申し上げましたように施設を将来的にこういうふうに変用できるとか、カフェとか、地域おこし協力隊が麻里府に来て、いろんなカフェとかイベントをやりたいちゅうときには、そのロビーとかフロアとかを使えるように、

今から詳細設計に入りますけども、私の思いは少しでもそういう可能性を施設の中に入れて完成をさせて、将来、もう、すぐ7年から営業ちゅうことには当然なりませんので、そういう方がもしかいらっしやったらそういう施設を利用して使われてはどうですかというふうな考え方は持っております。しかし、今、具体的にそういう声が上がりませんので、それを前面に出すわけにはいきませんので、しかし、そういう考え方を町としてしっかり持って、旗を振れということであれば振りたいたと思いますが、なかなか今、旗を振りませんかと申し上げてましても、いやいや、とりあえず移転のほうがという話でございますので、いろんな将来的な期待もさせていただいて、またしっかり夢プランなり、公民館を考える会と、まだ時間ありますので話合いをさせていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（南 一成議員） 松田議員。

○議員（4番 松田規久夫議員） 2つのプロジェクトチームがありますから、将来に向けてしっかり検討していただきたいということをお願いしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（南 一成議員） 以上で、松田規久夫議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（南 一成議員） 次に、神田栄治議員。

冒頭申しましたように、神田栄治議員につきましては座ったままでの発言を許可いたします。

○議員（2番 神田 栄治議員） それでは、一般質問をさせていただきます。

今、議長からも御配慮いただきましたが、私の体調ごとで座ったままでの発言を許していただきましてありがとうございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。質問方式は一問一答方式で、答弁者は町長でお願いいたします。

最初の質問は、机上災害避難訓練の実施等により避難体制の実効性の確保についてでございます。

自然災害への対応として重要なことは、防災・減災と避難の3点です。最近の自然災害は激甚化の傾向にあり、避難の重要性が増しているといえます。

こうした中、田布施町においても全域に自主防災組織が立ち上がり、避難体制が整ったように見えますが、実際の災害発生時、想定どおり避難が進むか、検証の必要があると考えます。なぜなら、東田布施自主防災組織へ取材をしたんですが、管内の自治会の避難体制までの把握は無理だという返事が事務局より返ってまいりました。仮に取りまとめたとしても、災害発生時、実際の避難誘導を事務局だけで実施することは無理な話といえます。やはり、有効な避難連絡体制は、自治会の班単位くら

いの規模で班で作成するのが理想だと思います。班単位ですと、個別避難計画の策定も容易と思われる。誰が避難連絡体制を作成するのか、それを班へどう周知していくか、その体制の更新をどうするかなど全町分を把握し、避難体制ができていない班や自治会へ指導を行うのが町の役割だと考えますが、いかがお考えでしょうか。

この避難体制の整備と併せて実施していただきたい項目として、下記の項目を提案します。3つございます。

1つ目は、3枚のチェックシートを作ってこれを各戸配布していただきたいと思うんです。3枚のうち1枚目は、避難場所・災害警戒レベルの説明書きを記載したものです。

2枚目は、防災グッズの準備のチェックリストでございます。

3枚目としては、班内の連絡体制を記載したもの。この3枚を各戸配布して、皆さんの冷蔵庫なりに、やはり災害時期が近づけば、災害シーズンになれば貼り出していただけたらと思う次第でございます。

2つ目ですが、この作成した避難連絡体制の確認を、やはり自治会総会等でしっかりリニューアルし、最新の情報を班員で共有していただきたいということです。あわせて、自治会長は、できた避難連絡体制表を取りまとめて、町の総務課へ報告していただきたいと思う次第です。

3つ目ですが、この作成した避難連絡体制をベースに、机上でいいからやはり避難訓練を行う必要があるのではないかと思います。

以上の項目を実施するには、班単位でまずは協議を始め、ベースとなる避難連絡体制の作成が必要となります。

今年、ちょうど自治会総会のシーズンになりますが、議題としていただいて今年の梅雨時期までには作成ができるという機会かなと思っております。

以上、質問いたします。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えをいたします。

災害の訓練とか、避難体制の充実ということでございますが、昨年5月に西田布施地域自主防災会が設立され、町全域で一応、自主防災組織が立ち上がりました。

しかしながら、麻郷自主防災会は平成19年、東田布施や麻里府地域自主防災会は平成24年、城南地域防災会は令和3年、こういった活動が、実績も違いますし、西田布施はできたばかりでございますのでこういう経過が随分違うわけでございます。一番実際困っておりますのが、例えば麻郷地域の中でも津波が来るとこと土砂災害が来るとこと洪水が来ると、全くリスクが、高知県のように津

波にみんなでやろうというんでしたらできると思うんですが、田布施町はやっぱり災害に強いというんでしょうか、あまりない町なんです。ですから、なかなかはっきりしないなという、今、いろいろ御指摘いただきましたが、なかなか住民の方もそこまで具体的にリスクを感じられてなんじゃないかなとかいう気がいたしております。

そうした中でも、麻郷自主防災会では、班単位で避難訓練を実施されて避難行動要支援者の把握もされており、また、麻里府地域自主防災会では、津波に対する避難場所を細かく決められて、実際に避難訓練も随分前から実施をされてきております。町では、こうした自主防災会独自の自主的な取組については、それを支援するという形でサポートしております。

一方、城南や西田布施はできたばかりで、それも災害リスクが、避難せんにゃいけんというのがどういうシチュエーションなんかちゅうのが、例えばこの中央南ですと避難するリスクがあまり、地震で避難するといっても地震っていきなりきますから避難じゃないわけで、それも災害後の避難になるわけでございますので、あらかじめの避難となると、田布施川の氾濫とかなってくると中央南は非常に地盤が高いですから、本町、天神側と随分リスクが明らかに違うということになりますから、同一の計画で、プランでつくるのがなかなか難しいということになっておりますので、町も城南、西田布施についてはできたばかりでございますので、会議の始めから、実際に訓練のやり方まで一緒にしましょうということやらせていただいております。

御質問の避難の連絡体制につきましては、平成30年7月の西日本豪雨で、山口県が検証したところ、危ないと感じられても約50%の方は避難されなかったという、危ないと思ったんだけど避難されなかったのが半分近くいらっしゃるということがございますので、逃げ遅れゼロをないようにしようということで、いろんな地域リーダーとか防災士とかいうものをつくりながらやっぺいこうということになっております。

町全体で申し上げますと、令和2年8月に自主防災組織の役員や自治会役員等の代表者34名で、地域防災リーダー養成研修を開催いたしましたり、土砂災害特別警戒区域や洪水浸水想定地域などの災害リスクが高い箇所を抱える麻里府や東田布施地域の自主防災組織会議で率先避難等の説明会を開催をさせていただいております。

次に、議員から非常に避難のチェックシート、リスト、避難体制の実施要領、避難訓練につきまして貴重な御意見を頂きましたので、先ほど申し上げましたとおり、事情がありますけども、一つのたたき台として各自主防災のほうに提案をさせていただいて、一緒にこれからつくっていききたいなというふうに思います。

今、町として急いでおりますのは、法律改正で個別避難計画の策定が自治体の努力義務となりました

たので、この令和5年から5年程度でこの個別避難計画をつくっていくと、それをつくった後はそれをどう使うのかというのを決めていくということになりますので今、議員がおっしゃったような、まさに実際に即したような、きめ細かい避難計画を今からつくっていくという段階でございますので、この個別避難計画の策定に合わせまして自主防災と一緒にしまして、一緒にやっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 神田議員。

○議員（2番 神田 栄治議員） 御回答ありがとうございました。今、避難をなかなか危ないと思っても、半分は避難行動を取っていないという御解答があって、ここが一番恐ろしいとこだなど、人間のさがといいますか弱いとこだと思ってお聞きしておりました。

今回、私が聞きたかったのは、行政の役割というのがそういう自主防災組織も避難をするしないというのは個人の判断になりますが、連絡がいつてない、高齢者等の避難が出てるのにその連絡がいつてないということは避けたいと。そういったのは、何ていいますか、自治会の班単位につくってもらえればいいんだけど、それをちゃんとやっているかどうかをチェックする、そこが大事なと。つくってないところは、どうもまだつくっていないじゃんという指導をするのが、町のやはり一番大事なとこだなと思って。そのチェックというか、自治会がいっぱいありますが、何割ぐらい町のほうで把握をされているかというところがちょっとお聞きしたかったんですが、どういうふうなものでしょう。

○議長（南 一成議員） 山田総務課長。

○総務課長（山田 浩君） 基本的に一番、そのエリアの中での状況をよく知っているのが自主防災組織であって各自治会でございます。ですから、麻里府、麻郷、東の自主防については、連絡等については、防災組織の中の連絡網で任せておるんですけども、西田布施と城南につきましては、まだできて間もなく、まだ連絡網等が十分整備できてないようでございますので、そこにつきましては総務課のほうから直接各自治会長さんに連絡するようにしておりますが、今、議員さんもおっしゃいましたように、実際電話に出られない自治会長さんも少なからずいらっしゃいまして、携帯に着信を入れてますからそれで返ってくる方もいらっしゃるんですけども、そのまま再度電話しても出られないというようなことがございます。ですから、さっきの話ではないんですけども、あまり切迫したことは感じていらっしゃらない方もいらっしゃるのかなというふうに思います。

今回ちょっと防災行政無線を更新しましたので、ホームページ、それから防災メールとの連携ということができるようになりましたし、ちょっと担当とも話す中では、SNSを使ってどこまでできるかというのはちょっと分かりませんが、多様な方法で何とか情報をつかんでいただいて、あと

は意識の問題だと思いますので、意識づけということについてやっていけたらというふうには行政としてはそうじゃないかというふうには思っております。

○議長（南 一成議員） 神田議員。

○議員（2番 神田 栄治議員） 分かりました。本当この災害というか、こういう避難の準備の難しいところは、危機意識がやはり災害を受けていないからどうしても危機意識がないんですよね。田布施は本当に災害を受けていない安全なところだなというのが実感でございますが、皆がやはりそういう意識があるから「いやまあ大丈夫よ」というやっぱり意識が私ももちろんございます。

この土日にNHKが南海トラフの地震のことをやってましたけど、今までの歴史を見ればいつ本当に来てもおかしくない、二、三十年うちには70%の確率で来るというようなことを言っていました。それはまんざらでもないかなというような思いがします。地震なんかはいつ、夜中に揺られたときに本当どうするかというところあたり、避難もどこに逃げたらいいかちゅうのを、大雨にしてもそうですが、なかなか知らない方が多いんじゃないかと思うんです。東田布施の場合でいくと、東の小学校なんですけど、公民館と思っておられる方も多いと思うんですよね。いかに周知していくか、また怖いのは、自治会の総会とかで自治会長が変わります。一、二年で変わる自治会も多いと思いますが、そうすると伝言ゲームになって引き継いでいかれなきゃいけない情報が引き継がれてなかったら、新しい自治会長は知らないままやってしまうんですよね。東田布施の自主防災組織の方の話は聞いたんですが、事務局は公民館にあるんですが、とても小さい書類をもろてきて連絡しきらんよ、それを引継ぎまでこれだけのボリュームがあるのをやっちゃおれんよと言われるんですよね。本当だと思います。だから、やはりいかに自分たちの自治会で、班でまずは避難できる、知らせれるというのをしっかりする体制ができたらと思うんです。

私は今、総務課長が、やっぱり欠席の方がおる、連絡してこない方がおるといのはこれほどでも多い話ですが、やはり自治会の一覧表にチェックリストが出たか出ないか、総務課に出ているか出ないかのマル・バツは少なくともやっぱりして、バツのついている自治会なり班なりには、やはりきめ細かい指導をされていく必要があると思うんですがいかがお考えでしょうか。

○議長（南 一成議員） 山田総務課長。

○総務課長（山田 浩君） 基本的には地域の実情を一番知っていらっしゃるのが地元の方でございますので、各自治会ですとか自主防のほうにお願いをするというような形を取っております。ただ、先ほどから話に出ておりますように、あんまり災害がない町で、私どもは率先避難、はずれを恐れずに逃げましょうということを山口県からも言われていますので、私どもも各自主防災会とか自治会の集まり等でそれ言ってるんですけども、災害が少ない町で率先して避難するというのは、ある程度

普段からも定期的に訓練をして、ある程度癖づける、体で覚えてしまわないとなかなか、一斉に率先避難、避難行動というのはなかなかできないと思いますので、そのあたりで、そういうチェックリストとかの、いろいろ頂きましたので、また検討していきながら、避難訓練についてはちょっと定期的にお願ひしたいというふうに考えております。

○議長（南 一成議員） 神田議員。

○議員（2番 神田 栄治議員） 分かりました。ぜひ、そういう意味でもチェックシートを各戸に、3枚でなくても、そりゃ1枚にまとめてもいいのですが、災害シーズンの前に配ることによって皆さんが意識をしてもらおうというのが大事だと思いますので、ぜひチェックリストのほうも考えてみていただけたら幸せませす。

もう一つお尋ねなんです、田布施町は率先避難の、先ほど町長からの御答弁で研修会をされているじゃないですか。率先避難したとき、避難所の運営の必要性というのが書いてあったんですが、だから、どういうことかという、避難した人の自分のこの確保するスペースの取り方、間にちゃんと通路を作れよとか、感染リスクのある人は別室にせえよというようなルールをつくったりとか。それからトイレの使用方法も、ちゃんとスリッパを履いてトイレに入るようにしてとかいうようなことをちゃんと運営のルールを決めておかないと、行政の職員がみなその避難所の運営に手を取られて、肝心な復旧業務が支障を来すよと、だからしっかり避難所の運営は地元の自治会とか自主防災組織がやってもらえるといいよね、ということがそのマニュアルに書いてあったりしたんですが、田布施町の場合はそのあたりの進み具合はどんなんでしょうか。

○議長（南 一成議員） 山田総務課長。

○総務課長（山田 浩君） 今おっしゃられましたような細かなその運営ルールといいますのは、特に大規模な災害が起きて、多数の人が避難されてきたときに特に必要になってくると思います。

今のところそんなに大勢の方が避難してこられるという状況ではないんですけども、過去の熊本地震の際で、そういった普段からコミュニティー意識の高いところでは避難所運営がうまくいったけれども、そうでないところは非常に大変だったというような事例がありましたもので、山口県のほうから、地域住民で自主的に避難所運営をするためのガイドラインというのをつくってございまして、これに、そこに必要などころに自分たちの地域に適しているような形でカスタマイズして書き込んでいけるようなものを自主防災害等に配付して作成はお願いして、実際にある程度できてるところもあるようではございますけれども、いざというときに、特にそういう大規模災害が起きたときに円滑に運営に協力していただけるように、そういうお願いをちょっとしているところです。

○議長（南 一成議員） 神田議員。



○議員（２番 神田 栄治議員） 分かりました。長くなるので、最後に１点だけ、先ほど町長が同じ麻郷でも津波の心配があるところ、土砂災害の心配があるところ、場所によっては本当に違うから意識が違うとおっしゃって、そのとおりだと思います。避難体制とかのチェックリストの中に一番、だから班でつくる意味なんです、班ごとにするとほぼ災害リスクが一緒だと思うんですね。だから、ここの班は大雨、ここの班は土砂災害というのを地元の方にしっかり認識していただくということで、そのチェックリストの中で災害リスクという欄があると、そこのあたりの認識がしっかりしてもらえるかなという思いがしましたので、お願いでございます。これはお願いですから。

○議長（南 一成議員） 質問ですか。要望。

○議員（２番 神田 栄治議員） 要望です。

備えあれば憂いなしと言います。いつ、どのような災害が発生するか分かりません。着実に、率先避難体制づくりをしていただくよう要望いたしまして、最初の質問を終わらせていただきます。

続きまして２問目でございますが、灸川の氾濫対策として流域治水の推進を問うについてでございます。

近年、気象変動による水災害の激甚化・頻発が進み、毎年のように全国各地で自然災害が発生していることは今さら言うまでもございません。気候変動の影響により、水害のさらなる頻発・激甚化が懸念されるところでございます。当町では幸いにも大きな災害は発生しておりませんが、対応が必要なことは言うまでもございません。特に灸川は、危険氾濫水位に達する時間が早く、２００５年には柳井川の方面に堤防が決壊しております。こうした状況の中、国は気候変動のスピードに対応した新たな水害対策として、ハードとソフト一体となった総合的な事前防災対策「流域治水プロジェクト」を開始いたしております。

流域治水とは、国、流域自治体、企業等が協働し、従来の河川整備に加えまして、雨水貯留浸透施設や土地利用規制、利水ダムの事前放流など各水系で重点的に実施する治水対策の全体像を取りまとめたものです。

令和３年３月に、全国１０９全ての一級河川、１２の二級河川で策定、公表されたところだそうです。

この流域治水のプロジェクトで様々な事業があるのですが、その中で灸川に最適と思われるものに田んぼダムがございます。水田貯水、田んぼダム。これは、雨水を貯留するために３０センチ程度の高さの畦畔を作りまして、貯留した雨水を迅速に排水できる排水口と、流量調整器具を設置したもので、従来の河川整備に比べ経費も少なくて済み、氾濫を防ぐ効果も期待できます。

これまで灸川の氾濫対策としましては、町のほうから河川の改修・しゅんせつを毎年県へ強く要望

していただいておりますが、これらに加え田んぼダムの整備を核とした流域治水の取組を開始したらどうかと思いますが、いかがお考えでございましょうか。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えをいたします。

流域治水につきましては、平成27年9月の関東・東北の豪雨で、施設の能力を上回る洪水により、利根川水系の鬼怒川の堤防が決壊し、氾濫濁流により家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水が発生し、住民の避難遅れも加わり、近年の水害では見たことのないほど多数の孤立者が発生する事態となったことを受け、国は一級河川、県は二級河川で減災に向けたハード・ソフト対策を一体的・総合的・計画的に進めるための取組を始めております。

御質問で、灸川の流域治水の取組の一つとして、田んぼダムという御提案を頂きました。田んぼダムと申しますのは、その流域や下流の水被害をリスクを制限するための取組の一つでございまして、水田の管理者が水田の落水口に調整板などを設置する取組であり、ダムや遊水池のような施設ではなく、田んぼに降った雨を一時的に田んぼに貯留する取組の一つとなっております。

つまり、流域で田んぼダムの趣旨に賛同した人が管理する水田で排水の調整を行うことが前提であることから、対象の水田全部に田んぼダムの取組を強制することは、なかなか難しいということになるかと思います。

また、こうした取組に対して多面的機能支払交付金を活用し、田んぼダムに取り組むことは可能ですが、加算措置を受ける各組織の面積全体の5割以上が、こうした活動に取り組むことが要件とされております。

さらに、実施するに当たり、堅固で十分な高さの畦畔や貯水した雨水を迅速に排水できる排水口が必要であり、田んぼの整備などの課題もあるわけでございます。

現在、減災対策協議会で見直しをしております田布施川水系流域治水プロジェクトでも、水田の貯水機能を向上することとして、田んぼダム等の検討の項目も入れておりますが、そのほか、遊水池の対策等も考えられますので、いろんなことをできることから、協議しながら、山口県と連携して対応していきたいというふうに考えております。

○議長（南 一成議員） 神田議員。

○議員（2番 神田 栄治議員） 御回答ありがとうございました。田んぼダムの推進を、流域治水の推進をということで今回質問させていただいておりますが、目的は灸川の氾濫対策をしたいというのが一番の、私の今回の質問の目的でございます。

灸川の氾濫対策に何が必要かということ、やはり大本の治水事業である河川整備なんですね。河川整

備には時間も金もかかる、そうしたら災害がひどいから待っちゃおれんということで、国がこの流域治水という概念を引っ張り出したという経緯があると思うんです。ですから、やはり本来の治水事業をしっかりとやっていく。これは、金もかかる時間もかかるわけですが、ここが大事なかなという意味でちょっと田んぼダムの前に一つ質問させていただきたいのが、灸川の氾濫対策として、しゅんせつを今もしていただいておりますが、直近にしゅんせつを県がしたのがいつなのか、また、どういうこの頻度で、何年に1回とかされているのか分かれば教えていただけたらと思います。

○議長（南 一成議員） 田中建設課長。

○建設課長（田中 和彦君） 灸川のしゅんせつ状況でございます。

直近では、灸川の八和田の付近から上流へ約280メートル程度しゅんせつをしております。このしゅんせつにつきましては、先般終わりました。最近しゅんせつした状況でございます。

それから、今申し上げましたのが八和田から、名前出していいかどうか分かりませんが、岩見さんのところら辺から、唐戸橋の辺ぐらいから250メートル上流のほうなんです、それからクボタ農機のほうまで、また追加でしゅんせつをされる予定と聞いております。

それで、今後につきましては、八和田地区のほうから下流のほうへ向かってしゅんせつする予定だと聞いております。

それで、予算等につきましては、毎年6月議会で御報告しておったと思うんですけれども、まだ確定していませんので、八和田地区から下流のほうへ向かっていくということしか聞いておりません。

それと、しゅんせつの間隔でございますが、はっきり言って何年に1回取るとは県のほうも回答はございませんでしたけれども、状況に応じてしゅんせつするというところでございます。それと加えまして、一昨年ぐらいまでは、大波野の消防機庫、あの辺あたりをよくしゅんせつしておりましたが、最近になってこちらの下流のほうへ下ってきたんじゃないかと思えます。なお、あのクボタ農機のところには、水位計がございますので、この水位の上がり具合も若干緩和されるんじゃないかと思っております。

以上です。

○議長（南 一成議員） 神田議員。

○議員（2番 神田 栄治議員） ありがとうございます。もう、灸川の氾濫は、今まで各議員から多々質問があったと思います。それだけ東田布施地域の住民からしてみると、毎回テレビのフリップに危険氾濫区域田布施町灸川と出られると、やはり河川の広さを知ってますから、いい気はしません。一度柳井のほうに切れてますから、また切れたらどうしようかこうなるわけです。ぜひ、今後とも引き続き県のほうへしゅんせつ等の要望をよろしく願いしたいなと思えます。

今回、ちょっとせっかくの機会ですので、田んぼダムの難しさというのはよく分かっておるんですが、1点、先ほど、流域治水プロジェクトで田んぼダムの検討等を項目に上がっておるということがありましたので、ちょっと申し上げたいんですが、私はこの田んぼダムを思ったときに、一番効果が高いと思われるようなところに、あぜを要は高くしなきゃいけないわけですが、当然人の土地ですから、あそこに町が畦畔を高くする工事は当然、町でしなきゃいけないだろうと思います。

人の土地にするに当たってはやはり地役権か何か設定させていただかないと、勝手に人の土地に畦畔を高こうしたんじゃないですか、何するんかちゅうことになりますから、まあする必要があろうと思います。ただ、当然、畦畔は連なってないといけませんから、1人でも反対者があつたら、もうアウトという状況で、先ほどから御説明、御回答頂いた難しさがここにあるなという思いがいたします。で、都合がいいことに灸川の周りは水田が広く広がっておりますので、ぜひ、その辺りの地権者におりに触れて、ちょっと話に出してもらうぐらいのことから始めていただけて、少しでも、もし実現すれば万々歳かなと。で、今までは御案内のように由免の地域ですとか、それから八和田八幡様の東側なんか宅地化しまして、それまでは田んぼでしたから遊水池の機能があつたんですよ。それが皆宅地化したことによって、皆遊水機能が失われてしまってますので、そういう意味でも灸川は氾濫されると怖いというのが一つと。それから、避難をするに当たっても、よく床屋さんなんかと話をしたときに塩坪とか、まあ由免もそうですが、避難区域が東田布施小学校ですから、灸川がもし決壊してこっちに水が流れてきて避難せえと言われたときに、水が流れてくるほうに避難しなきゃいけないんですよ、これは避難かねというふうに笑い話をしているんですが、普通避難というのは水がくる反対側のほうに避難するのが普通じゃないかなという思ったりするわけです。ですから、そういった意味でもやはり何らかの対策が取れればと思いますので、そのあたりを要望しまして2つ目の質問を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

それでは、最後の質問をさせていただきます。

3点目は、飲食店等各種事業者へのコロナ禍・物価高対応の経営継続支援についてでございます。

この質問に入ります前に、コロナ禍対策で翻弄された令和2年度から4年度にわたりまして、地域経済や住民生活の支援のため各種支援事業の実施、大変お疲れさまでした。

私の知る限りではありますが、コロナ禍による事業所、飲食店等の廃業は、田布施町内では防げたのではないのでしょうか。コロナウイルスの感染対策に従事された方々も含め敬意を表します。

それでは、質問に移らせていただきます。

令和2年に国内で感染が確認されて以来、新型コロナウイルス第8波もピークを過ぎ、第5類へ移行となるなど、一時期の危機的な状況は脱した感がありますが、町商工会が最近の状況を調査したと

ころですが、コロナ禍で最も影響を受けた飲食店等では、昨年に比べれば売上が伸びているがコロナ禍前までは回復していない、コロナ禍時に受けた融資の返済が厳しいので借換えを予定しているなど、やはり経営的に厳しい状況が続いているとのことでございました。

最近では、ロシアのウクライナ侵攻に端を発した物価高、電気料金の高騰等が飲食業界のみならず、全産業、家計に影響を及ぼしております。町の活性化、雇用の場の確保のためには、今ある事業所は最低限経営継続されるよう配慮が必要と考えます。

これまで、各種支援施策を実施してきた中で、小売・飲食・サービス業等への経営継続支援事業は、令和2年度に2回、3年度に1回実施をしてきておりますが、去年度は未実施の状況でございます。この難局を乗り越えるために、コロナ禍の事後支援に加え、物価高・電気料金の高騰対策としても、小売・飲食・サービス業を中心とした再度の支援が必要と考えますが、いかがお考えでございましょうか。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） お答えをいたします。

飲食店等各種事業者へのコロナ禍・物価高対応の経済継続支援についてでございますが、新型コロナウイルス感染症が確認されて以来3年以上が経過し、ようやく、感染は続いておりますが落ち着きそうな明るい兆しも少し見えてきております。

また、スポーツ観戦等においては、入場制限や声出し応援などの規制が撤廃され、マスクの着用については、3月13日以降、屋内外問わず個人の判断となり、さらには5月8日以降からは2類から5類へと引き下げられ、コロナ前の普段の日常生活が戻りつつございます。

しかし、この間、物価上昇やロシアのウクライナへの侵攻により、原油や穀物等の価格が高騰し、さらには円安の影響により、令和4年度には約2万1,000品目の食料品などが値上げとなりました。

また、昨年12月後半からは円高が少し進みましたが、その後横ばいとなっており、今年の4月までに、またさらに7,000品目の食料品などが値上がりになると聞いており、ますます家計のやりくりが厳しい状況になると感じております。

このコロナ禍において本町においては、令和2年度に小売り・飲食店・サービス業等経営支援事業と、田布施町経営継続支援給付金事業、そして令和3年度には、がんばれたぶせ！地元事業者経営維持給付金事業、令和4年度には、原油価格・物価高騰も加わり、農業者、漁業者の方に対しましても肥料高騰や燃油高騰に対する支援事業を実施してまいりました。

御質問の小売・飲食・サービス業を中心に再度の支援についてでございますが、物価高騰等による影響は全ての住民・事業者が受けておりまして、現在のところ特定の業種に絞った支援につきまして

は考えておりません。

しかし、コロナ禍に受けた融資の返済が厳しいため、借換えを予定されている事業者など経営的に厳しい状況にあることも聞いております。

このため、こういった事業者の方への支援や、県が実施している返済負担軽減借換等特別資金や、原油価格・物価高騰対応資金といった制度がございます。これらは返済期間が長期で新たな措置期間への借換えにより、毎月の返済負担を軽減したり、原油価格、物価高騰による仕入れ価格等の上昇で売上や利益が減少している事業者への経営の安定化を資金面で下支えする融資制度でございます。

このほかにも、日本金融公庫の実施する融資・貸付制度や、国が行います給付金・助成金等もございます。

事業者の方には国、県の制度を紹介しつつ、今後の国や県の動向を踏まえた上で、経済対策について、今後も議会とも御相談しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 神田議員。

○議員（2番 神田 栄治議員） 御回答ありがとうございました。今、返済期間を長期にする借換えがあるというのも教えていただいてありがとうございます。これは朗報になろうと思ってお聞きをしました。一部事務組合等の会議に出ますと、補正予算で何が一番太いかというと、電気料金の補正額が半端なく太いんですね。やはりコスト削減の必要がありますよねということを言っていましたら、とある一部事務組合は、既にコスト削減の努力はもうし尽くしたという御回答が返ってきます。電気料金が上がっているだけですから、せっかく政策的な経費を、お金が回したくても、それを削って電気料金に回さなきゃいけないような状況かと思えます。本当、引き続きの節約に本当に努めなきゃいけないかなという感想でございます。

状況もよく分かりますし、しっかりこれまで事業をされて、本当何とか乗り切れたんじゃないかというのが個人的には感想でございます。

状況はまたこれから分かりませんので、ぜひ、何といたしますか、状況に応じた対応をまたお願いしまして、私の質問を終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（南 一成議員） 以上で、神田栄治議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（南 一成議員） ここで暫時休憩します。再開を14時40分、15分取りたいと思います。よろしく申し上げます。

午後2時25分休憩

午後 2 時 4 0 分再開

○議長（南 一成議員） 休憩前に引き続き、本会議を開きます。

次に、國本悦郎議員。

○議員（6 番 國本 悦郎議員） 今回は、難聴でヘルプマークを持っている議員の立場から質問させていただきます。

では、今回の質問方式なんですけど、最初は一括質問、一括答弁。2 回目より一問一答でお願いします。

初めの 2 つの質問は、障害者への合理的配慮という観点から、主にハード面で町長、インクルーシブ教育というソフト面で教育長に質問と要望を述べさせていただきます。

では、大きな質問 1 に入ります。質問は、障害者への合理的配慮を。答弁は、東町長をお願いします。

2021 年に公布された改正障害者差別解消法により、障害者への合理的配慮の義務化は、地方自治体だけでなく、民間事業者にも 3 年以内にはそれまでの努力義務から法的義務化されるようになっていました。しかし、山口県が条例をつくりました関係で、来年度の 4 月 1 日から法的義務化されるようになっています。

そこで質問と要望です。1 点目の質問は、2016 年の障害者差別解消法の施行以来、障害者団体や障害者個人からの公共施設への合理的な配慮の要望はありましたか。

2 点目は、現在庁舎を含む町の公共施設及び職員の窓口対応面での障害者への合理的配慮の実施状況はどうなっていますか。

3 点目は、さきの共同通信のアンケート結果から明らかになりました、バリアフリー化がほとんど進んでいない議場の合理的配慮を要望します。

4 点目は、新規公共施設と町内 5 か所にある第一次避難所には、オストメイト対応の多機能トイレと車椅子の常備を要望します。

5 点目は、来年度から合理的配慮の義務化となる民間への助成事業の現状と、これからの助成はどう予算化しますか。

6 点目は、2016 年から法的義務化された合理的配慮に関する職員と町民に向けた意識改革のためにどう取り組んできましたか。

7 点目は、障害者雇用支援の現状と、今後の取組をお聞かせください。

次に、大きな質問 2 に入ります。質問は、インクルーシブ教育における合理的配慮はです。答弁者

は鳥枝教育長と東町長にお願いします。

文科省の調査によりますと、通常学級の8.8%が何らかの発達障害の可能性があることが明らかになっています。そのために、幼保の段階から小中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある多様な学びの場を用意しておくことが必要であると言われていています。そこで質問です。

1点目の質問は、町内の学校のインクルーシブ教育における合理的配慮はどうですか。

2点目は、インクルーシブ教育について、教員間、児童生徒間、障害者の親と関係する教員間、保護者や地域住民と学校間の理解は進んでいますか。

3点目は、幼保と小学校、小学校と中学校、中学校と高校——これには総合支援学校の高等部を含めます——との移行時の情報の引継ぎは、親をも含めてしていますか。

4点目は、以前は行われていた総合支援学校と小中学校との児童生徒間の交流、共同学習は現在どうなっていますか。

5点目は、インクルーシブ教育などを網羅した来年度から始まる田布施町教育振興基本計画の発行はいつになるのでしょうか。

次に、大きな質問3に入ります。質問は、生涯スポーツを担い得るNPO法人の設立を。答弁者は、鳥枝教育長にお願いします。

以前から教員の働き方改革の面や、地域の生涯スポーツを進めていく面からも問題視され、教員の教育課程外の職務に委ねられている部活の地域移行につきまして、令和7年度までに休日の地域移行をスポーツ庁や文科省が打ち出してきています。

ただ単に、部活の地域移行への受皿だけではなく、地域の生涯スポーツを推進していくという面から、体育協会や総合的地域スポーツクラブ、スポ少等、いろんな団体を統合して生涯スポーツを担い得るNPO法人の設立が必要ではないかと思われま。

そこで質問と要望です。1点目の質問は、昨年6月議会で行った一般質問の答弁では、ほとんどが検討課題でした。その後の進捗状況と検討課題はどうなっているのか気になります。具体的にお答えください。

2点目は、当面、土日の部活を地域への移行はどのような形態で行いますか。また地域への移行が進まない段階での過渡期における部活の形態はどうなりますか。

3点目は、昨秋研修視察した南関町では、生涯スポーツを担い得るNPO法人化して介護予防事業と障害者スポーツを組み込んでいけば、大きな収入が得られ、自主財源で賄えるように聞いて帰りました。田布施町では、財源として介護予防事業と障害者スポーツの現状はどうなっていますか。



4点目、今後策定される田布施町教育振興計画と田布施町スポーツ推進計画には、生涯スポーツを担い得るような先進的事例を組み込むように要望いたします。

以上です。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） まず、最初の障害者への合理的配慮についてお答えをいたします。

7点の質問でございますが、1点目の、これまでの合理的な配慮の要望についてでございますが、障害者団体や障害者個人の方から公共施設等についての合理的配慮についての御要望は特にお伺いしていないと聞いております。障害者差別解消法につきましては制度が始まった折に、町の広報やホームページで紹介したほか、関係団体の総会の場合等で御紹介やお知らせをしてきたところでございます。

2点目の、庁舎を含む町の公共施設及び職員の窓口対応面での障害者への合理的配慮の実施状況でございますが、庁舎におきましては、障害者の方などへの専用駐車場を4か所設けたほか、平成30年度に実施した耐震改修工事では、エレベーターを設置し水平移動についても、一部段差が残る箇所はありますが、自動ドアを設置するとともに西玄関周りについては段差を解消するなど、できる限りバリアフリー化に努めてまいったところでございます。

このほか、教育施設につきましては、昨年度中学校においてエレベーターや自動ドア、屋内運動場への段差対応リフトを整備いたしました。

また、公民館等でまだバリアフリー化されていない施設につきましては、早急に対処したいというところでございますが、財源の問題や施設のスペース面、また老朽化の問題もありますので、今後、大規模改修等を実施する際に、計画的に整備したいと考えております。

次に、職員の窓口対応につきましては、山口県町村会の実証実験による意思疎通窓口支援システムや、新型コロナ地域支援対策費を活用した対話支援機器の導入など、窓口対応の改善を図っているところですが、1階については御承知のように特に手狭なことから御不便をおかけしております。今後、レイアウトを見直し、抜本的な整備を進めることとしておりますので、その中でできる限り対応したいと考えております。

次に、3番目の、議場への合理的配慮ですが、今回傍聴席につきましては、椅子を一部撤去し、車椅子用のリフトを備えておりますので、車椅子のまま傍聴席に入っていただけるようになっております。また、議場内におきましても一部ではありますが、新たにスロープを設置し、段差解消に対応しておりますが、今後、計画的に整備をしていきたいと考えております。

4つ目の、新規公共施設と第一次避難所に多機能トイレと車椅子の整備についてのお尋ねでございますが、オストメイト対応設備の設置につきましては、山口県福祉のまちづくり条例で整備基準が定

められており、用途面積2,000平方メートル以上の施設となっておりますことから、基本的には、この基準に沿って対応しております。現在、本庁の1階、T A I K Oスポーツセンターの第1体育館、第2体育館、西田布施公民館、図書館に設置しております。ほかの施設につきましては、トイレの広さや構造、状況も異なりますので、今後検討してまいります。車椅子についても同様ですが、新保健センターについては常設といたします。

5点目の合理的配慮が義務化となる民間への助成事業の現状と、これからの助成についてでございますが、平成30年度の調査ではございますが、全国で16自治体、県内においても2市が独自の助成を実施しております。このことにつきましては、関係する県条例が昨年10月11日に公布、施行され、民間事業者による合理的配慮の提供が、改正障害者差別解消法の施行に先立ち義務化されたところでございます。しかし特別の財源がないこともあり、町として民間事業者に対する助成を行う予定は現在のところございません。今後、国制度等も注視しながら対応を考えてまいります。

次に6点目、合理的配慮に関する職員と町民に向けた意識改革のための取組についてですが、職員については、平成28年4月に田布施町における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領を定め、不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供について基本的な考え方を示しているところでございます。

また、平成28年には管理職研修として制度を周知したほか、障害者支援施設の施設長を講師として職員の全体研修を実施、令和2年には障害のある方が暮らしやすい社会づくりの実践に取り組む事業所として本町が県のあいサポート企業・団体に認定をされました。このほか、毎年、新採用職員研修においても、この制度概要等の説明を行っております。

また、町民向けにつきましては、平成31年3月に障害に関する理解促進啓発事業を活用した障害について知るをテーマとしたリーフレットを作成し全戸配布いたしました。また、広報たぶせの私たちと人権シリーズの中で、障害への理解を深めていただく内容も取り上げ、啓発を行っているところでございます。今後とも障害への理解促進、啓発に努めてまいりたいと考えます。

7つ目の障害者雇用支援の現状と今後の取組でございますが、まず現在、町職員の障害者雇用率は2.65%でございまして、このうち正規の職員で1.59%。会計年度任用職員で1.06%となっております。

また、一般企業等で働くことが難しい方に、支援を受けながら働く場所を提供し、知識や能力を向上させる訓練を行う就労継続支援事業所は町内に2か所あり、いずれもB型と呼ばれる雇用契約を結ばないタイプの事業所でございます。

町においては、就労の訓練を側面から支援するため、障害者就労施設等からの物品や役務などの優

先調達を行い、公表もいたしております。

このほか、田布施町心身障害児（者）父母の会を指定管理者として運営しております田布施町心身障害者福祉作業所さくら園でございますが、職員2名の支援の下、6名の方が授産事業や生活訓練等を利用されておられます。

利用者の保護者や支援者も高齢化が進んでおりますが、ほかの事業所等への通所や雇用が困難な利用者もおられますことから、当面現在の形で運用していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 鳥枝教育長。

○教育長（鳥枝 浩二君） 2つ目のインクルーシブ教育における合理的な配慮に関する御質問については、まず私から全体を通してお答えをさせていただきます。

1点目の、学校における合理的配慮に関しまして、インクルーシブ教育システムの構築に向けては、同じ場で共に学ぶ機会を確保し、障害のある児童生徒一人一人の状態を踏まえ、自立と社会参加を見据え個別の教育的ニーズに的確に応える指導がなされるよう、多様で柔軟な仕組みを整備していくことが重要であるというふうに考えております。

町内の小中学校におきましては、現在、連続性のある多様な学びの場となるように、通常の学級のほかに通級指導教室を小学校2校、そして中学校に設置するとともに、全ての小中学校に知的障害学級と自閉症・情緒障害学級、そして小学校1校に言語障害学級を、中学校に病弱学級を設置し、障害種別に応じて特別支援学級を配置しているところであります。

また、県立田布施総合支援学校も町内にありまして、連続性のある多様な学びの場の充実に大きく関わっていただいております。さらに近年では、バリアフリーの観点からも中学校にエレベーターやスロープを設置したり、誰もが安易に利用できる多目的トイレを設置したりするなど基礎的環境の整備・充実に努めてきたところであります。

これまで学校におきましては、一人一人の障害の状態や教育的ニーズに応じた児童生徒への配慮や、通常の学級での教室環境づくりや指導方法の工夫改善等を行ってございまして、今後も合理的配慮の一層の充実に努めてまいりたいと考えております。

2点目の、理解・啓発に関しましてお答えいたします。

インクルーシブ教育システムの構築に向けては、特別支援教育の充実が不可欠であり、次の3つの視点に基づき特別支援教育を推進していく必要があるとされており、考えております。

1つ目が、障害のある子供が、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加できるよう、医療・保健・福祉・労働等との連携を図りつつ、社会全体の様々な機能を活用して十分な教育が受け

られるよう、障害のある子供の教育の充実を図ること。

2つ目は、障害のある子供が地域社会の中で積極的に活動し、その一員として豊かに生きることができるよう、地域の同世代の子供や人々の交流等を通して、地域での生活基盤をつくっていくこと。

3つ目は、特別支援教育に関連して、障害者理解を促進することにより、周囲の人々が障害のある人や子供とともに学び合い生きる中で、公平性を確保しつつ社会の構成員としての基礎をつくっていくこと。

以上3つの視点が必要とされております。そのためにも教員の専門性を向上させる研修機会の充実、これはもとより保護者や地域住民の理解が広がり深まるように啓発に努めてまいります。

3点目の校種間における連携につきましては、まず、幼保と小学校におきましては、保幼小連絡協議会、これを年2回開催して、引継ぎ等を行っております。また、小学校教員が幼稚園の保育等の様子を参観する園訪問を実施しております。

次に、小学校と中学校の間では、6年生の担任と中学生の教員が進級に伴って情報を引継ぐことに加えて、毎年6月の時期に小中連携推進連絡協議会、これを開催し、新1年生の中学校生活の様子を参観して情報交換をしたり、3学期には、中学校教員が小学校に出向き6年生を対象に出前授業を実施したりして連携を深めているところであります。

また、中学校と高校の間では、配慮の必要な生徒についての引継ぎと情報の交換を行っておるところです。とりわけ校種間の連携にあっては、個別の支援計画や個別の指導計画の果たす役割は大きく、連続一貫した支援につなげていくためにも、これらを踏まえて、具体的な配慮の内容や方法等について確実に引き継ぐため、緊密に連携するよう指導してまいります。

4点目の総合支援学校との交流・共同学習につきましては、以前から城南小学校と総合支援学校の小中学部との交流は盛んに行われておりまして、相互に出向いて芋掘りや運動競技などに一緒に取り組み、交流を深めております。また、中学校とは文化祭の機会を捉えて、生徒が制作した作品を展示するなどの交流にも取り組んでいるところであります。

5点目の教育振興基本計画におけるインクルーシブ教育の位置づけにつきましては、共生社会の実現を目指す上でとても重要であると考えておりまして、第6次田布施町総合計画との関連も踏まえ、現在、基本計画の策定に取り組んでいるところであります。

続きまして、3つ目の生涯学習スポーツを担い得るNPO法人の設立に関する御質問にお答えいたします。

1点目の6月議会でお答えした部活動の地域移行の課題につきましては、アンケートやヒアリング等による要望の把握、部活動の受皿となる組織や団体、指導者等の確保、生徒の興味・関心に応じて

選択できる部活動の在り方、子供たちが地域でスポーツ文化活動に親しめる環境づくりが大きな検討課題であったものと承知しております。

その後の取組状況でございますが、まず昨年8月、部活動の地域移行に関する推進協議会の設置に向けて、町内のスポーツ文化活動に関わる各種団体の代表者を委員に委嘱いたしまして、そして1回目の推進協議会を開催し、その協議会では国・県の方針等を踏まえ、学校部活動を地域移行していくこととなった経緯や趣旨について共通理解し、本町の実態を踏まえて推進していくことを確認したところであります。

また、地域移行に対する考えやニーズを把握するために、町内全小学校の4年生から6年生、中学校の1年生と2年生及びその保護者、そして中学校の全教職員を対象にアンケートを実施することや、部活動を地域で指導できる人材バンクの開設を目指すなどの取組について協議し、了承されたところです。

10月に実施しましたこのアンケート結果におきましては、保護者や教職員からは適切な指導者を確保していく上での課題や、これまでの学校部活動から地域指導に移行していくことへの不安の声が聞かれました。

一方、児童からは、中学校の部活動にとらわれず様々なスポーツ文化活動に取り組みたいとの意見もありました。なお、地域移行に伴う指導者等の確保に向けた人材バンクにつきましては、さきほどもお答えいたしましたが、現時点では数件の情報を頂いている程度にとどまっているところであります。

こうした中、昨年末の12月、国のスポーツ庁は、当初、令和5年度から令和7年度の3年間にかけて、これを完全に地域移行するというふうにしていただいていた方針を、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指すというふうに変更されることになりました。同時に学校部活動の地域連携と、休日の地域クラブ活動の併存なども認め、地域の実情に応じた段階的な体制整備の方向性も示されたところです。

本町におきましては、この方針転換も踏まえ、学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方について、今後も着実に検討を進めていくことにしております。

2点目の土日の部活動の地域移行に関しましては、休日の部活動の指導者の確保が大きな課題となっております。こうしたことから、去る2月に開催した2回目の推進協議会において、今後中学校の部活動の担当者等から地域移行に関して直接ヒアリングを行うとともに、指導に関心を持っておられる地域の方が、実際の学校の部活動の様子を参観できるよう工夫していきたいと提案したところであります。

次に、3点目の介護事業や障害者スポーツの現状についてお答えいたします。

まず、介護予防事業の現状といたしましては、利用者数に対して事業所が超過傾向と見ております。空きがなくてサービスが利用できないという声は聞かれませんが、利用者が不足しているという事業所の声はよく耳にいたします。

事業所が必要数を超過した場合、空席を避けるため必要以上にサービス提供を勧めることがあり、結果として介護保険料の増加につながる例を聞きますので、新たな事業所の設置につきましては、慎重に判断したいと考えております。

また、一般介護予防の取組といたしましては、いきいき百歳体操が町内12団体でそれぞれ自主的に週1回程度行われております。

次に、本町の障害者スポーツにつきましては、県などが主催する山口県障害者スポーツ大会、愛称をキラリンピックと呼んでおりますが、これへの参加の呼びかけや、田布施町心身障害者協議会が開催するふれあい球技大会が主なものとなっております。

このうちキラリンピックは、個人のほか、田布施総合支援学校や町内の障害者支援施設からの申込みを担当課で取りまとめ、今年度20名以上の参加がありました。このほか、田布施町心身障害者協議会主催のふれあい球技大会においても、風船バレーやペタンク、グラウンドゴルフに約30名の参加があったと聞いております。

4点目の教育振興基本計画やスポーツ推進計画に先進地の取組事例を掲載することにつきましては、それぞれの計画の趣旨や性格を踏まえて検討する必要があると考えております。

まず、教育振興基本計画は、教育の大綱として策定されるものであり、事例の掲載はなじまないものと考えております。スポーツ推進計画への掲載につきましては、事例と本町の実情に鑑みながら、今後、検討する必要がありますが、議員から御提案のありました先進地のスポーツ関係団体の統合や、介護や障害者支援事業との一体的なNPO法人の設立の取組事例は、本町の生涯スポーツ発展を考える上で参考になる手法であると受け止めております。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 國本議員。

○議員（6番 國本 悦郎議員） 質問1の障害者への合理的配慮の再質問をいたします。

町の一番上位の大綱となる第6次総合計画の障害児福祉の推進の綱を見ますと、令和3年3月に策定されたにもかかわらず、平成18年度に施行された障害者自立支援法、現障害者総合支援法のことには触れているものの、平成28年度に施行された障害者差別解消法により障害者への合理的配慮の法的義務化が始まったことには、どうも一切触れていないように思います。だからか、平成30年に

策定された個別の田布施町障害者計画にも触れていません。

公共施設でエレベーターなど合理的な配慮が進められていますが、細かい合理的配慮が進まない大きな要因はそこにはありませんか。

○議長（南 一成議員） 坂本町民福祉課長。

○町民福祉課長（坂本 哲夫君） まず、総合計画の中での取扱いなんです、基本目標の2、健康で健やかなまちづくり、その中に項目としてはないんですが、ここに自立と社会参加の推進という中に、その7番目に、障害者差別解消法に基づき障害のある人の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁の除去に努めると、主要な施策としてこういった触れ方をしております。

それと、障害者計画のほうなんです、障害者計画のほうにつきましては、これ権利擁護の推進という項目の中なんですけれども、その中で施策の方向の中で、障害者差別解消法に基づき障害のある人の活動を制限し社会への参加を制限している社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮に努めると、そういった書きぶりで挙げさせていただいております。

この障害者差別解消法の目的というのは、障害者の方の不当な差別の禁止または合理的配慮これそのものが目的ではなくて、やはり障害のある方もない方も同じように暮らしていける、そういった共生社会を目指す、これが目的であって、障害者差別解消法に書いてあることはあくまでも目的ではなくて、手段だと私は認識しております。

ですから、項目立てとして計画の中にそういったものを含めるのではなくて、それぞれの計画の中で具体的にこういったことに取り組みますという形で、施策を展開していくというところになるかと考えております。

○議長（南 一成議員） 國本議員。

○議員（6番 國本 悦郎議員） さきほどの答弁で、障害者あるいは障害者団体からの要望がないということだったんですが、そういった要望がないというのは、この法律の主催者自身がこの法律を知らなかったり、知っていてもためらったりしている方もいるのではないかと思います。

ホームページにアップしたり広報に載せたりしても、視覚障害者には伝わっていないこともあります。

本来であれば、この法律の周知徹底を図るのも行政の責任ではないかと思っています。社会福祉協議会とも連携して、そういった谷間を埋める努力をしてきましたか。

○議長（南 一成議員） 坂本町民福祉課長。

○町民福祉課長（坂本 哲夫君） 社会福祉協議会の連携ということに対しては、具体的にここでお出しできる素材はないんですが、特にホームページのことにつきましては、そこに載せている中で私の

ほうで取り組んでいることとして、例えば町のホームページのコンテンツについてなんですが、視覚障害をお持ちの方が分かりやすいように、パソコン等の読み上げ機能に対応した作成手法、具体的にいうと、注意事項をよく示すときに米印を打ったりしますが、米印を打ってしまうと読み上げた後に米という形になって、視覚障害をお持ちの方だと何のことか分からないと思うんです。米といきなりぼんと読み上げられても。ですから、そういったものは使わずに括弧書きの注を書いて、読み上げたときに注意事項なんだと分かりやすくするとか、こういったアクセシビリティに関するルールを徹底しております、コンテンツの公開時には、このルールに即した仕様でないと公開されません。

町長の答弁にもございますけど、そのほかの新型コロナ対策で整備しました音声の指向性の強い対話支援機器とか、そういったものについては耳が聞こえづらい方にも有効であると認識しております。

今、こういったような形でこういった形で、そういった方々に法の施行について周知するかというのは、やはり難しいところはあるんですが、こちらとしてし得ることとしては、そういった形で目の不自由な方にも、そういった形で読み上げの中で分かりやすいように内容をお伝えをしていくという工夫をいたしております。

○議長（南 一成議員） 副町長。

○副町長（川添 俊樹君） ちょうど私が担当課長だったときの改正法なんで、その当時、瀬石議員からも施行時についていろんな質問を頂きまして、施行された後も障害者団体等含めて、法の趣旨を説明をして、いろんな要望があるかどうかをお聞きして丁寧にしてきたつもりです。

その当時、どのような広報をして、どのような発信をしたかというのは細かくは覚えておりませんが、いろんな手段を通じて広報させていただいて、特に関係団体は密接にしましたので、膝を交えたような形で要望等をお聞きした覚えがありますので、それ以降、あまり要望自体が多分ないんだろうと思います。

要望があれば、それに基づいていろんな対応を協議していくことをしてきたんだろうと思いますけれども、要望自体があまりなかったのもあるんですけども、法の施行からそのような取組をしてきておりますので、全く手を抜いた覚えもないし丁寧な説明をしてきたというふうに思っております。

○議長（南 一成議員） 國本議員。

○議員（6番 國本 悦郎議員） 合理的配慮が法的義務化された平成28年度から、そういった施設設備の整備に年次的にどれだけ予算を計上して取り組んできましたか。

また、県では障害のある人もない人も共に暮らしやすい山口県づくり条例を昨年10月に施行し、障害を理由とする差別の解消及び共生社会の実現に向けた施策を推進するため必要な財政上の措置を講じるよう努めるとあります。



町は来年度予算でどれだけの財政上の措置を講じましたか。

○議長（南 一成議員） 森企画財政課長。

○企画財政課長（森 清君） 予算についてでございますので、私からお答えさせていただきますが、さきほど町長の答弁にもありますので少し重複するかもしれませんが。障害者への配慮についてのハード事業の予算でございます。

28年に施行されて以降、29年には田布施南地域防災センターに多機能トイレ、多目的トイレともいえますけど設置をしております。平成30年度には庁舎の改修工事に伴いエレベーター、段差解消、また自動ドアなどを設置しております。令和3年度には中学校の校舎棟のエレベーターや段差解消、また段差のリフト等を設置しておりますし、令和4年度、今現在建設中でございますが、保健センターに多機能トイレを設置いたします。また、城南公民館の正面玄関でございますが、自動ドアの設置もいたしております。また、これからですけど3月はちょっと至急工事になりますけど、この議事堂の横、女子トイレをちょっと改修いたしまして多機能トイレに改修いたします。併せてオストメイトへの対応もする予定にしております。

来年度、令和5年度の予算については、実施設計の段階でございますけど、麻里府公民館に多機能トイレを設置する計画となっております。

今後につきましては、現在策定しております公共施設等総合管理計画などに基づいて公共施設の整備していくわけなんですけど、その際に障害者に配慮した公共施設を計画的に整備していきたいというふうに考えております。

○議長（南 一成議員） 國本議員。

○議員（6番 國本 悦郎議員） 次に、ほとんどバリアフリー化が済んでいない議場に、ようやく車椅子生活を余儀なくされている議員が出現したことにより、議員席を固定し、そこだけ段差の解消を図っています。トイレについても、今答弁がありましたように車椅子で使えるようなトイレに、近々、改修が行われていると聞いています。傍聴者には昇降機が備えているものの、まだまだ車椅子生活を余儀なくされている議員や障害者が自由に傍聴するとなるとハードルが高いように思っております。

また、それだけでなく、私のようなヘルプマークを持って集音機が手放せない難聴の議員や、聴覚障害、視覚障害の議員が出現しても、それに見合った合理的配慮がなされないかと思っております。それをしなければ、そういった方たちの被選挙権を奪うことにもなりそうです。これからこういったように進めていきますか。

○議長（南 一成議員） 川添副町長。

○副町長（川添 俊樹君） いろんな意見を聞きながら、町としてもどういったことが必要かというのを知らないとかわからない部分もありますので、いろんな声をお聞きして、予算がありますから、全てをお聞きするということはできませんかとも分かりませんが、優先順位をつけて一つずつ丁寧に予算枠の範囲内で対応してまいりたいというふうに思いますので、いろんな要望をお聞きして、それに対してやれること、やれないことを今後検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（南 一成議員） 國本議員。

○議員（6番 國本 悦郎議員） できれば、私はちょっと集音器が離せませんので、それに対応できるような施設改造をお願いいたします。

次に、これから麻里府公民館が移転します。駅にもオストメイト対応のトイレを設置すると聞いています。どちらもLGBTQの方たちや障害のある方と、介助者の性が異なる場合でも使えるよう設置場所を考慮していただけませんか。TAIKOスポーツセンターにある第1体育館の対応トイレは、奥まったシャワー室を改造し、男女別に設置してあります。また、第2体育館にも設置してありますが、設置すればいいというものではありません。使用者の立場から設置場所にも使いやすい配慮が必要ではないでしょうか。

○議長（南 一成議員） 山田総務課長。

○総務課長（山田 浩君） 移転を予定しております麻里府公民館につきましては、まだ基本設計の状態でございます。男子トイレ、女子トイレと多目的トイレを設置する予定ですが、基本的には多目的トイレ、プライベートが守られますので、多機能トイレの中に設置するということになろうかと思えます。

○議長（南 一成議員） 國本議員。

○議員（6番 國本 悦郎議員） LGBTQや障害者と車椅子を押す介助者の性が異なる場合には、男女別のトイレを設置するんじゃなくって、そういった方がきちんと入れるように、ためらいなく入れるようなトイレをお願いします。いかがでしょう。

○議長（南 一成議員） 川添副町長。

○副町長（川添 俊樹君） 時代の要請もそういうふうな形で流れておりますし、我々も気づかない点もありますので、いろんなお知恵を頂きながら、やれることは対応してまいります。いろんな方の御意見がありますので、それを部内で協議して、やれることから一つずつ対応させていただきたいというふうに思います。

○議長（南 一成議員） 國本議員。

○議員（6番 國本 悦郎議員） 早くから今回の障害者への合理的配慮を質問するからということ

予告し、オストメイト対応のあるトイレが何か所あるかお聞きし、現場を見てきました。どこにも玄関にオストメイト対応のトイレがある表示はありませんでしたので、表示させていただきました。庁舎内にある多機能トイレの入り口が狭いのも、実際に車椅子で入って気づきました。車椅子の方が来庁されたときには、職員がすぐに対応して介助することもお聞きしております。1階の改造作業が行われるときには、入り口を広く取られることもお聞きしました。

こういった多機能トイレを設置して入り口にそれなりの表示をしても、それが必要な人に周知し、利用してもらわなければ、何のために造ったのか分かりません。そういった手だてで周知していますか。利用者に周知していますか。

○議長（南 一成議員） 坂本町民福祉課長。

○町民福祉課長（坂本 哲夫君） 議員御指摘のとおり、今までオストメイトトイレ、室内の中での表示はあったんですが、これは当然ないと分かりませんが、ただ、その施設の入り口のところで、この中にありますよという表示はございませんでした。これはもう議員御指摘のとおりでございまして、こちらにおいても対応をさせていただいたところでございます。

やはり障害をお持ちの方にそういった方向への設備を設けるのであれば、やはりおっしゃられたように、そういった形の中で、そういうものがあるのでお使いいただけますよといったことを分かりやすいような形で表示していくという方向、これに努めたいと思います。

○議長（南 一成議員） 國本議員。

○議員（6番 國本 悦郎議員） 馬島や隣町の佐合島に観光客を呼ぶには、障害者にも優しい場になければなりません。以前要望のあった馬島の障害者用のトイレの設置は、今どういったようになっていますか。トイレだけでなく、連絡船についても合理的な配慮が必要です。平生町とも協議して、障害者がリピーターとして訪れたい島にしませんか。

○議長（南 一成議員） 山中経済課長。

○経済課長（山中 浩徳君） のんびらん・どうましまにつきましては、実は議員御承知だと思いますけど、令和2年度に多目的トイレをということで予算措置をしましたが、コロナ禍の影響ということで、ちょっと断念をして造っておりません。

今後につきましては、いろんなところから、令和5年度から通常運航といいますか、通常な形の中で営業していくということでございますので、ちょっと令和5年度については予算化しておりませんが、次年度以降、やはり検討して、設置の方向に向けて協議していきたいというふうに考えております。

○議長（南 一成議員） 國本議員。

○議員（6番 國本 悦郎議員） 今の質問の中で、馬島だけじゃなくて、佐合島にもずっと回りますよね、連絡船が。ですから、連絡船へのそういった配慮。それから、そういったのをしようと思ったら、平生町とそういった協議をしていかにゃいけんですよね。これから、そういった馬島、佐合島を売り出すためには、障害者にも優しいまちというキャッチフレーズが要るんじゃないかと思います。よろしくをお願いします。

○議長（南 一成議員） 要望でいいですか。川添副町長。

○副町長（川添 俊樹君） いろんな御指摘を頂いて、お知恵を頂いておりますので、部内で、先ほども全く回答したとおりで、やれることがあれば対応できる範囲で、いろんな協議をさせていただきたいというふうに思いますので、前向きに検討させていただきます。

○議長（南 一成議員） 國本議員。

○議員（6番 國本 悦郎議員） 初めの答弁の時間が長くて、なかなかいっぱい用意しているんですが、進まないんですが、障害者用の駐車場は、車椅子車の専用駐車場ではなく、妊婦や体の不自由な方も使用できるというように変わっていると伺いました。玄関前とエレベーターのある裏口近くにそれぞれ2台ずつ設置してあります。事前に質問するように予告しています。だから、最近この駐車場を含め、町内にある公共施設には、そういった支援を必要する人が使用できるような表示になってきています。ありがたく思っています。民間の事業所では努力義務の段階で表示をしています。

しかしながら、ここを使用する場合には、障害者であることや支援を必要とすることの証明を役場で交付してもらわなければ使用できません。それは職員や町民に周知できているのでしょうか。

○議長（南 一成議員） 坂本町民福祉課長。

○町民福祉課長（坂本 哲夫君） 障害者手帳を取られる場合は、必ずこういった制度があります。ただ、手帳を持っておられれば、全てが対象になるというものでもありませんので、交付する手帳の状況によって、そういった証をお渡しをすることができます。案内はしています。

ただ、おっしゃられるとおり、例えば妊婦さんであるとか、ほかのことで、そういった駐車場の利用証の交付についてというところのちょっとPRが少し薄いかなという思いもしておりますので、ホームページ、広報等を活用させていただければと考えております。

○議長（南 一成議員） 國本議員。

○議員（6番 國本 悦郎議員） たくさん質問を用意しているんですが。近隣公園を含むふるさと詩情公園は、町内外から交通アクセスでいえば一番便利のいい位置にあります。ここには交流館があり、高齢者いきいき館には近々観光協会が移転すると聞いています。駐車場も広く取っています。今、ふるさと詩情公園の整備を進めていますが、ここはイベントをするのにも最適地で、一番にぎわう場所

にすることができます。

このふるさと詩情公園をインクルーシブパークとして整備していくと、障害者も気軽に訪れることができます。それについてはどうでしょうか。

○議長（南 一成議員） 川添副町長。

○副町長（川添 俊樹君） ほかの新町でそういった公園等を整備されているのも承知しておりますけれども、今、初めて御提案を頂いていますので、今後こういった方向がいいのか、今、広場として利用して、皆さん、いろんな意味で多目的に利用ができる状態になっておりますので、こういった方向がいいのかというのは、今後、検討させていただきます。

○議長（南 一成議員） 國本議員。

○議員（6番 國本 悦郎議員） 障害者雇用の件についてお聞きします。

現行の2.6%が、近々7年度までですかね、3%に引き上げられます。今、職員を見ますと、車椅子を使用している職員は見当たりません。庁舎内での合理的配慮が進めば、デスクワークが可能な、そういった障害者の雇用も考えられます。一考願えませんか。

○議長（南 一成議員） 川添副町長。

○副町長（川添 俊樹君） おっしゃるとおりだと思います。

ただ、場所的にいろんな制約がありますので、議員の皆様にも、先日、1階のスペースの問題を御提案をさせていただきましたとおり、御存じのように、今、申請をするのにも、裏玄関でずっと待たれているような状態になりますので、マイナンバー関係が特に今後盛んになってきますので、1階スペース広げるような形で今準備を進めて、皆さん御了解いただいていると思うんですけども、準備を進めていますので、ある程度スペースができれば、車椅子が入って仕事ができるというスペースもできると思います。現状はなかなか難しいんですけども、そういった形で将来的に対応できるような形で、検討させていただいておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（南 一成議員） 國本議員。

○議員（6番 國本 悦郎議員） 障害者の合理的配慮ばかりになって申し訳ないんですが、次に、教育長のほうにちょっと答弁をお願いしたいんですが、令和5年度から始まる田布施町教育振興基本計画が今の段階ではできていると思って、その中で、どのようにインクルーシブ教育をしていくのかとか、質問3の部活の地域移行についても見たいと思っていましたら、できていないからびっくりしました。前回は計画が始まった12月に発行しています。

教育現場では、その教育振興計画に基づいて、来年度の4月の段階でそれぞれの学校に見合った計画を立てていくんじゃないんでしょうか。どうなんです。

○議長（南 一成議員） 鳥枝教育長。

○教育長（鳥枝 浩二君） 教育振興計画に関わるお尋ねなんですけど、実は県のほうも国のほうも新年度からそういう計画が始まるわけですが、まだ策定されていないということを聞いております。できたら、町のほうも県の施策を注視しながら、踏まえて、策定するのが本来だろうと思うんですが、現在では策定中ではありますが、今、第6次田布施総合計画を、これを踏まえて、御指摘のありましたインクルーシブ教育の充実、推進を一つの項として現在策定をしております。

原案はほぼできておりますけれども、この後、総合教育会議のほう、新年度にお諮りをして、各学校の校長にも学校にも意見を求めて、パブリックコメントまでは取りませんが、今回はできるだけ年度の早い時期にお示しできるようにしていきたいと思っております。ただ、何せ県のほうもまだできていないというような状況がうかがえますので、少し時間が頂けたらと思っております。

以上です。

○議長（南 一成議員） 國本議員、時間です。

○議員（6番 國本 悦郎議員） まだまだ質問がたくさんあるんですが、もう時間来たようなので、一応これで終了させていただきます。またお聞きしに行きます。

○議長（南 一成議員） 以上で、國本悦郎議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（南 一成議員） 以上をもちまして、本日の会議を終了し、明日は午前9時から会議を開き、引き続き一般質問から行いますので、定刻までに御参集をお願いします。

本日は、これをもって散会いたします。

（ベル）

午後3時40分散会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長      南      一成

署名議員    神田 栄浩

署名議員    内山 昌晃

令和5年3月8日(水曜日)

---

議事日程(第2号)

令和5年3月8日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 一般質問
- 日程第3 議案第2号  
令和5年度田布施町一般会計予算議定について
- 日程第4 議案第3号  
令和5年度田布施町国民健康保険特別会計予算議定について
- 日程第5 議案第4号  
令和5年度田布施町介護保険特別会計予算議定について
- 日程第6 議案第5号  
令和5年度田布施町後期高齢者医療特別会計予算議定について
- 日程第7 議案第6号  
令和5年度田布施町下水道事業会計予算議定について
- 日程第8 議案第7号  
令和4年度田布施町一般会計補正予算(第8号)議定について
- 日程第9 議案第8号  
令和4年度田布施町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)議定について
- 日程第10 議案第9号  
令和4年度田布施町下水道事業特別会計補正予算(第4号)議定について
- 日程第11 議案第10号  
令和4年度田布施町介護保険特別会計補正予算(第4号)議定について
- 日程第12 議案第11号  
令和4年度田布施町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)議定について
- 日程第13 議案第12号  
田布施町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について



- 日程第 1 4 議案第 1 3 号  
田布施町情報公開条例及び田布施町公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正について
- 日程第 1 5 議案第 1 4 号  
田布施町使用料及び手数料条例の一部改正について
- 日程第 1 6 議案第 1 5 号  
田布施町駐輪場管理条例の一部改正について
- 日程第 1 7 議案第 1 6 号  
田布施町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
- 日程第 1 8 議案第 1 7 号  
田布施町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 1 9 議案第 1 8 号  
田布施町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 2 0 議案第 1 9 号  
田布施町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 2 1 議案第 2 0 号  
田布施町子ども・子育て会議条例の一部改正について
- 日程第 2 2 議案第 2 1 号  
田布施町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第 2 3 議案第 2 2 号  
田布施町高齢者介護予防センターの設置及び管理に関する条例の廃止について
- 日程第 2 4 議案第 2 3 号  
財産の無償譲渡について
- 日程第 2 5 議案第 2 4 号  
辺地総合整備計画（真殿大国木）について
- 日程第 2 6 議案第 2 5 号  
字の区域の変更について（国営南周防土地改良事業「時貞換地区」）

日程第 27 議案第 26 号

町道路線の認定及び廃止について

日程第 28 議案第 27 号

山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について

日程第 29 議案第 28 号

山口県市町総合事務組合の財産処分について

---

本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

日程第 3 議案第 2 号

令和 5 年度田布施町一般会計予算議定について

日程第 4 議案第 3 号

令和 5 年度田布施町国民健康保険特別会計予算議定について

日程第 5 議案第 4 号

令和 5 年度田布施町介護保険特別会計予算議定について

日程第 6 議案第 5 号

令和 5 年度田布施町後期高齢者医療特別会計予算議定について

日程第 7 議案第 6 号

令和 5 年度田布施町下水道事業会計予算議定について

日程第 8 議案第 7 号

令和 4 年度田布施町一般会計補正予算（第 8 号）議定について

日程第 9 議案第 8 号

令和 4 年度田布施町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）議定について

日程第 10 議案第 9 号

令和 4 年度田布施町下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）議定について

- 日程第 1 1 議案第 1 0 号  
令和 4 年度田布施町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）議定について
- 日程第 1 2 議案第 1 1 号  
令和 4 年度田布施町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）議定について
- 日程第 1 3 議案第 1 2 号  
田布施町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第 1 4 議案第 1 3 号  
田布施町情報公開条例及び田布施町公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正について
- 日程第 1 5 議案第 1 4 号  
田布施町使用料及び手数料条例の一部改正について
- 日程第 1 6 議案第 1 5 号  
田布施町駐輪場管理条例の一部改正について
- 日程第 1 7 議案第 1 6 号  
田布施町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
- 日程第 1 8 議案第 1 7 号  
田布施町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 1 9 議案第 1 8 号  
田布施町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 2 0 議案第 1 9 号  
田布施町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 2 1 議案第 2 0 号  
田布施町子ども・子育て会議条例の一部改正について
- 日程第 2 2 議案第 2 1 号  
田布施町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第 2 3 議案第 2 2 号  
田布施町高齢者介護予防センターの設置及び管理に関する条例の廃止について

日程第 2 4 議案第 2 3 号

財産の無償譲渡について

日程第 2 5 議案第 2 4 号

辺地総合整備計画（真殿大国木）について

日程第 2 6 議案第 2 5 号

字の区域の変更について（国営南周防土地改良事業「時貞換地区」）

日程第 2 7 議案第 2 6 号

町道路線の認定及び廃止について

日程第 2 8 議案第 2 7 号

山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について

日程第 2 9 議案第 2 8 号

山口県市町総合事務組合の財産処分について

---

出席議員（12名）

1 番	内山 昌晃議員	2 番	神田 栄治議員
3 番	西本 篤史議員	4 番	松田規久夫議員
5 番	落合 祥二議員	6 番	國本 悦郎議員
7 番	高月 義夫議員	8 番	河内 賀寿議員
9 番	谷村 善彦議員	10 番	瀬石 公夫議員
11 番	伊村 渉議員	12 番	南 一成議員

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

事務局長 増原 慎一君 書記 有吉 純一君

---

説明のため出席した者の職氏名

町 長	東 浩二君	副 町 長	川添 俊樹君
教 育 長	鳥枝 浩二君	総 務 課 長	山田 浩君
企画財政課長	森 清君	税 務 課 長	藤本 直樹君
経 済 課 長	山中 浩徳君	建 設 課 長	田中 和彦君
町民福祉課長	坂本 哲夫君	健康保険課長	吉村 明夫君
社会教育課長	長谷 満晴君	学校教育課長	惠元 朗夫君
会 計 室 長	江良 和美君	総 務 課 主 幹	堀 昌子君
建 設 課 技 幹	吉藤 功治君	社会教育課主幹	氏下 孝二君

---

午前9時00分開議

(ベル)

○議長（南 一成議員） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

---

**日程第1. 会議録署名議員の指名**

○議長（南 一成議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、松田規久夫議員、西本篤史議員を指名いたします。

---

**日程第2. 一般質問**

○議長（南 一成議員） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許します。高月義夫議員。

○議員（7番 高月 義夫議員） それでは、通告に基づきまして、一問一答で2問質問をいたします。

どちらも東町長、答弁をお願いいたします。

それでは、第1問、ふるさと寄附金の一層の促進をです。

昨日の一般質問でも町の財政はかなり厳しく、事業の仕分けをするのが大変だったという答弁が多く出ました。財政は、依存財源と自主財源があります。最近、多くの自治体でこのように分けられてきています。自治体の人口や面積、そして財政力に応じて使われる用途により決まった額が歳入となる依存財源、自主財源である町税やその他寄附金などがあります。

町税には普通税と目的税があり、普通税はその用途は特定されません。ただし、町税は住民税や固定資産税、軽自動車税などですから、増やそうと思って簡単に増えるものではないということです。

先日、ニュースになった周防大島町のように、高額納税者の方が複数人移住していただくと町税は増えますが、その分、財政力は高くなり、国からの交付金が減るといようなことになってしまいます。

令和4年度、当初一般会計予算は69億円でありました。この予算は、中国地方の山間部の自治体に比べ、田布施町は人口が多いにも関わらず少ないのです。それは、田布施町には合併特例債や過疎債といった地方債がないからであります。自主財源の中には、ふるさと寄附金や企業版ふるさと納税があります。ふるさと寄附金は自治体によってばらつきがあり、日本の1,794の地方自治体の中で、トップはオホーツク海に面した人口2万人余りの北海道紋別市で、昨年度寄附金が150億円を超えています。何と田布施町の当初一般会計予算の2倍以上の金額であります。滋賀県にある全国市町村国際文化研修所、通称J I A Mでの研修で、ちょうどその紋別市の担当職員さんと同じグループになり、いろいろお聞きする機会がありました。どうしてそのように寄附金が伸びたのかお尋ねしたところ、返礼品に対する様々な対応、対策を本気で徹底したから飛躍的に金額が伸びたと伺いました。

そこで、ふるさと寄附金、企業版ふるさと納税に対する田布施町の取組と対策をお聞きします。

- 1、今年度のふるさと寄附金額はいくらで、昨年度と比べてどうでしたか。
- 2、ふるさと寄附金をされた方でリピートして寄附をいただけた方の比率は。
- 3、企業版ふるさと納税の状況と現在の取組は。
- 4、返礼品の新たな商品の開拓は。

以上、4点をお願いいたします。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えいたします。

大前提として、ふるさと納税制度の理念は、生まれ育ったふるさとへの恩返しや志に共感する自治体への応援でございます。また、自治体の新たな財源確保となっている納税制度ではありますが、ふ

るさと寄附金は税金ではなく、あくまで寄附金であり、寄附の金額、対象は寄附者の主体的な選択に委ねられています。そのことで寄附金の受入額の予測が困難な財源でもございます。

また、自治体間の税収格差の是正については、従来、地方交付税がその役割を果たしてきましたが、ふるさと納税制度がその代替施策ないし骨幹施策となっているか、様々な指摘がされている問題を考慮いたしましても、享受すべきものなのかなといった点については、制度の利用が拡大していく中においては、それを受け入れ、今後、注視していく必要があると考えております。

しかし、議員が言われるとおり、ふるさと寄附金のメリットは自治体の貴重な自主財源であり、行政サービス等に直接充てることができる一般財源であるため、現行制度の中でしっかり取り組むべき施策であると考えております。

それでは、お尋ねの1点目でございますが、今年度のふるさと寄附金はいくらで去年と比べてどうであったかという御質問でございますが、ふるさと寄附金の令和4年度の実績ですが、最新の令和5年2月末での速報値ではございますが、3,774万1,000円でございます。3月が令和3年度と同様であれば、令和4年度の寄附金見込み額は4,000万円強と見込み、令和3年度と比較して約26%の減と見込まれております。

一方で、月別で比較を行いますと、令和4年度前半はかなり減少しておりましたが、6月は前年比約60%となっておりますが、12月、1月は前年を上回っております。

次に、2点目のふるさと寄附金をされた方で、リピートして寄附をいただける方の比率はでございますが、ふるさと寄附金の申込みや控除申請の期限は1月1日から12月31日まででございますので、年単位で御説明を申し上げます。

まず、寄附者の状況ですが、この1年間に寄附していただいた方は3,912人になり、そのうち複数回の寄附をいただいた方が584人、件数は5,062件のうち、複数回の寄附件数は1,734件、金額は4,011万2,500円のうち、複数回の寄附金額は1,353万6,700円、寄附者数で約14.9%、件数で34.3%、金額では33.7%になります。

このように、ふるさと寄附金のリピートは約15%の寄附者で、金額実績の約3分の1を占めていることとなります。引き続き、継続的に寄附していただくための方策を検討し、ふるさと寄附金が増額となるように努めてまいります。

質問が前後いたしますが、4点目の返礼品の新たな開拓についてでございますが、令和4年度は新たに1事業者の参加があり、さらに1事業者が参加したいとの話もいただいておりますので、現在、登録に向け、調整をいたしております。

返礼品につきましては、11品目を新たに登録し、さらに既存の返礼品を毎月、もしくは2か月ご

とに送付する定期便の取扱いを始めており、その定期便は11品目の登録となっております。

引き続き、既存事業者と新たな商品開発などの協議を行い、また、新たな新規事業者の掘り起こしについても、積極的に行っていきたいと考えております。

しかしながら、職員による新規事業者の掘り起こしには限界もありますので、議員の皆様方におかれましても、御協力いただける事業者があれば御紹介いただくなど、お力添えをいただけたらと思います。

また、事前に使い道を明らかにして寄附を募る方法として、クラウドファンディング型のふるさと寄附金形式も有効であると考えますので、先進事例も参考にしながら検討してみたいと考えます。

最後に、企業版ふるさと納税の状況と取組についてですが、本町では、令和2年度より地方再生法に基づく企業版ふるさと納税の地域再生計画として、田布施町まち・ひと・しごと総合戦略推進計画を策定しており、田布施町まち・ひと・しごと創生総合戦略の記載の事業であれば、企業版ふるさと納税の対象となります。

この枠組みが利用できる企業は、町内に本社がない企業が対象となっております。しかしながら、これまで新型コロナウイルス感染症の影響もあり、積極的な起業への売り込みもできておらず、また企業が寄附したくなる事業の提案も積極的に取り組めてはおりません。令和5年度は、田布施町まち・ひと・しごと創生総合戦略を国のデジタル田園都市国家構想総合戦略を踏まえ、地方版総合戦略に改定する必要が生じており、その改定も踏まえながら、企業版ふるさと納税地方再生計画を変更し、企業が寄附したくなる事業の組成に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 高月議員。

○議員（7番 高月 義夫議員） ありがとうございます。それでは、関連の質問をいたします。

ふるさと寄附金が昨年比べてかなり減っていたと、26%ですか。減っていたという御報告でありました。この原因と、要因というのは何が何だというふうに分かれていますでしょうか。

○議長（南 一成議員） 森企画財政課長。

○企画財政課長（森 清君） 今のちょっと御質問の前に、まずこの寄附額、今2年連続減少しているということに対して、本当、町民の皆様、議員の皆様におわびを申し上げたいと思っております。返礼品に協力していただいている事業者の方には、商品開発などいろいろ本当企業努力していただいております。そういった中、こういった結果になっているのは、私の力不足だと思っておりますので、本当に申し訳ございません。

で、今の御質問の26%減となっている理由については、田布施町の場合、返礼品約8割が2社の



パンでございます。このパンが物価高騰ということで寄附額を上げたということが一つ大きな要因にあります。また、その返礼品を送付するに当たって、どうしてもパンは冷凍でございますので、送料が結構かかっているというのもございます。ほかにもいろいろ要因があるのかも分かりませんが、今はそういったところで分析をしているところでございます。

○議長（南 一成議員） 高月議員。

○議員（7番 高月 義夫議員） このふるさと給付金、先ほど町長からも答弁の中でありました。総務省からはそのふるさとということ、生まれ育ったふるさとへの恩返しであって、志に共感する自治体への応援という大きな前提があります。それ平成24年度から、今から11年前ですけれども始まっております。去年までの累計で1億6,653万2,000円、件数は延べ2万2,312件もの寄附を田布施町にいただいております。昨年度は5,308万1,000円、件数は8,729件、1件当たり平均6,080円ということになります。

これ、ふるさと納税比べるとするのはどうかなとは思いますが、一応参考に、田布施町とちょっと真反対のあれが出ましたので、ちょっと報告させていただきますけれども、お隣の平生町でございます。

平生町も同じく平成24年度より累計で2億2,273万8,000円、延べ9,915件の寄附が寄せられておりました。昨年度は3,532万6,000円、件数は1,750件で、1件当たり平均2万186円ということになります。

先ほど、御説明ありましたが、1件あたりのやはり金額というものがかなり違うんだなということが分かるデータだというふう感じております。

この少額というものは、多分新たな商品開発というものが、先ほども町長から説明がございました。11品目を新たに登録されておるということでございます。常にこう商品開発をしていかなきゃいけないんだろうなというふうに思うわけでございます。ただ、ふるさと寄附金は総務省より運営については厳しい制限がかけられております。寄附金に対する還元率は30%以下、そして寄附金の募集に要した費用の額の合計が、当該年度において受領した寄附金額の合計の50%を超えないことと規定されております。

なかなか少額ですとその線を守るとというのが非常に厳しいなということも、私自身感じておるところでございます。

今、11品目の新たな商品というお話がございました。この商品の金額というのはどういう設定をされておりますでしょうか、お願いいたします。

○議長（南 一成議員） 森企画財政課長。

○企画財政課長（森 清君） まずちょっと御質問の前にございました、募集に係る調達費のことについてちょっと報告させていただきたいと思います。

議員言われるように、寄附額の50%というところが基準になっております。これについては、田布施町も50%を超えているということから、今国から指導を受けているような状況でございます。その5割の考え方で言えば、そのうち3割は返礼品でございまして、残り2割で委託とかプロモーションをやっていかないといけないという状況の中で、どうしても寄附額は、先ほどおっしゃいましたが6,000円代ということで、から超えてしまうというのは、今、状況でございます。

で、今新たな商品開発ということで、全部で22品新たに今年度、取り組んでいるところなんですけど、金額の設定で言えば、やはり主なのはパンでございますので、大体6,000円から8,000円程度の間でのものを、商品を今返礼品として出しております。

○議長（南 一成議員） 高月議員。

○議員（7番 高月 義夫議員） ありがとうございます。やはり、なかなか1万円を切るというのが単価的に厳しいのかなというふうな気もいたします。

返礼品のヒント、先ほども、議員も一緒にというふうなお話ございました。返礼品のヒントとなればなんですけれども、田布施町に多く訪れていただくところというのは、地域交流館、そして、のんびらんど・うましまがあります。昨日から、のんびらんど・うましまの活用方法については、多くの議員さんから質問に上がっております。

例えば、のんびらんど・うましまのキャビン使用权、そういったものも返礼品にできるのではないかというふうに思っております。

それとセットでキャンプ用品、また地元食材というのも併せてセットに入れていけば、金額的にも結構上がってくるのかなというふうに考えております。

そして、何より実際に寄附していただいた方が田布施に来ていただける、こういうメリットというものがあります。さらに、来ていただいて、よさを体感していただいて、田布施のファンになっていただければ、関係人口が広がっていき、これほどよいことはないかなというふうに感じております。そういう資源というのが田布施町にあるので、ぜひそういったこともしっかり入れながら、商品開発というのも当たっていただきたいなというふうに考えております。

先ほど、職員だけではというお話もございました。できれば、行政と事業者、そして消費者、みんなで検討できるような会議、そういういいものを出して、より田布施に関係していただく方を増えていただくというような取組をしていけばいいのではないかなというふうに思いますけれども、いかがでございましょうか。

○議長（南 一成議員） 森企画財政課長。

○企画財政課長（森 清君） いろいろ御提案ありがとうございます。関係人口を増やしていく、このふるさと寄附金をもとに増やしていきたいというところは、本当に地方創生という意味からも大事なことだと思っております。

そういう中で、今、のんびらんどという話が出ました。この体験型の返礼品については、以前、一般質問と、全協であったかどうかわざっと忘れてましたが、議員さんの中からも意見が出たところで、その後、何件か実は体験型の返礼品を入れらせていただいております。

今の馬島ののんびらんどについては、本当にコロナのこともあって、なかなか取り組めていないということもございますので、今御提案いただきましたので、ちょっと前向きに、何ができるか、のんびらんどの方ともちょっとお話をさせていただきたいと思います。

○議長（南 一成議員） 高月義夫議員。

○議員（7番 高月 義夫議員） いろいろ検討のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

田布施町の返礼品、実はいろいろなサイトを見ますと、口コミには大変満足されていらっしゃる、特にパンでございますけれども、という書き込みが多うございます。次に頼みたいというような感想も多く書かれておるわけでございます。そのリピートが多いか少ないか、寄附をいただいて返礼をしたとき、満足されるかどうかではないかと思ひます。

実は、知り合いに田布施町にふるさと寄附金をされた方がいらっしゃいます。この方は、いろいろな自治体に寄附をされているのですが、田布施町からの返戻品に対しての御意見をいただいております。せっかく寄附をしたのに、町を一生懸命知ってもらおうという姿勢が見られないと感じるという御意見でございます。

現在、寄附に対して返礼品とともに送っているものは何がありますか。お願ひします。

○議長（南 一成議員） 森企画財政課長。

○企画財政課長（森 清君） 今、町から発行しているのは、本当にお礼状だけでございます。また、あと返礼品の中にはそれぞれの事業者がお礼状等々いろいろ工夫を凝らして入れられていると思ひます。

田布施町では、令和3年度までですか、町が出すお礼状の中には、田布施町の観光パンフレットであります田布施トリップを令和3年度までは入れておりましたが、ちょっと今やめているという状況でございます。

○議長（南 一成議員） 高月議員。

○議員（7番 高月 義夫議員） 多分そこを指摘されたんだというふうにお思ひわけです。ほかの町、

例をちょっと挙げて、森課長さんのほうには資料をお渡ししておりますけれども、山形県の旭町というところがございます。人口6,556人の小さな山間部の町でございます。昨年度の寄附金は1億673万1,000円でした。この町の取組ですけれども、大変すごいなというふうに思ったところが、もちろん、寄附金をしていただいた方へのお礼は当たり前ではあるわけですが、前年、寄附をしていただいた方へ町のニュースレターを送られているということでございます。このニュースレター、朝日町ふるさと通信ということで、多分これは、ふるさと寄附金のその経費の中には含まれない、町を紹介するニュースレターというふうに、私は認識しておりますけれども、これを年2回発行して送られております。

で、寄附していただいた方の事業、ここも6つの事業がありますけれども、その事業の具体的な、こういう事業に使わせていただきましたという、その事業名とそれから金額ですね、そうしたものをその中に含めて書かれて送られているということです。

寄附された方は、そういう自分が出した寄附金に対して、こういう使い方をしていただいているんだということが分かる、そういったものになっております。

また、そのほかに、その町のビュースポットというものを上げられていたり、その時期の返礼品というものも記載されてはおります。そういった次につなげる活動というのを、しっかりやられているなというのを感じておるわけでございます。

そこで、中には寄附した事業というのを見に行ってみようかと感じる方もおられると思います。また、寄附した町がこういう何か素晴らしいところがあるな、行ってみようという気持ち、要は関係人口を増やすという取組をしっかりされているなというふうに、私自身は感じております。

それとともに、デザイン力のアップということで、オリジナルのデザインパッケージ、パンフレットやお礼状、封筒、ガムテープ、梱包用の段ボールまで統一したデザインでつくられている。これは、朝日町から届いた贈り物だということが分かるように、そういう取組をされておられるということでございます。

寄附者の皆様の中で、気になる存在になるということを目指しているというふうに書かれております。

そういう関係性をどんどん深めていくという取組が、やはり大切なのではないかなというふうに、私自身は思っております。そのようなニュースレターではあります。

こういったものをぜひ田布施町でも作って、取り組んでいただきたいというふうに思うわけですが、いかがでございましょうか。

○議長（南 一成議員） 森企画財政課長。

○企画財政課長（森 清君） 本当にいろいろ提案いただきありがとうございます。寄附者に今、言われたニュースレター、使い道とか町のニュースということ、昨日ちょっと資料をいただきましたので、読まさせていただいたところでございます。

ちょっとその朝日町の冊子、どういった作成経費がかかるのとか、送料どのくらいかかるのとかというところを、ちょっとまた昨日の今日でございますので、調べさせていただきたいと思いますが、先ほど来、申していますが、国の経費基準、調達基準を今ちょっと上回っている状況でございます。経費率に入ってくるかどうかというところもちょっと確認をしないといけないところだと思いますので、そういったところを増加しないように、できるだけ経費がかからない方法で対応できるかどうか、ちょっと研究はしてみたいというふうに思っております。

また、先ほどのオリジナルパッケージ、梱包のことだと思いますが、これふるさと納税が、制度が始まった当時、係内で協議をしたという経緯を、当時の担当者からは聞いております。そのときには段ボールの大きさとか在庫管理、多額の経費が発生するというところで、そのとき多くの課題があり断念したということを知っておりますが、ちょっと議員の提案のようにするのは、ちょっと難しいとは思いますが、ちょっと返礼品の中に何か田布施町がイメージできるものとか、感謝が伝えられるようなものというものが入れられないかというところは、ちょっと事業者とも、ちょっと協議をしてみたいというふうに思っております。

ちょっとまた、田布施町で今、商品のカタログというのを、今ちょっと更新して今作っておりますので、こういった、先ほどの関係人口というところの話からなんですが、そういうカタログを更新した後は、コロナも落ち着いてきますので、イベント等ございますので、そういう配付等を含めて、ちょっと考えていきたいというふうに、併せて思っております。

○議長（南 一成議員） 高月議員。

○議員（7番 高月 義夫議員） ぜひ前向きに取り組んでいただきたいというふうに思います。ふるさと納税というのは、田布施の御縁をつなぐというような意味合いがあろうかと思います。その辺をしっかりと踏まえて取り組んでいけば、また口コミで広がるというのもありがたい話でございますし、そういう取組をぜひしていただきたい。

この12年間で2万3,000件もの寄附をいただいております、そういう御縁をいただいておりますのでございます。田布施町の人口より多い件数であります。そういったこともしっかりと踏まえて取り組む必要があるのかなというふうに思っております。そういったところをよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、企業版ふるさと納税について御質問いたします。

ただいま、なかなか難しい旨の御答弁がありました。実は、企業版ふるさと納税は、内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局のホームページにある地方創生の中に、全国の自治体別企業版ふるさと納税対象事業が掲載されています。田布施町は、対象計画に田布施町まち・ひと・しごと創生推進計画と上げられていますが、分野別の寄附募集事業名は空欄のままです。

先ほども町長が絞り切れていないという御答弁ございました。自治体の多くは具体的に寄附募集事業名を記載されております。企業というのは、自社とその自治体に御縁があるか、もしくはその事業にその会社のメリットがあるかで判断するのではないかというふうに思います。

具体的事業名がないところへ、企業もどういう理由、大義名分があって納税をしたらよいのか判断がつかないだろうというふうに考えております。ぜひ事業名を絞ってお願いすることから始めていただきたいと思います。

これは、ふるさと寄附金でも同じだというふうに考えております。寄附したものが何に使われるか、企業も大義名分が必要だと思うのですが、いかがでございましょうか。

○議長（南 一成議員） 森企画財政課長。

○企画財政課長（森 清君） 企業版のふるさと納税についてでございます。先ほど、ちょっと町長答弁ございましたけど、本当にPR不足といいますか、そういうところというのは否めないと思っております。

先ほど、町長の答弁にございましたけど、令和5年にはまち・ひと・しごと創生総合戦略というのが新たにデジタル田園都市効果構想総合戦略に改編をいたします。この令和5年度でございますが、その後に、国に地方再生計画というのを提出いたします。議員御指摘のように、分野別のそういうプロジェクトがないというのはございますので、そういう地方再生計画を提出する段階で、その中で少し検討させていただければというふうに思っております。

○議長（南 一成議員） 高月議員。

○議員（7番 高月 義夫議員） ぜひお願いしたいと思います。それで、1点気になったんですけども、ふるさと寄附金の日本で一番大きなサイト、ふるさとチョイスでございますけれども、こちらに田布施町の情報が載っております。田布施町の中で、多分、町長に一任という欄が抜けておる、でございます。それと同時に、そのサイトには、具体的に使った事業名を書く欄があります。そして、それと同時に過去にもこういう事業を使ったという欄があるんです。その欄が空欄でございます。見た人は、こういう何か、そういう欄が空欄なところへ寄附をしようかってなかなか思わないのかなというふうにも思います。ぜひそういうサイトをチェックをよろしくお願いしたいと思います。

そういうことをお願いして、1問目の質問を終わらせていただきます。

それでは、2問目に移ります。

現在、田布施町内の多くの箇所で鳥獣被害の報告を耳にします。これは急に問題化したのではなく、かなり以前から議会でも問題視され、多くの議員が取り上げた継続している問題であります。そして、その多くが、町単独ではなく広域に取り組むとの答弁であります。

私も一昨年の12月、狩猟者が捕った鳥獣を自分で処分しなければならない現状があり、かなりの負担となっていることから、食肉加工場や、処分であれば焼却場などの施設の検討をお願いしました。そのときの答弁は、町単独では考えていない、ただ、県東部鳥獣被害広域対策連絡協議会があるので、そういった声を協議会に届けるという答弁でありました。

あれから1年以上が経過します。農地への柵等の対策が進み、農産物への被害が減る一方、居住地付近で度々目撃されるようになり、庭や道路ののり面などが荒らされ、家への侵入を防ぐため、家の周りに柵をしなければならない状況になっている方もいらっしゃいます。そこで尋ねます。

- 1、県東部鳥獣被害広域対策協議会に声は届けられていますか。
- 2、田布施町鳥獣被害防止計画の実施した取組について。
- 3、鳥獣の連絡が入ったとき、どう対応をしていますか。

以上、3点をお願いいたします。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えをいたします。

野生鳥獣による農作物の被害については、本町のみならず、全国的に及んでいる状況でございます。本町でも平成22年度をピークに減少傾向ではございますが、令和3年度はイノシシ被害の割合は全体の約45%、猿の被害については約16%、鹿の被害が約23%となっております。イノシシ、猿の被害は前年度に比べ減少傾向にあるものの、鹿の被害は増加しており、近年、光市、旧の大和町でございますが、被害報告もあり、今後は本町においても影響が出てくるのではないかと考えられております。

それでは、お尋ねの1点目、県東部鳥獣被害広域対策協議会に声は届けてもらえたかということでございますが、この協議会は平成24年に周南市から岩国市の県東部市町5市5町で構成された協議会でございます。

コロナ禍において、近年では対面での会議は開催されておりませんが、書面で各市町の意見や状況、質問等を取りまとめられておりますので、本町としても食肉加工場や個体の処分方法などの要望について報告をいたしております。

また、各市町同様な質問が多く、課題が継続しているなど、当協議会において各市町と情報を共有

しているところでございます。

また、県東部地域につきましては、県の西部、県中部と比べ、ジビエ産業が盛んでないことから、近隣市町では食肉加工場の新規事業はない状況でございますが、今後、広域的な取組として検討をしてまいりたいと思います。

2点目の、今年、本年度で終わります田布施町鳥獣被害防止計画の今までの実施した取組はということでございますが、この鳥獣被害防止計画につきましては、平成19年12月に鳥獣被害防止特別措置法が制定されたことに伴い、本町においても県と協議しながら3年ごとに被害の現状等に鑑みながら、計画に記載する事項に沿って策定し、実施しているところでございます。

この3年間の取組といたしましては、国の補助事業等を活用し、捕獲者に対し捕獲奨励金として捕獲活動経費の支援を行っております。

また、鳥獣被害防止対策として、防護柵に対しての支援として、町単独ではありますが、農作物被害防止対策事業や国の事業であります農地耕作条件改善事業を実施しており、結果として本町のイノシシによる農作物被害の金額は、平成30年の約550万円から令和3年度には約280万円と半数近く減少しており、事業の効果も得られているところでございます。

今後につきましても、町単独の対策や国・県事業を検討しつつ、引き続き実施してまいりたいと考えております。

3点目の、鳥獣の連絡が入ったとき、町ではどのような対策をしているかということでございますが、自然動物などの出没は日中問わず、夜間問わず出没する可能性がございます。その際の緊急時の対応につきましては、警察などの要請により田布施町有害鳥獣捕獲対策協議会に連絡が入り、田布施町有害鳥獣捕獲隊に出動を要請し、現地確認や捕獲実施など、隊員には迅速な対応をしていただいているところでございます。

今後につきましても、常日ごろから捕獲隊や猟友会と連絡をよく取って、連携してまいりたいと考えております。

○議長（南 一成議員） 高月議員。

○議員（7番 高月 義夫議員） ありがとうございます。ただいま東部鳥獣被害広域対策協議会には、一応申し入れはしておるというようなお話でございました。コロナ禍でなかなか会議が開かれないというのはあるわけでございますけれども、ぜひ、多分どこの自治体も同じような悩みを持っていらっしゃると思います。共通のこれは悩みでございまして、そういったことをしっかり検討していただきたいというふうに要望して、お願いしておきます。

それと、田布施町鳥獣被害防止計画ですけれども、これは、令和4年度、今年度で終わりの計画で



ございます。あと20日余りということになります。

従前講じてきた3つの被害防止対策についてお聞きいたします。

ただいま町長の御答弁で、柵等ハード面ではかなり進んできたなというふうな印象を受けました。実際、農作物の被害というのも半減というような御報告もありました。そういう中で、1つ目、捕獲等に関する取組でございます。猟友会熊南地区と連携して免許取得者を広く募集し、町捕獲隊を編成、ただし、高齢化に伴い、狩猟者が減少、周辺市町との連携も課題と、計画作成段階で書かれております。

狩猟者の高齢化に伴い、減少する対策はどのように講じられていますか。また、現在、狩猟者の人数は何人おられ、平均年齢及び年齢構成等、分かればお願いいたします。

○議長（南 一成議員） 山中経済課長。

○経済課長（山中 浩徳君） それではお答えさせていただきます。

確かに捕獲隊につきましては、年々減少しているというのも現状でございますが、若干、本町におきましては、今のところ増えているというのが現状でございます。そして、全体の捕獲隊の平均年齢でございますが、今捕獲隊41名いらっしゃいます。平均年齢が今65歳となっております。で、今年度、退任された方、結構高齢の方がいらっしゃいましたので、それで引き下げられたというのもございますけれども、今、65歳で年代別でいいますと、30代が4名、また40代が2名、50代が5名、60代が12名、70代が13名、80代が5名ということで、計41名の捕獲隊員となっております。

当然、猟友会に入られて、できるだけその捕獲隊のほうに入っていたきたいという中で、いろいろと猟友会の会長等も含めて、捕獲隊のほうに誘導しておるというところでございます。

また、猟友会に対する補助につきましては、県の補助もございますので、狩猟免許を取るときにですね。例えば、銃を取る場合であれば県が補助の3分の2、6万7,000円でございます。これは、あくまでも税金とか会費とか除いて、県が補助ができるという最大限が6万7,000円でございます。また、罟につきましても、2分の1の1万5,000円を助成しておるというところでございます。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 高月議員。

○議員（7番 高月 義夫議員） 狩猟者、年々高齢化、今の年齢構成を聞きますと、どうも田布施町の人口によく似ているなというふうなイメージを受けました。そういった中で、狩猟者人口をふやすという取組が必要というふうに思います。

先ほども述べた、J I AMであった鳥獣被害対策の研修では、多くの自治体の鳥獣対策担当者が来

られておりました。来られていた担当者の大半は狩猟免許を取得していると伺いました。中には、担当になったということで免許を取り、実は研修に来る前に1頭、初めて捕獲したんですって嬉しそうにおっしゃっておられました。

狩猟者の高齢化というものをどう取り組んでいくかということ、まずは自分で捕ってみて体験してみようということや、何を味わうということに取り組んでいられる。ただ、大半来られた方は専任の方でございました。兼任というよりは専任の方ですので、そういうこともできるのかなというふうには感じました。

では、今、狩猟免許に係る費用というのを伺いました。補助もあるというお話でございました。狩猟免許の試験日ですけれども、これは土日でございますか。

○議長（南 一成議員） 山中経済課長。

○経済課長（山中 浩徳君） これは各農林事務所管内で平日で行っております。

○議長（南 一成議員） 高月議員。

○議員（7番 高月 義夫議員） 実は、海の大分県、周防灘の大分県、大分県でございますけれども、大分県では狩猟免許の土日開催というのを年間3回やられております。そして、狩猟免許試験の手数料免除、狩猟免許の更新、狩猟登録の手数料免除、猟友会による初心者講習の支援というふうなものを県でやられております。

ぜひこの今の現状、窮状を県に伝えていただきまして、改善を図るように強く要望していただきたいと思っております。

これは、田布施町だけの問題ではなくて、山口県全県というふうなことでもあろうかと思っております。先ほども出ております県東部鳥獣被害広域対策協議会を通じて強く要望していただきたいと思っておりますが、いかがでございましょうか。

○議長（南 一成議員） 山中経済課長。

○経済課長（山中 浩徳君） 議員おっしゃるとおりだというふうに思っております。やはり、鳥獣被害で、特に人身、最近では猿の被害が、岩国にも出ましたし山口にも出ておりますので、こういうことを本町のみならず、協議会を通じて県のほうに、当然、県もこの中に、東部の中に入っておりますので、通じて要望していきたいというふうに考えております。

○議長（南 一成議員） 高月議員。

○議員（7番 高月 義夫議員） ぜひお願いいたします。

2つ目は、防護柵の設置に関する取組でございます。こちらは、ハード面、大変進んでいるというふうにお伺いしております。その中で、この計画の中、被害防止に対する取組について、鳥獣被害防止対

策アドバイザー養成研修を受けた町職員で構成する実施隊が、有害鳥獣関連の普及啓発を行うとともに、地域住民が主体的に勸奨隊の整備、及び追い払い活動、並びに里山の整備等を行えるような体制整備の確立を目指すというふうに、令和2年、3年、4年、3年間、同じことが書かれております。

まず、このアドバイザー養成講座を受けられた職員は何名いらっしゃり、いつ頃受けられたかというのが分かればお願いいたします。

○議長（南 一成議員） 山中経済課長。

○経済課長（山中 浩徳君） いつ受けたかというのはちょっと承知しておりませんが、今現在、うちの経済課には1名おります。で、移動で今1名おったんで、計2名おったんですが、今1名でおります。

○議長（南 一成議員） 高月議員。

○議員（7番 高月 義夫議員） この後、出てきます、質問をする中にもあるんですけども、この研修を何回もこう受けて、それを地元伝えるというような役割というものがあるというふうに書かれております。実施隊の屋台骨ということにもなりますんで、ぜひ研修のほうを受けていただいて、地域にいろいろ伝えていただきたいというふうに思います。

柵のほうはそういう状況でございますけれども、3点目の知識の普及ということ、先ほどの研修にもあるわけですが、目標の3つ目が、知識の普及等に関する取組ということになっております。鳥獣に対して知らない間に餌づけしているということが多々あるわけでございます。放置した竹林のタケノコや稲刈り後のひこばえ、雑草、ごみ捨て場の生ごみ、放置された収穫物や野菜くず、未収穫の果実など、知らない間に餌づけをしていることがあります。

こういったことを地域で共有するために、鳥獣被害対策実施隊が県主催の鳥獣被害防止対策アドバイザー養成研修に定期的に参加し、鳥獣被害対策に係る正しい知識を学び、相談の都度、情報を提供しているというふうにあります。

また、個別に対応が多いので、集落単位で研修会を開催するなど、住民の意識形成及び仕組みづくりが課題と書かれています。もう計画の終わりなんですけれども、今までこのような課題に取り組んでこられましたでしょうか。

○議長（南 一成議員） 山中経済課長。

○経済課長（山中 浩徳君） 今までは個別対応がほとんどでございました。で、やはり、県の事業も集落づくりの事業もございます。その辺のアナウンスが少し足りなかったのかなというふうには反省しているところでございます。次年度以降につきましては、今、先ほど議員さんもおっしゃられましたように、ハード面、特に農地につきましては防護柵をやって、農地を守られる状況でございますが、

その反面、それを行ったおかげで、各地域、家のほうに出没しておるというのも現状だというふうに思っていますので、これにつきましては、ノウハウ等、ホームページ、また広報等、いろいろと発信してやってまいりたいというふうに考えております。

○議長（南 一成議員） 高月議員。

○議員（7番 高月 義夫議員） ぜひお願いしたいと思います。地域ぐるみでやるのが、この対策の要なのかなというふうに感じております。

で、この計画の中には、自分たちだけでは難しいので、鳥獣被害に係る科学的な分析が行える専門機関との連携が必要というふうに書かれております。こういった専門機関というのは、何かありますでしょうか。

○議長（南 一成議員） 山中経済課長。

○経済課長（山中 浩徳君） これにつきましては、やっぱり県だというふうに考えておりますので、やっぱり県と連携しながら、昨今では豚熱とか鳥インフルエンザとかいろいろなものが今、発生しておりますので、それにつきましてははっきり県と連携を取りながら、また情報につきましても、早く皆様方に発信したいというふうに考えます。

○議長（南 一成議員） 高月議員。

○議員（7番 高月 義夫議員） ぜひお願いしたいと思います。

実は、山口県の北隣といいますか、島根県では全国でも先進的な取組が、県、そして各自治体で行われております。また、南には周防灘を挟んで、先ほども申し上げました、大分県も県ぐるみで鳥獣に対する取組を、強化を確立されております。

このように先進事例がごく近くにあるということもあり、その事例を学び、分析し、対策に応用すると、そういった姿勢が必要なのかなと思います。

山口県の研修というものはあるわけですが、なかなか山口県ではそういったまだ効果的な事例というのが見えてこないわけですし、できればそういう先進的なところで学ぶということが大事なんだろうというふうに、私は思っております。

今、先ほどもおっしゃられましたけれども、将来、イノシシ、猿だけではなく、鹿、そして熊というのも本当に田布施にだんだん近寄ってきているというのが現状であります。今こういう対策に予算を分配し、地域で危機感を持たなければ、そのうち町中まで侵入されてしまうというようなことになってしまいます。対策が後手になってしまうことが、こう目に浮かぶような感じがするわけでございます。

入ってくるのは獣でありまして、野良猫、野良犬というのも困ったものですが、さらにやっ

かいな動物であります。

お聞きしたところ、職員は専任ではなく複数兼務しているような状況というふうにお聞きしました。先ほどのふるさと寄附金の件も同じでございますけれども、こういった、ぜひ地域おこし協力隊という制度がございます。明確な鳥獣対策やふるさと寄附金、地方創生といえますか、そういった目的を持って募集していただいて、対策に当たっていただくということも一つの案かというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（南 一成議員） 山中経済課長。

○経済課長（山中 浩徳君） 御意見、大変ありがとうございます。いろいろなやり方があるかというふうに思います。それは一つの方法として今後の課題ということで考えさせていただければというふうに思います。

○議長（南 一成議員） 高月議員。

○議員（7番 高月 義夫議員） ぜひお願いしたいと思います。

それと、鳥獣対策でございますけれども、先ほど申し上げましたJ I A Mの研修で知り合った自治体職員さん、いろいろな、どう対応しているかというのを、私もお聞きいたしました。そうしたところ、電話があったらすぐにその場所へ行くんだと。で、その地の元の方と話をし、どこからどういう経路で入ってきて、何を食べているかと、そういうことをしっかり把握して対策を考えるというふうにおっしゃっておられました。

よく刑事ドラマで刑事が現場一番ということで、現場をつぶさに確認するというようなシーンを見るわけですが、ああ、そうなんだなということを、改めて感じました。

そういったことを、特に心がけていただきたいなというふうに思いますし、また、そこがまた兼務されておるということで、非常に難しいところなんだろうなということも理解しております。

そういった意味で、対応というのはしっかりしていただきたい、うちの地域の方でも、もうわしらが、後はもう高齢なんであれだけ、若い者のためにこれから10年先を見て対策してくれいというふうに言われております。

本当に今すぐ対応するのが本当なんですけれども、なかなか対応策が見つからない、そういった中で、しっかりと足固めして対策していくことが大事であるというふうに感じております。

特に、あの石城山、千坊山に隣接した地域というのは、そういう鳥獣が非常にしやすいところというふうに、私も認識しております。そういったところの地域力を上げるために、ぜひ研修を開いていただきたい、そのように思っております。なぜ何でというようなことが、気持ちを持つことが大事なんだというふうに思っております。

それと、あと研修ということで、これは、先ほども触れました J I A M という研修、たまたま同じグループにいらっしゃった紋別市の方からふるさと寄附金のことを伺って、いろいろ考えるようになりました。

そのためにも大変予算は厳しいんですけれども、将来の田布施町への投資として、職員をどんどん研修に参加させていただきたいと切に願っています。

このことは、昨年6月、地域公共交通の重要性についての一般質問の中で、職員の研修について質問いたしました。そのとき、総花的研修には参加はさせないという答弁がありました。私は、今年度、J I A M の研修に19回参加して言えることがあります。J I A M の研修は決して総花的研修ではない。財政や鳥獣被害、広報など、決まった課題に対する研修に集まり、素晴らしい講師とともに同じ規模の自治体がグループになるよう配慮され、その中でグループ討議し、問題を共有する。職員も議員もともに問題点を考え、対策を考える。研修が終わってもそこで知り合った仲間が情報共有や問題点を話し合う、そういった関係が構築されてきております。

田布施町の課題に関する研修も多くあります。ぜひそういう研修に参加していただいて、前向きに町のこれからの検討していただきたいというふうに、私自身考えております。

そういった研修というものを、山口県でも行われておるとは思いますけれども、やはり、そういう広い仲間をつくるという意味でも、大変有意義な研修だというふうに思うわけですが、そういう研修へ派遣をしていただくということをもう一度お願いしたいと思います。いかがでございましょうか。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） ありがとうございます。昨日も申し上げましたけども、研修というのは、以前は行っておりましたが、やはり、財政が厳しくなってきたから、県外をやめようとか、県外行っちゃいけんとかいう話がいつとき出まして、その流れがずっと、県内を見ましても尾を引いているなどという気がいたします。

ですから、もう一回、原点に立ち直って、全国のということで見ると、やっぱり東京とかかなり遠方に行かないといけないということもありますし、今、ウェブでかなりのいろんな事業体が研修等をやっておりますので、そういったものに積極的に参加させてみようかなと思います。

今、全国の自治研修所ですか、そういったものもあるようですから、ちょっと利用してみようかなということで、今、担当のほうには支持をいたしておりますが、当面、ちょっと連携協定とかその辺を乗り越えていかないといけませんので、その辺、ちょっと時間がかかるかも分かりませんが、早めにそういう研修の在り方について、また検討させていただきます。ありがとうございます。

○議長（南 一成議員） 高月議員。

○議員（7番 高月 義夫議員） よろしくお願ひいたします。

実は、議員のほう、ありがたいことに1人1回そのJ I AMの研修に行く費用を、予算をつけていただいております。本当にこれが一人一人の財産、また町にとっての財産になるというふうに私は思っております。

ウェブの研修も何回か受けたんですけれども、研修を受けただけで、つながりも何もないというようなことを実感しております。やはり、リアルに参加して、そこで人間関係を構築すると、それが大きな財産、田布施にとっても大きな財産になるというふうに、私は思っております。

そういった、本当にありがたい、特に総務省がやっております関係ですから、大変講習料も安いわけです、ほかから比べると。そこで学べるというのは、本当に素晴らしい施設だなということも、私自身、この1年を通して感じております。また、私自身もかけがえのない仲間というのを全国に築くことができました。

そういった意味でも、ぜひもっともっと外を知っていただいて、いろんな考え方というのがあります。その中で、一番田布施町にあったものというものを、こうつかんでいけばいいわけですし、ぜひそういうふうな取組というのもお願ひしたい、これは私の最後のお願ひでございます。このお願ひを通して今日の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（南 一成議員） 以上で、高月義夫議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（南 一成議員） 次に河内賀寿議員。

○議員（8番 河内 賀寿議員） おはようございます。それでは、一般質問をいたします。質問は一问一答で2問でございます。2問とも東町長でお願いします。

まず、質問事項1、田布施の住みやすさ、幸福度をどう高めるとよいかということで、よろしくお願ひします。

1月13日の中国新聞に掲載された県内幸福度ランキング2022によると、1位、下松市、2位、光市、3位、宇部市、4位、山口市、5位、防府市、6位から岩国市、下関市、周南市、柳井市と続き、10位に田布施町がランキングされておりました。ちなみに11位以下は未公表だそうでございます。

2021年の調査では、光市、下松市、柳井市に続き、4位の田布施町となかなかのランキングではありました。

調査は二十歳以上を対象に、2022年までの4年間の累計で、各自治体の住民に幸福度を10段

階で尋ね、平均値をランキングしたものとのことです。

1位の下松市は、大型ショッピングセンターなどの商業地の充実、交通の便のよさ、笠戸島などの景勝地があるなどが評価されたようでございます。

市と町とでは規模が違いますし、ランキングはあくまで目安ですが、住民に幸福とじてもらうことは大事だと思います。田布施の住みやすさ、幸福度をどう高めていけばよいか、まずお尋ねいたします。よろしく申し上げます。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えいたします。

今、いろんなランキングとかいうものがあって、承知もいたしておりますが、今、議員がお示しになりました調査では、本町は、まちの幸福度ランキングで10位ということでございまして、住み続けたいまちランキングでは5位ということでございます。

その調査でございしますが、まちの幸福度ランキングは10点満点で、住み続けたいまちランキングの項目は、住み続けたい、誇りがある、愛着がある、住みたい、といういろんな調査項目が5段階評価となっておりますと聞いております。

なお、本町でも第6次田布施町総合計画の策定に向けて、令和2年度に愛着度や住みやすさなどについて住民アンケートを実施し、田布施町まちづくり調査報告書として取りまとめて、議会にも報告をさせていただいております。

お尋ねの田布施の住みやすさ、幸福度をどう高めていけばよいかについてでございますが、幸福度と申しましても、個人の感覚、また状況、価値観で随分変わってまいります。年代でも変わってきます。若い方、お年寄りの方、随分違うというふうに思いますが、一般論としてお答えをさせていただきます。

まず、住みやすさと考えるのは、治安がよくて、住む上での交通要件とか、そういった要素が満たされているまちで、長期間住み続けられる、まずインフラの環境が整っているということが前提になるのではないかと思います。

ただ、ひとり暮らしや子育て世帯、高齢者世帯など、世代別のライフスタイルによっても、先ほど申し上げましたが、要件はかなり変わってくるというふうに思います。

幸福度につきましては、内閣府所管の経済社会総合研究所の報告書にありますが、主観的幸福感を用いた分析により、様々な分析が分かってきたとされております。

しかし、私は、国が研究しております幸福度指標の作成に意味があるとすれば、それは幸せに光を当てることによって、これまでの施策において焦点化されなかった、個人がどういう気持ちで暮らし



ていけるのかに着目することではないかというふうに考えます。

では、どう高めていけばよいかでございますが、発表された民間のいろんなそのランキングの結果に左右されることなく、第6次田布施町総合計画のまちづくりの将来像として、「～いのち育み 未来へつなぐ～ 笑顔と元気あふれる 住みよいまち田布施」と掲げておりますので、まずはこのテーマに沿って、引き続き今後も取り組むべき施策を着実に行ってまいりたいというふうに考えます。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 河内議員。

○議員（8番 河内 賀寿議員） 一般論とか、いろいろちゃんとお調べになっていただいたので、ぜひそれは頑張っていたきたいと思います。

そして、ランキング的には、今、はやりなんでよく、前からかな、出されておるんですけど、町の中では田布施多いほうだと思いますので、それはね、またぜひ頑張っていたければと思います。

愛着という言葉、いい例でよろしゅうございますね。本当、田布施がどういうふうに愛着をやっつてね、みんなが持つかというのは、これからの課題とは思いますが、愛着という言葉だけで、どういう感じで町長の方針といたしましては、されますかね。ちょこっとそこをお願いします。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 大変難しい問題でございますが、私も田布施で生まれてずっと田布施で育ってきましたが、いつか東京のほうへ4年間大学のとき行っておりまして、渋谷とか住んでおりましたが、愛着があるかと言えば、ほとんどありませんですね。ただそこにおっただけという話ですね。いろんな思い出はありますが、それが愛着ということにはならないと思います。

でも、この田布施は、やはりこっち帰ってこんにゃいけん。親がおる、友達がおるという、いろんな私の人生の中で大切なものがたくさんありますので、そういう、やっぱりそのいろんな人が大切に思うとか、大事にしたいということが、やはりそういう愛着につながってくるんじゃないかなというふうに思いますので。

今、小中学校、高校生含めて、この田布施に愛着を持って、いろんな思い出をここに残してもらって、人生の中で田布施の位置が高くなって、いろんなところへ働きに行かれたりされることがあるかと思うんですが、その中で、やはり田布施で生まれて田布施で育ったということに価値を持ってもらいたいと思いますし、行政、特に教育関係もそうですけども、そういったことに注意して、子育てなり教育を進めていく必要があるんじゃないかなというふうに思います。

○議長（南 一成議員） 河内議員。

○議員（8番 河内 賀寿議員） どうもありがとうございます。愛着、大事でございますので。

あと、今回ランキングのところを注目して質問したんですけど、またよく何年に1回かありますよね、町に対しての愛着があるか、丸とか、三角とかするとか。なんかあれまた、5年に1回くらいですかね、あれまたあるんですかね、ランキング調査っていうか、まだやるんですかね、あれ。ちょっとお願いします。

○議長（南 一成議員） 森企画財政課長。

○企画財政課長（森 清君） ちょっと今思いつかないんですけど、先ほどちょっと町長の答弁がございました、令和2年に、まちづくりアンケートといいますか、住みやすさアンケートというのを総合計画策定する前に一度行ったことがあります。

今後は総合計画の改定をしていく中で、5年後になりますけど、令和7年ですかね、に改定しますので、まあそういうタイミングで、ちょっとやるかどうかというのはまだ決めてはないんですけど、やる、そうですね、またその次ちょっと考えさせていただきたいと思います。

○議長（南 一成議員） 河内議員。

○議員（8番 河内 賀寿議員） それはね、アンケート調査みたいな形は定期的にあると思って、別に皆さんもそんなすぐやれとかも思ってないと思いますので、いろいろ内容とかを吟味して、みんなが割と書きやすいようなのをまた出していただければと思います。

まあ大体このくらいですかね、ちょっと第1問目はこれで終わろうと思いますので、ぜひアンケートとか、また今度またいいやつをお願いします。

次の質問に行きます。質問事項2に行きます。

イノシシ被害拡大防止対策はということで、また2問目も町長をお願いします。

あと、先ほど高月議員が言われたことと結構ダブっているかなとは思いますが、この質問はもっと短めにしたいとは思いますが、いろいろ要点とかもまた町長をお願いします。

そして、内容ね。ちょっと行きますね。

最近、田布施町の海側にもイノシシが出没し、農作物の被害が出るという話をよく聞きます。昔は城南などの山側の被害の話がほとんどでした。環境変化など理由はいろいろでしょうが、海側の人も電気柵など、用意を考え始めた人も多くなってきていると思います。

そういう点について、正直慣れていなくて、役場の補助などよく知らない人もいます。この問題はどんどん続くばかりでございますが、最近のイノシシ被害防止対策などあれば説明をお願いします。

また、以前にジビエレストランの難しい点などの説明もありましたが、流通システムが確立している豚肉料理との共用のレストランなどの許可が下りるようなら、対策の一つとしてできないでしょう

か。お答えをお願いします。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えいたします。

繰り返しの答弁になるかも分かりませんが、御質問に応じまして答えさせていただきます。

1点目の最新のイノシシ被害防止対策などがあるかについてでございますが、現在、本町における鳥獣対策の支援は、町の単独事業であります農作物被害防止対策事業として、電気柵等の設置に対する補助を実施しております。

また、国の事業を活用し、防護対策として現在実施している国営圃場整備地区などの農業集落を対象に、防護柵を設置する農地耕作条件改善事業を実施しております。

捕獲者に対しましては、町単独事業であります有害鳥獣捕獲対策事業と、国の鳥獣被害防止総合対策交付金事業を活用し、捕獲奨励金として捕獲活動経費を支援しており、農作物被害は減少しております。事業の効果が一定程度得られているものだと思います。

今後につきましても、町独自の対策や国、県の事業等活用しながら、継続して実施をしてみたいと思います。

次、2点目のジビエ活用に流通システムが確立している豚肉と共用レストランの許可が下りるようなら、対策の一つにならないかという御質問でございますが、以前より御質問を頂いておりますジビエ施設の設置・運営につきましては、ジビエを提供する店舗の拡大や、一般家庭での普及などの需要が確保できるかということが一つの課題だと考えております。

そのほかにも、良質な肉の安定的な供給等の問題があり、総合的に判断した上で取り組まなければ、施設の維持が困難になるおそれがあり、本町独自での設置・運営は困難であることから、どうしても近隣市町と連携し広域的な取組として検討してみたいと思います。

イノシシはやっぱり捕獲して、それがジビエとして食肉にするには、やっぱりスピード感なり必要だというふうにも聞いておりますので、やっぱりかなり捕獲して時間がたったものを料理として出すというわけにはいかないようにも聞いておりますので、その辺の点について、広域で今検討していかなければいけないかなというふうに思います。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 河内議員。

○議員（8番 河内 賀寿議員） ジビエのね、話は、レストランは、本当に難しい話が供給とかの点で言われていますけど、実際レストラン造ったら、結構はやるんじゃないかなというのは、勝手な憶測かもしれませんが。もし造るとしたら、あれですかね、交流館の隣のほうだと、なんちゅうか駐車

場もたくさんあるし、狙い目としてはあそこではないかと思えます。そして、田布施の観光のためというほどあれですけど、見に来られたら、ちょうど交流館で買物して、ジビエ食べて帰ろうかとかだったら非常にいい形になるんじゃないかと思えますけど。

もしジビエを造るようだったらどの辺とかいう、まあ、今私なんかここだと思うんですけど、町長、よかったですお願いします。これはもう本当予測でいいですけど。

○議長（南 一成議員） 山中経済課長。

○経済課長（山中 浩徳君） 町長が今答弁したとおり、なかなかジビエの施設を造るとするのは非常に厳しゅうございます。で、やはり迷惑施設ということにもなってきますので、やっぱり水の問題とか環境の問題等々ございますので、今現在どこに造るかというのは全く白紙でございますし、先ほど高月議員の中でも御質問がございましたが、東部のほうでも、実際その処理とか施設とかっていう話が出てきておりますけど、実際、山口県東部におきましては、中部、西部と違いまして、ジビエの産業と申しますか、そのジビエに関することは少し薄うございまして、なかなかジビエに対する食というのが、なかなかなじんでないというのも現状でございますので、今のところ、この東部の中では非常に厳しいというのが回答ということでございます。

○議長（南 一成議員） 河内議員。

○議員（8番 河内 賀寿議員） まあ、今説明あったようにですけど、ジビエレストランね、そのいろいろ制約があるんだというのは議員になって初めて知ったぐらいで、本当、割とイノシシで捕れるんなら、すぐ料理なり何なりして出したら町も潤うのになという、まあ素朴な疑問でしたけど。

こういうのはどうですかね、国の感覚とか県の感覚とかで、もうがちがちにもう決まっているんですか。それとも、ちょっとずつこう手を出して柔らかくなるかといいますか、法律解釈かもしれませんけど、割と造りやすくなりそうなことはないですかね。いろいろ日本全国で考えても割とできよるんですか、それとも全然無理だというほうが多いか、ちょっとその辺お願いします。

○議長（南 一成議員） 山中経済課長。

○経済課長（山中 浩徳君） 先ほど町長も言いましたけど、まず第一点が、まず安定的な供給が必要ということでございます。で、それには品質のよい個体というのが、大体年間800から1,000頭捕れるというのが国のガイドラインで示されておりますけども、本町においては約200頭、そのうち30キロ以上というのが、大体その800から1,000頭のうちの30キロ以上というのが一つあるようでございます。本町で言うと約年間200頭捕れておりますけども、その中で成獣30キロ以上というのは本当半分以下というふう聞いております。

それとあと、やはり射殺した後すぐ迅速な対応がやっぱり必要ということもございますので、そう

ということから勘案すると、なかなかある程度、捕獲者のほうもしっかり知識を持った上で、これは食肉加工として出すということになりますと、その辺の食品衛生法の関係等々ございますので、議員がおっしゃるように、なかなかそう簡単にはいかないというふうには考えております。

○議長（南 一成議員） 河内議員。

○議員（8番 河内 賀寿議員） 先ほどの高月議員の質問とあまりダブってしまうのもなんですけど、ジビエのレストランは、本当あると普通に、こうなんて言いますかね、田布施の観光の役に立つと思いますので、すぐ決めろというのではなくて、ちょっとずつ法律解釈といえますか、やっていただいて、ぜひ造っていただければぐらいの質問ぐらいですかね、今は。いろいろ法律がややこしいことになっていたら難しいと思うんですけど、割と検討を毎回されながらでよろしゅうございますか。まあ、どうぞよろしく願います。ちょっと一言ぐらいだけ。

○議長（南 一成議員） 山中経済課長。

○経済課長（山中 浩徳君） 当然東部の中でもいろいろと御意見ございますし、当然いずれまた上がってくる課題だというふうに思いますけども。やはりこれを生業としてやるとすると、費用対効果からすると非常に厳しいものというふうに考えておりますので、これは今後また、検討というのは非常に申し訳ないんですけど、課題の一つということで捉えさせていただければというふうに思います。

○議長（南 一成議員） 河内議員。

○議員（8番 河内 賀寿議員） ぜひよろしく願います。

あとはもう、先ほどとかなりこの質問はダブりますので、あんまり長いといけませんので、ぜひぜひ検討なりよろしく願います。

ということで、この質問を終わりますので、皆さんよろしく願います。どうもありがとうございました。

○議長（南 一成議員） 以上で、河内賀寿議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（南 一成議員） ここで暫時休憩いたします。15分間休憩とします。再開を10時35分にしますので、よろしく願います。

午前10時20分休憩

.....

午前10時35分再開

○議長（南 一成議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、落合祥二議員。

○議員（5番 落合 祥二議員） 2日間にわたる一般質問で最後の質問者になります。それでは通告に従いまして質問をいたします。質問方式は一問一答方式です。

まずはじめに、県内で4番目に高い本町の水道料金についての質問です。答弁は町長です。

令和4年5月18日に県が公表した令和2年度山口県の水道の現況によれば、田布施町の1か月の水道料金は世帯構成人数が二、三人の家庭の1か月月の水道料金の目安としている20立方メートル、重さで言えば20トンですけれども、その使用で平生町とともに4,708円となっています。まあ、平生とは田布施・平生水道企業団で一緒なのでそうなるわけですけれども。

県内の19の市町で一番高いのは周防大島町です。4,820円。次に高いのが柳井市で4,752円。次に高いのは上関町、これは簡易水道なんですけれども、20立方の計算をすると4,730円ということになります。

田布施町と平生町は4番目に高い状況です。一方、県内で一番安いのは下松市で1,534円です。本町の料金は4,730円ですから、その約3倍で、その差は3,174円もあります。

柳井市、周防大島町、上関町、平生町、田布施町の水道料金が、他の県内市町と比べてとにかく高いのが実情です。これは田布施町を含む柳井地域の大きな問題になっております。

そこで、次についてお尋ねします。

1点目、令和5年度の当初予算を見ると、公料金対策の県の補助金であります県水道料金安定化対策補助金が前年度よりも、なんと141万1,000円減額されて277万1,000円となっています。なぜこれだけ減額になっているのですか。算出根拠はどのようになっているのですか、お伺いします。

2点目、柳井市では昨年4月から県外の学識経験者を含む10人、まあ、10人の中には学識経験者と、県外から来た学識経験者の方もおられるし、ちょっと住所が書いていないのもう一人学識経験者がおられましたが、あと残りの8人は柳井市の在住の方だろうというふうに推測していますが、で構成する柳井市上下水道事業経営審議会を7回開催し、今年の1月10日に適正な水道料金の在り方についての答申を行いました。

その主な内容は、給水人口の減少に伴う料金収入の減少により、現行料金収入は令和8年度までの4年間で約2億円の不足が生じるため、これを補うには8.21%の料金値上げが必要という結果となった。

20立米の現行料金を今年の12月以降の検針分から385円、率にして8.10%増額し、5,137円とすると、で、市民に安全な水を安定して供給することとともに、健全な経営を維持しながら事業を継続するためには、料金の改定はやむを得ないとの結論に至ったというものです。

水道は独立採算ということが一応原則ですので、そういった形の答申になっているわけですが、この答申のとおり値上げをすれば、柳市は大島町、大島町は先ほど言いました4,820円ですが、それを超えて県内で一番高い市町になるわけです。本町の水道もこういった審議会をやっているわけではありませんが、柳井市とほぼ同様の状況ではないでしょうか。お伺いします。

それと3点目は、本町の水道料金を今後どのようにすべきだと考えておられますか。また、その対策はどうすべきだと考えておられますかということです。

4点目は、一方料金とは別ですが、本町の水道普及率、水道普及率というのは、水道で受給している利用者を町の人口で割った率ですが、県内の19市町で一番低い63.3%、63.3%というのは今の県の資料ではなくて、令和3年度の決算ベースで、田布施・平生水道企業団の決算のデータを教えていただいて出しましたが、これについて、この現状について水道普及率についてはどう思われますかという質問でございます。

以上です。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） お答えをいたします。

1点目でございますが、水道料金安定化対策費補助金につきましては、従来の水道事業、高料金対策制度に代わり、平成30年度から5年間の時限的な県の支援制度として補助を受けてきたものでございます。

現行の補助制度が本年度をもって最終年度を迎えるに当たり、県知事に1市4町の柳井広域で陳情を重ねた結果、来年度以降も柳井地域への水道料金の補助を行いながら水道料金の安定のための御支援をいただける見込みとなっております。

この点につきましては、県をはじめ御尽力をいただきました関係者の皆様に深く感謝を申し上げます。

来年度以降の補助金の算定内容でございますが、10年間の平均使用水料及び水道事業に対する5年間の平均繰入金額をもとに算出されることとなっており、本町の場合、他の構成市町と比べ平均繰入金額が少なかったことにより、新たな補助制度の割合が減少したと認識いたしております。

次に、2点目と3点目につきましてでございますが、水道料金の今後についてのお尋ねでございますが、人口減少に歯止めがかからない現状、料金収入も減少が避けられないと考えております。そのような状況の中にあっても生活に直結するインフラとして、水道管の老朽化対策や施設の更新は進めていかなければなりません。

一方で、料金収入で賄いきれないものにつきましては、本町及び平生町から田布施・平生水道企業

団に補助を行っておりますが、上水道を使用しておられない町民の方との負担の公平性も考えなければならぬと考えております。

また、現在検討を進めております柳井地域の水道の広域化の効果もいろいろ見てみますと、限定的であると予測されることから、総合的に勘案しますと、これまでの料金体系を維持することが極めて困難な状況になりつつあると考えており、料金の検討についても、これは田布施・平生水道企業団において慎重に行いたいと考えております。

4点目の水道普及率についてのお尋ねでございます。

本町の人口に占める給水人口の割合は、御指摘のような数値が算定されるものと思います。地形的な田布施の持つ地形的な影響もあるのではないかと思います。田布施・平生水道企業団におきましては、従来計画給水区域内における新規の管路を整備してきたところでございます。

また、給水区域内においても昔から井戸を御利用になっておられる方もおられることから、今後、大きく水道普及率が上がることはないと考えております。

一方、田布施・平生水道企業団の厳しい経営状況からすると、水道管をどんどん引いて普及率を上げていくという状況にないことも事実でございますので、また、現在引いております水道管の老朽化対策を含めながら対応していかざるを得ないと考えております。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 落合議員。

○議員（5番 落合 祥二議員） 今回の回答にありました、今回の県の補助が減ったのは、10年間の平均繰入金額をもとに算出されたこととなっており、本町の場合は他の構成市町と比べ平均繰入金額が低かったという回答でございますが、この平均繰入金額というのは、田布施・平生水道企業団への平均繰入金額のことでしょうか。

○議長（南 一成議員） 坂本町民福祉課長。

○町民福祉課長（坂本 哲夫君） はい、議員お見込みのとおりでございます。

○議長（南 一成議員） 落合議員。

○議員（5番 落合 祥二議員） それで、併せて聞くんですけども、ちょっと歳入のほうばっかし目が行っていたんですが、歳出で、今年度の補助金、水道企業団に対する水道料金低減対策事業というのがあるんですが、これは5,951万8,000円がこの5年度に予算がありますけども、4年度は3,550万円だったんですね。それがちょっと上がっていますが、それも、今回そういうことも考慮して上がっているんですか。

○議長（南 一成議員） 坂本町民福祉課長。



○町民福祉課長（坂本 哲夫君） 4年度と5年度の比較になりますと、ちょっと今度はまた別の要因が入ってきます。議員、御存じのとおり、今、電気代、これはちょっと一般家庭用とは桁違いの金額で、動力費として大きな金額の値上げがございます。

そういったものを含めて、独立採算が原則とはいえ、もう経営が成り立っていない状況の中で、両町の財政サイド、水道担当サイドのほうに水道企業団の方から相談がございまして、こういった対応を取らせていただいたということでございます。

○議長（南 一成議員） 落合議員。

○議員（5番 落合 祥二議員） それと歳入のほうですけど、令和5年度の。水道用水供給事業出資債元利補助金というのが1,045万7,000円が予算化されています。これは令和4年度の予算よりも少なくなっていますけども、これはどういうものかというのが、ちょっと説明いただいたらと思います。

○議長（南 一成議員） 坂本町民福祉課長。

○町民福祉課長（坂本 哲夫君） これは弥栄ダムからこちらのほうに水を引いてくる、柳井地域広域水道企業団が主体となって、そういった事業を取り組んでまいりましたが、当然、そのときには何もお金がないわけで、構成市町のほうから出資した、そういった、当然その現金でそのときにキャッシュで払えるわけではありませんので、当然、各構成市町が起債を起こして、そういった出資債という形で出資してまいりました。

で、この歳入につきましては、その出資債に対する県からの公債費の補助金ということでございます。令和の12年度までとなっております。

○議長（南 一成議員） 落合議員。

○議員（5番 落合 祥二議員） ということは、今の水道用水供給事業出資金元利補助金が、令和5年度は1,045万7,000円ですけども、今の令和12年度になったら、なくなるということですよ。

○議長（南 一成議員） 坂本町民福祉課長。

○町民福祉課長（坂本 哲夫君） はい、議員お見込みのとおりでございます。当然、起債ですから、どんどんどんどん、もう償還が進んできましたら、いずれ減少してくるということで、令和の12年度をもって終わりということになります。

○議長（南 一成議員） 落合議員。

○議員（5番 落合 祥二議員） 予算関係については、今ので大体分かったんですけども、結局、補助金はどんどんどんどん減っていくよと。一つ、今私の近くでもそうですけど、地下水というのは見

えないんで、だんだんどうも水の調子が悪いという家庭もあるんですよ。だんだん増えてきよる。その代わり、配管、配水池から各本管ともう一つ、給水管に分かれますけど、給水管はまあ個人の家庭のものですけども、配水管をやるのに、やはり今言われたように、水道企業団が大変厳しいという中で、町も配水管に対して補助をしていますよね。それは私の認識では、かかる経費の半分、2分の1を町が出していると。そういう、水道の会計が大変厳しい状況になるというのを思うんですが、それは間違いないですかね。

○議長（南 一成議員） 坂本町民福祉課長。

○町民福祉課長（坂本 哲夫君） 新規の配水管の事業に対して、構成市町が半分負担しているということでございます。

○議長（南 一成議員） 落合議員。

○議員（5番 落合 祥二議員） そういうことで、水道企業団の経営も大変、今回の一般質問は、一部事務組合の関係には見込みませんので、あくまでも高料金対策という観点で町長にいろいろ質問しているわけですが、結局、水道料金が高いということは、定住促進にもすごい影響がありますよね。

田布施に住もうとか、これからも田布施に住んでいこうといったときに、「えっ、これはやれんでよ」というような、よく水を使う方は。一方で、私は元井戸だったんですが、今は上水道にしていますけども、トイレは、後ろのタンクがいらぬんですよ、上水道にすれば。洗濯機も上水のほうが綺麗なじゃから、そんなにゴミが詰まったりとか、壊れにくいと。いろいろ水使うからにはそういうメリットもあるんです。ほいじゃけえ、必ずしもお金がかかるから井戸水のほうがいいというわけでもないんですよ。ただ、田畑に水をまこうと思ったら、上水の水をまくというのは、そりゃ大変もったいない話じゃあるとは思いますが。

そういった中で、私もいろいろ調べてみたんですけども、今、柳井地域広域水道企業団というのができていて、それはさっき言いました高料金のと、あと、岩国市の由宇町が入っているんですが、由宇町は僅かなんで、岩国市全体で料金を下げていますからね。だからそんなに高くなってないんですけども、後はみな高くなっている。

その大きな原因というのは、水源が広島県との境界にある弥栄ダム。今これ、国土交通省の直轄のダムなんですよ。そのダムは結局山口県と広島県で分けて通っています。ほいで、その辺のこともあって、結果的に、要は今の弥栄ダムから柳井の日積、ここから石井ダムを越えて、真っすぐずっと日積のほうに向かっていけば、1キロぐらいかな、1キロもないかもしれない、ほいたら右側に日積浄水場という看板が小さいですけど出てます。それをまた上がっていくと、浄水場があるんですが、

そこまで引いているんですよ。それを導水管というわけですけども、それは32キロメートル引いているんです。

それから今度は、その日積浄水場から各構成市町の配水池に、それは逆に、送水管という言い方をするんですけど、逆にと言うより、名前はですね。それは延長が約101キロメートル、総延長が。そういった中であるんで、この間、大島大橋事故があったから大島は水が行かなくなったわけですよ。で、先では、そういった事故が起こったら田布施に水が来ないということも生じてくるわけですが、その辺で田布施・平生水道企業団が独自の浄水場を持っておりますけども、それも今後どうしていくのかということもいろいろ考えていかにゃいけんじやろうと思います。

そういう中で、どうもですね、それと今の広域水道の、だんだんその人口減で利用する人が、田布施・平生水道企業団から水の利用する人が少なくなっている。だから経営も厳しくなる。電気製品は節約型が増えている。だから水の利用が少なくなる。経営が苦しくなる。だから、上げないとやっていけなくなる。一方では、独立採算制という問題もあるんで、柳井市のようにその辺を考えて、もう上げるというところもあるわけですよ。

で、結果的には、広域水道で今、最初の約束で決めているのが責任水量というのがありますが、それが田布施は2,790立米、1日当たり。平生は2,860立米。柳井は1万1,565立米なんですけど、この責任水量というのがそのまま柳井広域水道の経営の収入になっていきます。だから田布施は今言ったように2,790立米を全部使わなくても、その分のお金は払わなくちゃいけないというような状況で経営がなされているわけです。

で、根本的に、この辺は今のダムの関係の負担とかいろんなことを合わせてやっていかないと、料金はどんどんどんどん、県の補助金がどんどんどんどん減っていく。今の償還金もなくなるということになると、一方で人口は減る、利用者は減る。町の会計から水道企業団に出していくにも限界があると思うんですよ。

だから、その辺をちょっと柳井市を含んで関係で、当然、町長はその辺も考えて今までの共同でやっていらっしゃると思いますけども、ここを今度、今、令和12年だったですかね、なくなる。柳井広域水道もいろいろ、その辺も県からも援助を受けているんです。

その辺がなくなるまでに、何かそのダムに対する、国に対して、県と一緒にってなんかとやっていくべきじゃないかなというふうに私は思っているんですけども、その辺についてどう思われるか、別に柳井広域水道のこととか、田布施・平生水道企業団のこととか絡みますので、回答は難しいとは思いますが、もし何かちょっとおっしゃっていただけることがあれば、お願いしたいと思います。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 随分前の議会でもお話をしたと思うんですが、落合議員おっしゃるとおりの仕組みで、私も今、水道企業団の企業長をやっておりますが、いかんせん約束ごと約束ごと約束ごと、義務、義務、義務ということで、経営のほうはもう随分見直したわけですが、なかなか根本的な水価が、ここで作っている水と買う水の価格がもう、びっくりするくらい違う高い水を買わざるを得ないというような状況になっておりますので。

今、国のほうへ抜本的な、で、今、県のほうへ陳情しておりますのも県内格差があっても、これぐらいまでにして下さいという、今、何倍という話もありますが、公共インフラを使った公共料金ですから、県内でそれだけその差があるというのはおかしいですよということで、今回、じゃあ、補助をしましょうという話になったんですが。

今、広域化も進めておりますが、それが一応方針が立ったら、もう一回、国・県に将来の、やっぱり将来を見通すと給水人口も減りますし、水量も減る。やっぱり老朽化対策経費用もかかるということがありますので、成り立たなくなりますので、差をこれぐらいに抑えるということで、抜本的な対策をお願いしますよというのを、今、柳井広域のほうで取りまとめておりますので、もう一回新たな、これまでにない要望のほうを国・県のほうへ将来見越してするようにしております。

その一環として、柳井市が今、取り組まれておりますが、将来を見越すとこれだけやっぱり経費がかかってくる、収入は落ちてくると、このギャップを埋めるには、やっぱり抜本的な国の支援とか県の考え方がないと、国は県一本でやれと言うんです、県一本で。だから、その田布施、平生とか、下松とかじゃなくて、県で水道局を作って一本化しなさいというのが国の方針なんです。

でも実際、それができるところと香川県とか広島とかやりやすい、こう、こっちが山で、海のほうへという、山口県というのは非常に厄介で、真ん中が高くて、海があつてということで、水を使うにしても、こう使うしかないということなんで難しいということがあつて、非常にあれなんです、そういう要望はさせていただきますし。

ちょっと水道企業団として本来ならお答えをせんにゃいけないので、私がちょっとさすがに企業長と言っても、田布施議会で、こうします、ああしますというのはちょっと言えませんので、先ほど料金についてももうかなり厳しい状況になってきますよというのは、いろんな予算決算の状況を見ていただけたら、それがもう真実だろうと思っておりますので、別に隠す気もございませんが。

やはり、老朽化対策もやっていかなきゃいけませんし、一つ言いますと、ここの浄水場というのは停電、自家発電がないんですね、ここは。ですから、停電になってくると、全くこの給水事業ができなくなると、その自家発電を入れるとなると、本当にびっくりするぐらいの施設整備がかかりますので、手をつけられない状況でございますが。

そういった中で、もしかそうなってきたら、バルブをどういうふうに切り替えてきて、今ここが使えなくなったら、いや、広島から来る水で全域回るようにバルブをどういうふうな順番で開けたら9割、8割の家庭に水が届くとか、そういったことまで取りあえず抜本的なことにならないんですけども、反対に広島から来なくなったら、この水をフル回転して平生まで回そうとかいうことも、いろいろやっておるわけですが、水道料金につきましては、また水道議会のほうでもお話をさせていただきたいと思っております。

今回の定例会の中で、広域化のほうでまとまった資料がありますので、各議員さんのほうに御説明をしたいと思います、かなり厳しい状況でございますので、本当に国・県通じて要望しながら対応していきたいと、答えになっておりませんが、そういう気持ちであるというのは御理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 落合議員。

○議員（5番 落合 祥二議員） 今回問題提起みたいな感じではありますが、実際にどうしようって言ったときにはかなり難しい問題で、しかも田布施だけで何から何までできるわけではない、そういう状況じゃろうと思っております。

しかし、町及び関係市町、議員、各一部事務組合の議員も含めて、一丸となってこの問題にぶつかっていないと、もう水道料金は下がらないと私は思っています。それはもうちょっと正念場っちゃゅんか、今から本当になってやっぺいかんにやいけんのんじゃないか。

で、私、今日4問ありますので、ちょっと次に質問に移させていただきます。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 追加でなんです、先ほど言おうと思ったんですが、県内各市町、水道料金の在り方をみんな検討しております。その中で今安いと言われるところも、もう上がります、これも必然的に。

もう電気料金見ても、うちでも3,000万円、4,000万円というのが通常で上乘せがあるわけですから、それと老朽化対策に手をつけると、やっぱり水道料金というのは全然、全く別次元の、もう一回引き換えるということになりますので、新たに引くよりも厄介な話になりますので、各市町、柳井広域だけが値上げをするんじゃないかと、下松、光、周南はじめ、下関はじめ、県内各市町、そういった老朽化対策に進めるということになってきておりますので、水道料金というのは県内でもどうしても上昇してくるという状況にあるのは申し添えておきます。

○議長（南 一成議員） 落合議員。

○議員（5番 落合 祥二議員） 今のほかの要因で、柳井広域関係の市町村だけじゃなくて、他市町も安いところも上がっていくということじゃろうと思うんですが、それでよろしいですね。——はい。それでは、次の2番目の質問に移ります。田布施駅及び駅周辺の整備並びに田布施駅のバリアフリー化についての質問です。答弁者は町長です。

田布施駅及び駅周辺の整備並びに田布施駅のバリアフリー化については、一昨年、令和3年12月議会と昨年の令和4年の3月議会で質問しました。そのときは、困難な状況だとの回答でしたが、その後、状況が変わってきていると思います。

そこで、次についてお尋ねします。

1点目、駅舎の建て替えについてです。JR西日本が提案してきたというお話を聞きましたが、その後どうなりましたでしょうか。

2点目、駅のトイレはJR西日本の土地を無償で受け、町が整備するとの考えを聞いていましたが、その後どうなりましたでしょうか。

3点目、駅のバリアフリー化について、国土交通省鉄道局の予算決定概要、これは既に衆議院で国の予算は本会議で可決されましたから、あとはもう3月まで自然整理という形になっております。

だから、これはもう間違いないんですが、その予算決定概要に「鉄道駅において、エレベーター等の設置による段差解消、内方線つき点字ブロックの設置による転落防止、バリアフリートイレの設置等を推進し、ユニバーサル社会の実現や快適な旅行環境の整備を図る。また、支援措置の重点化を図るため、バリアフリー基本構想に位置づけられた鉄道駅におけるバリアフリー設備の整備については、補助率を最大3分の1から最大2分の1に拡充した。これを活用して鉄道駅のバリアフリー化の加速化を図る」とあります。

田布施駅の令和3年度の利用者数、県の統計課の資料を見て調べてみましたら、乗車賃金の2倍になるんですけど、1,958人となっていました。国のバリアフリーの補助金の獲得にチャレンジするつもりはありませんか、お伺いします。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） お答えをいたします。

1点目の、駅舎の建て替えをJR西日本が提案してきたと聞いているが、その後はということですが、現在、御承知のように、田布施の駅は昭和34年の完成で既に63年が経過をして、老朽化もかなり進んできております。

令和4年3月の定例会では、これまでのJRとの協議では、駅開発や駅舎の建て替えについて具体的な計画はまだないと御回答させていただきましたが、この前の12月定例会におきまして、JRか

ら近い将来、駅舎をコンパクト化する中ではあるけれども、建て替える計画があるとお聞きしたと御答弁させていただきました。

今後は、駅舎の建て替えと連動して、駅周辺の整備も含めて行っていきたいというふうにも考えておりますので、JRには駅舎の建て替えの時期が決まり次第、町のほうにも早めに情報を提供してほしいということで、JRも計画があると思いますので、田布施の駅はというのをお知らせ願いたいということでしたしております。

次に、2点目の駅のトイレについてでございます。駅舎同様、駅のトイレも狭く、かなり老朽が進んでおりますし、多目的トイレも整備されておらず、人に優しく使いやすい清潔なトイレとは言えません。このため、私の2期目の公約の一つでもあります、トイレぐらいは何とかすぐ改修したいということで申し述べまして公約とさせていただきましたので、就任以来2期目になりまして、急ぎJRと協議を進めてきたところでございます。

トイレ整備の当初の考え方は、JR西日本の土地を無償で受け、町で整備するというもので、今の駅のトイレの東側の空きスペースに新しいトイレを町で設置するというお話をしておりましたが、その後、JRとの協議を詰めてまいりますと、今度は将来、今、老朽化した駅の中にある跨線橋と申しましょうか、橋が老朽化しておりますので、これをちょっとJRのほうも修理をしたい、改善したいということの工事を行おうとすると、どうしてもバックヤードとしての土地が必要だということから、この跨線橋の計画ができるまではちょっと今、町がJRとお話をしておりました予定の場所への設置は難しいということでお聞きをいたしました。

このため、私も公約としておりましたので、駅から少し離れた場所の設置等もJRを含めて検討いたしました。利便性・防犯性等を考えると、やはり駅近くがよいと判断し、今度は現在のトイレを少しでも改修したらどうかということで再度お話を進めてまいりましたが、駅舎躯体とトイレが連結しており、改修工事となると、もう多額の経費が見込まれるということ、その後のコンパクト化にも影響が出るということで当面、断念するというか、ちょっとストップするということにならざるを得ないということになっております。

その後、駅舎をコンパクト化するという話もありましたので、今後につきましてはJRの駅舎の建て替えの時期、コンパクト化して建て替えることが決まりましたら、トイレの改修含めてJRのほうと協議をして実施をしていきたいと考えております。

3点目の、駅のバリアフリー化についてでございますが、御指摘の事業につきましては、国の「次世代ステーション創造事業」において、駅舎空間の質的進化を目指し、まちとの一体感や利用者に優しく分かりやすく、ゆとりのある次世代ステーションの創造を図るため、駅舎改良と併せて行うバリ

アフリー施設などの整備をする事業でございます。

先ほど御質問にもございましたが、国は、1日当たり平均利用者数が3,000人以上の鉄軌道駅と2,000人以上3,000人未満で、基本構想の生活関連施設に位置づけられた鉄軌道駅を令和7年までに原則全てバリアフリー化するとしております。しかしながら、田布施の駅の利用者数は、先ほどもございましたが、令和2年度から既に2,000人を割っており、国が進めるバリアフリー整備の対象から外れており、さらに、今、基本構想も持ち合わせておりませんので、非常に厳しいものとなると考えております。

今後につきましては、田布施町地域公共交通会議の中で田布施駅のバリアフリー化は課題として上がってくると思われま

す。ただ、JRにおいては、コロナ禍による乗客の減少で大変厳しい経営状況と伺っております。この整備につきましては、大きな財政負担が伴い、国の補助もないと想定される状況でございますので、今後とも国、JRなど関係機関としっかり協議しながら、情報共有をしながら、この駅舎周辺の整備やバリアフリー化については慎重に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 落合議員。

○議員（5番 落合 祥二議員） 今いろいろ事情をお聞きしまして、大体了解はしたところでございます。当然、駅舎とトイレの関係というのは、そういった中でやるのがやっぱり一番賢いやり方かなとは思いますが、しばらく我慢しなくてはいけないということになるかと思

います。で、バリアフリーの関係ですけれども、先ほど私が言いました1,958人なんですよね、利用者は。で、この補助、この分は2,000人から3,000人なんです。あと僅かです。何かその辺を手だてを取って、それは今ちょうど公共交通の協議会を開いていますから、国土交通省の職員とか、そういった方ともいろいろ接触する機会が多いでしょうから、そういう中でいろんな情報を出していただいでどうにかクリアできるような形を取っていただく。

例えば前にも言ったんですけど、光駅に結構安い駐車場があるんですよ。そこに人は止めて徳山へ行ったりするんです。私の知っている方もそういう形で使ったりとかですね。それもまたお金がかかることなんであれですけども、何かこう人がJRを利用しやすいようなことを考えていかないと、バリアフリー化がどんどんどんどん遅れていくと。最終的にはするんかもしれませんがね。ほいじゃけど、今、一応7年度までというのが——今の概算決定の中に書いてあるのが、7年度までにはやりますよというふうに書いてありますので、まだ日にちがありますので、そこはその情報を仕入れながら、ぜひ、喫緊の課題というふう



ては。

だから、町長もそういう気持ちであるけども、予算的な面というので、そういう回答になっているんじゃないかと思います。その辺も含めて再度、決意といいますか、その辺をお答えいただいたらというふうに思います。

○議長（南 一成議員） 山中経済課長。

○経済課長（山中 浩徳君） 以前から町長も答弁しておりますように、喫緊の課題だというふうに思っていますし、私もJR田布施駅を利用して、やっぱり段差があるというのは重々承知しております。

これは、今年1月に田布施町地域公共協議会を立ち上げましたので、その中に当然、国、JRも含まれておりますので、やはりさっき落合議員が言われましたように、2,000人をちょっと切っておりますけれども、何かよい方法はないかというのはいろいろと検討してまいりたいというふうに思いますし、できるだけその国の補助、県の補助——県はちょっとありませんけれども、国の補助とか、できるだけ取れるような形の中で検討してまいりたいというふうには考えております。

○議長（南 一成議員） 落合議員。

○議員（5番 落合 祥二議員） 霞が関、東京の近い市町村は、霞が関に行っているいろんな情報を流すんですよ。それで予算がついたりとか、いろんなのがあるんです。ですから、霞が関へ田布施から行くとなると大変ですけど——そやけど、そういう機会があるんですから遠慮せんと、もう聞かれたら親切に教えてもらったりとか、いろんなことがあると思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

時間がありませんので、3番目の質問に入らせていただきます。3番目は、一部業務を民間委託した給食センターの現況及び今後についての質問です。答弁者は町長及び教育長です。

令和3年9月の2学期から、給食センターの一部業務、調理、学校ごとに配缶、配送・回収、洗浄・消毒を民間業者の株式会社日米クックに委託し、1年6か月経過しました。

そこで、次についてお尋ねします。

1点目、現況及び今後についてはどうですか。

2点目、平生町から給食センターの共同運営の申出があったと聞いていますが、対応はどうされるのですか。まあ、平生町は柳井市さんにも同様の申出を、もう田布施にする前からしていらっしゃるというふうにも聞いております。

3点目、文部科学省では、これはまた整備とはまたちょっと変わるんですが、教員の業務負担の軽減等に向け、学校給食費の公会計化を促進するとともに、保護者からの学校給食費の徴収・管理業務を地方公共団体が自らの業務として行うことを促進しています。

本町では、まだ学校給食費の収入と食材費の支出を学校独自の会計、私会計ですね、で処理してい

ますが、公会計での処理はいつから行うのですか。

○議長（南 一成議員） 鳥枝教育長。

○教育長（鳥枝 浩二君） 給食センターについて3点の御質問でございますが、まず私のほうから、全体を通してお答えをさせていただきます。

まず、1点目の学校給食センターの現況及び今後についてであります。本町の学校給食運営につきましては、平成6年に現在の給食センターを設置し、町内の全小中学校の児童生徒及び教職員に給食を提供してきているところであります。

また、令和3年8月からは、将来にわたり、安全でおいしい給食を安定して提供するため、調理業務の一部を民間業者に委託しており、契約期間は令和8年7月末までの5か年となっております。これまでスムーズに運営されているものと認識しております。

議員の皆様には、委託後の令和3年の11月に調理場の見学も含めて学校給食を試食していただく機会を設けましたし、今年の1月にも2回目となる試食をしていただく機会を設けさせていただいたところであります。

また、令和4年、昨年10月の定期監査の結果では、残食率は小・中学校ともに低く、良好な状態であること、あるいは、山口県産、田布施町産の地場産食材の使用率については県内でも高い水準であるとの評価を頂いているところであります。

また、衛生管理の面につきましても、食品衛生法などに定められておりますとおりになっておりまして、保健所の検査等においても特段の指摘事項はないと、そういうふうには報告されているところであります。

なお、現在、施設の運用を開始してから29年目を迎えておりまして、今後、設備面では、老朽化した食器や機材などの備品や、大型厨房機器の更新や施設設備の修繕を年次的に行っていく必要がありますが、これからも引き続き安全でおいしい給食の提供に努めてまいります。

2点目の平生町との給食センターの共同運営に関しましては、平生町からは、平生町の3つの選択肢の一つとして検討させてほしいとの申出はありましたが、まだ協議を始める段階には至っておりません。

3点目の学校給食費の公会計化につきましては、議員御指摘のように、学校給食費の徴収・管理に係る学校や教職員の業務負担の軽減につながるとともに、徴収の管理における会計の透明性を向上させる効果や公平性を確保する効果が期待されており、学校給食費の公会計化を進め、地方公共団体が業務として担うことが適切であるとされているところであります。

教育委員会といたしましては、公会計化への移行につきましては、令和6年度に基幹系・内部系シ

システムの更新がありますので、これを機に、新たに給食費管理システムを構築してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 落合議員。

○議員（5番 落合 祥二議員） 教育長の答弁で町長も含むということなんだろうと思うんですけど、大体了解しました。

で、結局、平生町さんは、ほとんどが——それぞれ小中学校がありますけど、学校内で給食をしていらっしゃるんで、センター方式じゃないんですよ。（「はい」と呼ぶ者あり）本当はそれが一番いいんだろうと思うんですが、建て替え等の問題で上がったりして、やっぱり財政的な問題があってそういう申出がされたんだろうと思いますが、田布施は田布施のほうでそれが受けられたらいいんかもしれませんけども、田布施は田布施のほうでいろんな課題もあるだろうと思いますので、慎重に検討をしていただいたらというふうに思います。

それでは、最後の質問に入ります。4番目の、田布施地域交流館から広島市紙屋町のバスセンターを結ぶ防長高速バスの廃止についての質問です。答弁者は町長です。

防長交通株式会社が2002年（平成14年）の10年1日に開通した防長の高速バス、「田布施・平生・柳井～広島線（田布施の地域交流館から広島紙屋町のバスセンターを結ぶ）」を、慢性的な乗務員不足と新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う利用者の減少により運行を継続することが困難な状況となり、本年3月17日金曜日の運行をもって廃止すると発表しました。

そこで、次についてお尋ねします。

1点目、廃止に伴う影響はどのくらいですか。

2点目、町が補助している生活バス6路線や、今年度策定予定の地域公共交通計画に影響はありますか。

3点目、何か対策を取りましたか。

以上、お聞きしたいと思います。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えいたします。

1点目の、廃止に伴う影響はでございますが、まずは防長交通が運行をされておりました高速バスは、平成20年度の年間輸送人員9万3,905人、1便当たりの平均輸送人員が16人、1日運行回数8往復をピークに、令和3年度には、年間輸送人員が1万5,472人、1便当たり輸送人員が5人で、1日の運行回数は2往復と、利用者数の減少に合わせ、便数も減少しております。

特にコロナ禍の中で、利用者の落ち込みは顕著なものとなったようです。防長交通の担当者の方とお話をしましたが、廃止に伴う影響として、まず一番に考えられるのが、定期券を利用して通勤・通学をされている方は毎日のことですので多大な影響があるということと、広島方面への買物に出られる方は一定数おられ、逆に広島方面から田布施に来られる方は、近年はほとんどなかったということでございます。

なお、廃止に伴う本町に対する意見や苦情などはございませんでした。

2点目の、町が補助している生活バス6路線や地域公共交通計画への影響ですが、田布施から広島間の高速バスが廃止される3月17日以降は、田布施から最寄りの高速バスの停留所でございます熊毛インターか玖珂インターまで行き、徳山から広島間の高速バスを利用するか、バスだけを利用して広島に出るには、188号を走る柳井から徳山間の路線で徳山まで行き、そこから高速バスを利用するかになってしまいます。いかにしましても、バスを利用して広島方面へ出られるには大変不便になってしまいますので、バスからJRの切替えが考えられ、田布施を運行する生活バス6路線への影響はほぼないと考えられております。

また、地域公共交通計画への影響ですが、今年の1月10日に田布施町地域公共交通協議会を立ち上げ、4月にプロポーザルを行い、計画策定業者の選定を行い、準備を進めながら、6月頃に協議会を開催する予定であります。よって、計画策定に関しては高速バス運行廃止以降からの着手となるため、高速バスはないものとして計画を策定する予定ですので、計画には影響はないものと考えております。

3点目の、対策はあるかについてでございますが、防長交通に確認いたしましたところ、これに代わる新たな高速バスの路線区間を増設する考えはなく、大変不便ではありますが、先ほど述べた方法で、既存の徳山から広島間で1日7往復する便を利用するか、JRの切替えが必要と考えております。

今後につきましては、地域公共交通協議会の中で協議をいたしてまいります。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 落合議員。

○議員（5番 落合 祥二議員） この高速バス、実は私よく乗っていたんです。乗って寝ちよつてもちゃんと広島に着くし、広島で乗って寝ちよつてもちゃんと田布施に着くので、大変重宝していたんですが、大変残念でございます。

私がここで、特にこの中でちょっと気になるのは、慢性的な乗務員不足というところです。採用しても乗務員じゃから、今はワンマンだから運転手やらちゅうてもなかなか採用ができないんじゃないかと、採用者がいないんじゃないかというような状況じゃろうと。それが今後、今の公共交通とい

うところに防長が絡んでくることがね、だんだん少ないんじゃないかというふうに思うんですよね。  
じゃけえ、まあ、その辺がちょっと心配なんですけど、その辺について御意見を頂いたらと思います。

○議長（南 一成議員） 山中経済課長。

○経済課長（山中 浩徳君） 今回の高速バスの路線の廃止につきましては、当然コロナ禍というの  
ございますし、慢性的な乗務員不足ということで、ちょっと防長交通に確認はいたしました。

で、平生営業所でございますけど、50歳未満が4人、あとは50歳以上が29人、全部で33人  
いらっしゃるようですけども、その中でやはりほぼ60歳以上の方が19人ぐらいいらっしゃるん  
ですよね。で、なかなかやっぱり定年技能者というか、最高齢は74歳と聞いておりますので、そこ  
ら辺がやっぱり一番なかなか若い人がいらっしゃらないというのが、やはり大きな課題になったん  
じゃないかというふうに思っています。これは防長さんのみならず、いろんなところがやはりこういう若  
い世代がなかなかいないというのが現状というのもあるかというふうに考えております。

○議長（南 一成議員） 落合議員。

○議員（5番 落合 祥二議員） そういうその実態、防長の運転手さんの実態がそうなんだろうとい  
うふうには大体予想していましたが、大体なかなか運転手さんを募集しても来ないんですよね。ほ  
かにも介護職もそうだし、いろいろな問題が出てくるとは思いますが……。もう時間もありません  
のであれですけど、JRを利用すれば、さっきの話じゃないけど、乗車人員は増えるかもしれませ  
んね。変な言い方ですけども、そういったことで。

以上、ちょうど時間3分前ということですので、以上で私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（南 一成議員） 以上で、落合祥二議員の一般質問を終わります。

これをもって、一般質問を終わります。

---

日程第3. 議案第2号

日程第4. 議案第3号

日程第5. 議案第4号

日程第6. 議案第5号

日程第7. 議案第6号

日程第8. 議案第7号

日程第9. 議案第8号

日程第10. 議案第9号

日程第11. 議案第10号

日程第 12. 議案第 11 号

日程第 13. 議案第 12 号

日程第 14. 議案第 13 号

日程第 15. 議案第 14 号

日程第 16. 議案第 15 号

日程第 17. 議案第 16 号

日程第 18. 議案第 17 号

日程第 19. 議案第 18 号

日程第 20. 議案第 19 号

日程第 21. 議案第 20 号

日程第 22. 議案第 21 号

日程第 23. 議案第 22 号

日程第 24. 議案第 23 号

日程第 25. 議案第 24 号

日程第 26. 議案第 25 号

日程第 27. 議案第 26 号

日程第 28. 議案第 27 号

日程第 29. 議案第 28 号

○議長（南 一成議員） 日程第 3、議案第 2 号令和 5 年度田布施町一般会計予算議定についてから、日程第 29、議案第 28 号山口県市町総合事務組合の財産処分についてまで 27 件を一括議題とします。

議案の朗読は省略します。

提案理由の説明を求めます。東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、今定例会に提出いたしました 27 議案の概要について御説明を申し上げます。

議案の説明に先立ちまして、令和 5 年度の行財政運営全般にわたる私の所信の一端を申し上げます。

まず、ロシアのウクライナ侵攻の影響などによるエネルギー価格・物価高騰、出生者数が過去最低を記録するなど、急激に進行する人口減少・少子高齢化、気候変動に伴う災害の頻発化・激甚化といった課題に我が国は直面し、強靱で持続可能な対応が求められています。

本町においても、こうした課題解決に向け、国の動向を注視しつつ事業の選択と集中を行い、積極

的に施策を展開している所存でございます。

さて、来年度は、町政の重要課題であり私の公約でもあります子育てに優しいまちづくりに重点的に取り組みます。

具体的には、中学生までとしておりました医療費の完全無償化を高校生までに拡大するとともに、新たに1歳までを対象とした、おむつ定期便事業を開始いたします。

また、子育て世帯を対象とする城南住宅の第2工区工事も実施いたします。

2点目に、安全・安心なまちづくりとして、津波・高潮想定区域内にある麻里府公民館を移設し、防災機能を備えた施設として整備をいたします。

なお、光地区消防組合が中央消防署東出張所の波野地区への移転に向け、測量調査や基本・実施設計、用地購入を行う予定となっております。

3点目に、行政・地域のデジタル化の推進として、サテライトオフィスの誘致を推進し、図書館システム分館機能を麻郷小学校、東田布施小学校、城南小学校に導入いたします。また、SNS等を活用した情報発信の充実や行政事務のデジタル化を進めるため、地域活性化企業人を受入れます。

最後に、公共施設等の老朽化対策として、スポーツセンター第1体育館の大規模改修工事、大平飲料水供給施設の更新に向けた実施設計を行います。

令和5年度におきましても、第6次田布施町総合計画に掲げる将来像である「～いのち育み 未来へつなぐ～ 笑顔と元気あふれる住みよいまち田布施」の実現を目指し、誠心誠意、町政運営に当たってまいります。

議会におかれましても、引き続き、お力添え、御協力いただきますよう、よろしく願いを申し上げます。

それでは、提出議案の概要について御説明を申し上げます。

まず、議案第2号は、令和5年度田布施町一般会計当初予算でございます。

予算総額は64億9,800万円で、前年度当初予算に比べ5.8%、4億200万円の減額でございます。

まず、歳入について主なものを御説明申し上げます。

町税は、個人住民税、固定資産税の増収を見込み、前年度に比べ2,681万8,000円の増額となる17億3,554万3,000円を計上いたしております。

地方交付税につきましては、地方財政計画により前年度に比べ3,500万円の増額となる21億6,000万円を計上いたしております。

国庫支出金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や新型コロナウイルスワクチン

接種事業費の減などにより、前年度に比べ1億2,117万5,000円の減額となる7億6,691万5,000円を計上いたしております。

財産収入は、町有地の売却収入を見込み、前年度に比べ1,611万4,000円の増額となる2,223万9,000円を計上いたしております。

寄附金は、ふるさと寄附金の受入れ減を見込み、前年度に比べ1,971万7,000円の減額となる4,073万4,000円を計上いたしております。

繰入金は、公共施設整備基金繰入金が減となることから、前年度に比べ1,452万1,000円の減額となる1億6,243万5,000円を計上いたしております。

諸収入は、スポーツセンター大規模改修工事に伴うB&G財団の助成金を見込むなど、前年度に比べ3,170万6,000円の増額となる1億1,011万5,000円を計上いたしております。

町債は、保健センター整備事業等に伴う防災拠点施設等整備事業債の減などにより、前年度に比べ3億5,950万円の大幅な減額となる4億9,980万円を計上いたしております。

次に、歳出について主なものを御説明申し上げます。

まず、一般職に係る給与費等は、退職手当負担金の減などから前年度から3,315万7,000円減額して計上いたしております。

総務費は、保健センター整備事業費や新型コロナ地域支援対策費の減などにより、前年度に比べ4億4,935万1,000円の大幅な減額となる9億6,917万6,000円を計上いたしております。

民生費は、子ども医療給付費が増となりましたが、麻郷児童クラブ2組施設整備事業費や国民健康保険特別会計への繰出金の減などにより、前年度に比べ1,587万7,000円の減額となる20億3,448万9,000円を計上しております。

衛生費は、新型コロナウイルスワクチン接種事業費が減となりましたが、大平飲料水供給施設整備事業費、周東環境衛生組合負担金や水道料金低減対策補助金の増などにより、前年度に比べ2,809万9,000円の増額となる5億4,431万円を計上しております。

なお、国は2月24日に新型コロナウイルスワクチン接種を重症化リスクの高い方などを対象に、今年度も年2回接種すると発表いたしました。

まだ詳細が届いておりませんので、接種の概要が決まりましたら予算措置につきまして、今後、地方自治法第179条の規定による専決処分とさせていただきたいと思っておりますので、御理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

次に、商工費は、地域公共交通計画策定事業費や観光協会への補助金が増となりましたが、のんびらんど・うまし駐車場整備費の減などにより、前年度に比べ477万9,000円の減額となる7,



909万1,000円を計上いたしております。

土木費は、豆尾第1踏切拡幅事業費の増などにより、前年度に比べ9,626万4,000円の増額となる10億3,647万9,000円を計上いたしております。

消防費は、防災行政無線操作卓更新事業費の減などにより、前年度に比べ1億882万3,000円の減額となる3億372万2,000円を計上いたしております。

教育費は、スポーツセンター大規模改修事業費の計上により、前年度に比べ6,789万6,000円の増額となる6億109万8,000円を計上いたしております。

次に、議案第3号から議案第5号までは特別会計の当初予算でございます。

まず、議案第3号の国民健康保険特別会計でございますが、一般被保険者療養給付費の減などにより、前年度に比べ123万7,000円の減額となる18億6,351万6,000円を計上いたしております。

議案第4号の介護保険特別会計でございますが、施設介護サービス給付費の減などにより、前年度に比べ3,587万2,000円の減額となる15億7,974万5,000円を計上いたしております。

議案第5号の後期高齢者医療特別会計は、後期高齢者医療保険料負担金の減などにより、前年度に比べ1,457万9,000円の減額となる3億3,262万6,000円を計上いたしております。

次に、議案第6号は下水道事業会計予算でございます。

今年度から経営状況をより適確に把握するため、地方公営企業法を適用した会計制度に移行いたします。

整備事業としては、中央雨水1号幹線、平田川・浜城雨水枝線の管渠整備、公共ます設置工事等を実施する予定でございます。

議案第7号から11号までは、令和4年度の各会計に係る補正予算に関するものであり、歳入財源の収入見込み及び各事業の最終見込み、また国の補正予算に伴う事業の追加計上等により所要の補正を行うものでございます。

議案第7号は一般会計補正予算で、5,262万4,000円を減額補正し、予算総額を78億7,832万3,000円とするものでございます。

なお、全体の収支調整等として、財政基金への積立金を1億3,100万2,000円増額いたしております。

まず、歳入についてでございますが、町税は、個人住民税、固定資産税等の増収見込みにより2,840万円の増額補正でございます。

地方交付税は、国税収入の増による普通交付税の追加交付により、5,636万6,000円の増額

補正でございます。

国庫支出金は、新型コロナウイルスワクチン接種事業費や住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業費の確定見込み等により、9,147万8,000円の減額補正でございます。

県支出金は、国民健康保険及び後期高齢者医療に係る保険基盤安定県負担金の確定見込み等により、1,488万7,000円の減額補正でございます。

寄附金は、ふるさと寄附金の受入れ減を見込み、1,542万円の減額補正でございます。

町債は、港湾施設整備事業債が増となりましたが、消防施設整備事業債や公営住宅整備事業債の減などにより、1,940万円の減額補正でございます。

次に、歳出でございますが、まず総務費につきましては、各事業費の減額見込み等がある一方、財政基金への積立金の計上により、8,794万4,000円の増額補正でございます。

民生費は、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療特別会計に対する繰出金、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業費の減などを見込み、5,321万5,000円の減額補正でございます。

衛生費は、休日夜間応急診療所事業負担金、新型コロナウイルスワクチン接種事業費の減などを見込み、6,164万円の減額補正でございます。

農林水産業費は、農地耕作条件改善事業費の減などを見込み、1,200万3,000円の減額補正でございます。

土木費は、下水道事業が公営企業会計移行に伴う打切決算となることから、出納整理期間の使用料収入分を下水道事業特別会計繰出金に上乗せしたことなどから、2,233万円の増額補正でございます。

消防費は、消防施設等整備事業費の減などを見込み、977万5,000円の減額補正でございます。

教育費は、埋蔵文化財発掘調査事業費の減などを見込み、1,198万4,000円の減額補正でございます。

次に、議案第8号から11号までは特別会計に関するもので、いずれも事業内容の確定または見込額に伴い所要の補正を行うものでございます。

なお、繰越明許費を計上しておりますので、ここで御説明を申し上げます。

まず、一般会計の繰越明許費でございますが、庁舎等整備事業120万円、公用車購入事業508万7,000円、町有地等整備事業381万1,000円、保健センター整備事業2億2,154万8,000円、麻里府地区防災拠点施設整備事業2,505万3,000円、防災公園駐車場等整備事業1,560万円、内海地区水産環境整備事業17万9,000円、水産物供給基盤機能保全事業2,952万4,000円、のんびらんど・うましま整備事業632万2,000円、町道補修事業450万円、

町道新設改良事業4,110万6,000円、河川浚渫事業100万7,000円、近隣公園整備事業244万7,000円、消防施設等整備事業1,000万円、農地災害復旧事業2,000万円の15事業、合わせて3億6,938万4,000円を計上いたしております。

次に、下水道事業特別会計の繰越明許費につきましては、公共下水道事業3,265万5,000円を計上いたしております。

以上が予算関係の議案であり、引き続き、条例、その他の案件について御説明を申し上げます。

まず、議案第12号は、田布施町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてでございます。

これは、会計年度任用職員の期末手当の支給率について、国や県に準じ再任用職員と同じ率から一般職と同じ率に改正することなど、所要の改正を行うものでございます。

議案第13号は、田布施町情報公開条例及び田布施町公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正についてでございます。

これは、国や地方公共団体等の個人情報保護制度の一元化を図るため、令和3年5月に制定されたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の規定により改正される個人情報の保護に関する法律が令和5年4月1日から施行されることに伴いまして、同法の規定と田布施町情報公開条例の条文中の非開示規定等との整合性を図るための改正のほか、個人情報保護に関する規定を条文中で引用している田布施町公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例の該当規定の改正を行うものでございます。

次に、議案第14号は、田布施町使用料及び手数料条例の一部改正についてでございます。

これは、行政不服審査法に規定される審査請求人等への提出書類等の写しの交付に係る手数料を定めるため、改正を行うものでございます。

議案第15号は、田布施町駐輪場管理条例の一部改正についてでございます。

これは、道路交通法の一部改正により同法において定義される身体障害者用の車椅子が身体障害者用の車に改められることに伴い、所要の文言整理を行うものでございます。

議案第16号は、田布施町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についてでございます。

これは、来年度からのマイナンバーカード利用によるコンビニ交付に対応するための改正でございます。

議案第17号は、田布施町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございます。

これは、子ども・子育て支援法、学教教育法、また国の内閣府令である特定教育・保育施設及び特

定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正に伴い、これらの改正内容を反映させるものでございます。

議案第18号は、田布施町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございます。

これは、国の省令である家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準のこれまでの一部改正に伴い、安全計画の策定や自動車の運行に関する安全管理などの規定を整備するものでございますが、これに該当する施設は、現在、町内にはございません。

議案第19号は、田布施町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございます。

これは、国の省令である放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、安全計画の策定や自動車の運行に関する安全管理などの規定を整備するものでございます。

議案第20号は、田布施町子ども・子育て会議条例の一部改正についてでございます。

これは、子ども・子育て支援法の改正に伴って根拠条文の条ずれが生じたため、これに対応するものでございます。

次に、議案第21号は、田布施町国民健康保険条例の一部改正についてでございます。

本案は、健康保険法の改正に伴い出産育児一時金の支給額を40万8,000円から48万8,000円に改めるものでございます。

議案第22号は、田布施町高齢者介護予防センターの設置及び管理に関する条例の廃止についてでございます。

同施設は設置から既に21年が経過し、現在は介護予防事業の社会資源も充足していることから、センターの設置及び管理に関する条例を廃止するものでございます。

議案第23号は、財産の無償譲渡についてでございます。

議案第22号で廃止する田布施町高齢者介護予防センターの今後の有効活用及び管理等を考慮し、現在、指定管理をお願いしております社会福祉法人施福会に無償譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

次に、議案第24号は、辺地総合整備計画についてでございます。

大平飲料水供給施設がございます当該辺地の真殿、大国木の一部地域においては、水道事業の給水区域外に当たり、将来にわたって安全で安心な水を安定供給する必要があります。

そのため、生活の基盤の1つであります飲料水を安定的に供給できる環境整備をするため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定に基づき、

計画を定めるものでございます。

議案第25号は、字の区域の変更(国営南周防土地改良事業「時貞換地区」)についてでございます。

国営南周防土地改良事業「時貞換地区」の換地処分に伴い、字の変更を必要とするため、地方自治法第260条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

議案第26号は、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により、町道の路線を認定及び廃止することについて、議会の議決を求めるものでございます。

町道の見直しにつきましては、おおむね3年に一度、道路台帳修正時に併せて行っております。

まず、路線番号1番から4番までは、農道及び団地開発に伴い整備された道路でございます。認定要件としては、集落または住宅団地と既存の幹線道路を連絡する道路に該当いたしております。

路線番号5番から8番までは、一部路線を廃止するものでございます。

路線番号9番及び10番は、一部路線の延伸をするものでございます。

路線番号11番から17番までは、町道大田線及び郷線が山口県により整備されたため、路線網の整理を行うための廃止及び認定についてでございます。

議案第27号は、山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるもので、周陽環境整備組合の解散に伴い、令和5年3月31日限り、同組合を山口県市町総合事務組合から脱退させるものでございます。

また、令和5年4月1日から公平委員会事務を共同処理する団体に、宇部市、萩市及び宇部・山陽小野田消防組合を加え、行政不服審査会事務を共同処理する団体に萩市を加えるものでございます。

議案第28号は、山口県市町総合事務組合の財産処分についてでございます。

周陽環境整備組合が山口県市町総合事務組合の退職手当支給事務を共同処理する団体から離脱することに伴う財産処分を地方自治法第289条の規定により、関係地方公共団体と協議を行い、定めることについて議会の議決を求めるものでございます。

以上、本日御提案申し上げました議案27件について、その概要を御説明いたしましたが、詳細につきましては、御質問に応じ私及び関係参与から説明いたしますので、よろしく御審議を賜り、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長(南 一成議員) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

議案第2号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 質疑なしと認めます。

議案第 3 号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 質疑なしと認めます。

議案第 4 号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 質疑なしと認めます。

議案第 5 号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 質疑なしと認めます。

議案第 6 号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 質疑なしと認めます。

議案第 7 号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 質疑なしと認めます。

議案第 8 号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 質疑なしと認めます。

議案第 9 号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 質疑なしと認めます。

議案第 10 号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 質疑なしと認めます。

議案第 11 号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 質疑なしと認めます。

議案第 12 号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 質疑なしと認めます。

議案第13号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 質疑なしと認めます。

議案第14号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 質疑なしと認めます。

議案第15号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 質疑なしと認めます。

議案第16号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 質疑なしと認めます。

議案第17号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 質疑なしと認めます。

議案第18号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 質疑なしと認めます。

議案第19号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 質疑なしと認めます。

議案第20号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 質疑なしと認めます。

議案第21号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 質疑なしと認めます。

議案第22号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 質疑なしと認めます。

議案第23号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 質疑なしと認めます。

議案第24号、質疑はありませんか。松田議員。

○議員（4番 松田規久夫議員） 私、委員会、経済に所属してますんで、この議案24号は総務のほうで議論されますんで質問したいんですが。大平の給水施設、調子が悪いということで、工事費か何かがたしか2,000万円ぐらいかかるというふうな、ありましたよね。で、これ3年間で一般財源が2億5,000万円なんですよね。で、大平の給水する戸数は、私の記憶では15程度、20戸なかったように思っているんですが。で、20戸を切るぐらいでしたら、各家庭にボーリングをして水道設備を提供して、その後に個人で管理してもらおうという、そういう方法というのは検討されましたか。

○議長（南 一成議員） 川添副町長。

○副町長（川添 俊樹君） 瀬石議員からも先日質問がございました。今、委託をしまして、結果が出ています。で、検討会をこの後行うんですけれども、方向性としては、今、言われたような選択肢も含まれた形で検討しています。で、その結果については、予算が絡みますので予算審査特別委員会の中で資料を提出させていただいて、丁寧な説明をさせていただきたいなというふうに思っておりますけれども、どうでしょうか。

○議長（南 一成議員） 松田議員。

○議員（4番 松田規久夫議員） 仮に100メートルのボーリングが必要だったとしても、1戸当たり、随分前が1メートルが1万円という費用がかかるという、それとまあ、高圧のポンプが要りますので、そういうことと最近の工事費あるいは物品の値上げを考慮しても100メートル程度を掘るのでも1戸当たり200万円ぐらいで水道設備が各家に供給できると思いますので、ぜひとも今後の職員の維持管理なんかも要りませんから、各家にボーリングしたらどういふふうになるかというのを十分に検討してもらいたいと思います。

○議長（南 一成議員） そのほか、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 質疑なしと認めます。

議案第25号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 質疑なしと認めます。



議案第26号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 質疑なしと認めます。

議案第27号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 質疑なしと認めます。

議案第28号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ここでお諮りいたします。議案第2号から議案第6号までの5件につきましては、予算審査特別委員会を設置し付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 異議なしと認めます。したがって、本件については、議長を除く11人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託することに決定いたしました。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、お手元に配付しております名簿のとおり指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 異議なしと認めます。したがって、予算審査特別委員会委員は、お手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

それでは、3階会議室において予算審査特別委員会を直ちに開催していただきまして、委員長、副委員長の互選をお願いしたいと思います。

終わり次第、この議場にお集まりください。

午後0時09分休憩

.....

午後0時16分再開

○議長（南 一成議員） 休憩を取消し、会議を再開いたします。

先ほどの休憩中に予算審査特別委員会が開催され、委員長に西本篤史議員、副委員長に伊村渉議員が選任されましたので御報告いたします。

次に、議案第7号から議案第28号までの22件は、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付の議案付託区分表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

---

○議長（南 一成議員） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

(ベル)

午後0時17分散会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 南 一成

署名議員 松田規久夫

署名議員 西本 篤史

令和5年3月20日(月曜日)

議事日程(第3号)

令和5年3月20日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第2号  
令和5年度田布施町一般会計予算議定について (委員長報告)
- 日程第3 議案第3号  
令和5年度田布施町国民健康保険特別会計予算議定について (委員長報告)
- 日程第4 議案第4号  
令和5年度田布施町介護保険特別会計予算議定について (委員長報告)
- 日程第5 議案第5号  
令和5年度田布施町後期高齢者医療特別会計予算議定について (委員長報告)
- 日程第6 議案第6号  
令和5年度田布施町下水道事業会計予算議定について (委員長報告)
- 日程第7 議案第7号  
令和4年度田布施町一般会計補正予算(第8号)議定について (委員長報告)
- 日程第8 議案第8号  
令和4年度田布施町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)議定について  
(委員長報告)
- 日程第9 議案第9号  
令和4年度田布施町下水道事業特別会計補正予算(第4号)議定について  
(委員長報告)
- 日程第10 議案第10号  
令和4年度田布施町介護保険特別会計補正予算(第4号)議定について  
(委員長報告)
- 日程第11 議案第11号  
令和4年度田布施町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)議定について  
(委員長報告)

- 日程第 1 2 議案第 1 2 号  
田布施町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について  
(委員長報告)
- 日程第 1 3 議案第 1 3 号  
田布施町情報公開条例及び田布施町公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正について  
(委員長報告)
- 日程第 1 4 議案第 1 4 号  
田布施町使用料及び手数料条例の一部改正について  
(委員長報告)
- 日程第 1 5 議案第 1 5 号  
田布施町駐輪場管理条例の一部改正について  
(委員長報告)
- 日程第 1 6 議案第 1 6 号  
田布施町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について  
(委員長報告)
- 日程第 1 7 議案第 1 7 号  
田布施町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について  
(委員長報告)
- 日程第 1 8 議案第 1 8 号  
田布施町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について  
(委員長報告)
- 日程第 1 9 議案第 1 9 号  
田布施町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について  
(委員長報告)
- 日程第 2 0 議案第 2 0 号  
田布施町子ども・子育て会議条例の一部改正について  
(委員長報告)
- 日程第 2 1 議案第 2 1 号  
田布施町国民健康保険条例の一部改正について  
(委員長報告)
- 日程第 2 2 議案第 2 2 号  
田布施町高齢者介護予防センターの設置及び管理に関する条例の廃止について  
(委員長報告)
- 日程第 2 3 議案第 2 3 号  
財産の無償譲渡について  
(委員長報告)

- 日程第 2 4 議案第 2 4 号  
辺地総合整備計画（真殿大国木）について（委員長報告）
- 日程第 2 5 議案第 2 5 号  
字の区域の変更について（国営南周防土地改良事業「時貞換地区」）  
（委員長報告）
- 日程第 2 6 議案第 2 6 号  
町道路線の認定及び廃止について（委員長報告）
- 日程第 2 7 議案第 2 7 号  
山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について（委員長報告）
- 日程第 2 8 議案第 2 8 号  
山口県市町総合事務組合の財産処分について（委員長報告）
- 日程第 2 9 議員提出議案第 1 号  
田布施町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について
- 日程第 3 0 議案第 2 9 号  
田布施町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について
- 日程第 3 1 議案第 3 0 号  
田布施町情報公開・個人情報保護審査会委員の任命について
- 日程第 3 2 議案第 3 1 号  
田布施町情報公開・個人情報保護審査会委員の任命について
- 日程第 3 3 議案第 3 2 号  
田布施町情報公開・個人情報保護審査会委員の任命について
- 日程第 3 4 議案第 3 3 号  
田布施町情報公開・個人情報保護審査会委員の任命について
- 日程第 3 5 議案第 3 4 号  
田布施町情報公開・個人情報保護審査会委員の任命について
- 日程第 3 6 議案第 3 5 号  
人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第2号  
令和5年度田布施町一般会計予算議定について (委員長報告)
- 日程第3 議案第3号  
令和5年度田布施町国民健康保険特別会計予算議定について (委員長報告)
- 日程第4 議案第4号  
令和5年度田布施町介護保険特別会計予算議定について (委員長報告)
- 日程第5 議案第5号  
令和5年度田布施町後期高齢者医療特別会計予算議定について (委員長報告)
- 日程第6 議案第6号  
令和5年度田布施町下水道事業会計予算議定について (委員長報告)
- 日程第7 議案第7号  
令和4年度田布施町一般会計補正予算(第8号)議定について (委員長報告)
- 日程第8 議案第8号  
令和4年度田布施町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)議定について  
(委員長報告)
- 日程第9 議案第9号  
令和4年度田布施町下水道事業特別会計補正予算(第4号)議定について  
(委員長報告)
- 日程第10 議案第10号  
令和4年度田布施町介護保険特別会計補正予算(第4号)議定について  
(委員長報告)
- 日程第11 議案第11号  
令和4年度田布施町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)議定について  
(委員長報告)
- 日程第12 議案第12号  
田布施町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について  
(委員長報告)

- 日程第 1 3 議案第 1 3 号  
田布施町情報公開条例及び田布施町公の施設における指定管理者の指定手続等に  
関する条例の一部改正について (委員長報告)
- 日程第 1 4 議案第 1 4 号  
田布施町使用料及び手数料条例の一部改正について (委員長報告)
- 日程第 1 5 議案第 1 5 号  
田布施町駐輪場管理条例の一部改正について (委員長報告)
- 日程第 1 6 議案第 1 6 号  
田布施町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について (委員長報告)
- 日程第 1 7 議案第 1 7 号  
田布施町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める  
条例の一部改正について (委員長報告)
- 日程第 1 8 議案第 1 8 号  
田布施町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に  
ついて (委員長報告)
- 日程第 1 9 議案第 1 9 号  
田布施町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一  
部改正について (委員長報告)
- 日程第 2 0 議案第 2 0 号  
田布施町子ども・子育て会議条例の一部改正について (委員長報告)
- 日程第 2 1 議案第 2 1 号  
田布施町国民健康保険条例の一部改正について (委員長報告)
- 日程第 2 2 議案第 2 2 号  
田布施町高齢者介護予防センターの設置及び管理に関する条例の廃止について  
(委員長報告)
- 日程第 2 3 議案第 2 3 号  
財産の無償譲渡について (委員長報告)
- 日程第 2 4 議案第 2 4 号  
辺地総合整備計画 (真殿大国木) について (委員長報告)



- 日程第 2 5 議案第 2 5 号  
字の区域の変更について（国営南周防土地改良事業「時貞換地区」）  
(委員長報告)
- 日程第 2 6 議案第 2 6 号  
町道路線の認定及び廃止について  
(委員長報告)
- 日程第 2 7 議案第 2 7 号  
山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について  
(委員長報告)
- 日程第 2 8 議案第 2 8 号  
山口県市町総合事務組合の財産処分について  
(委員長報告)
- 日程第 2 9 議員提出議案第 1 号  
田布施町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について
- 日程第 3 0 議案第 2 9 号  
田布施町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について
- 日程第 3 1 議案第 3 0 号  
田布施町情報公開・個人情報保護審査会委員の任命について
- 日程第 3 2 議案第 3 1 号  
田布施町情報公開・個人情報保護審査会委員の任命について
- 日程第 3 3 議案第 3 2 号  
田布施町情報公開・個人情報保護審査会委員の任命について
- 日程第 3 4 議案第 3 3 号  
田布施町情報公開・個人情報保護審査会委員の任命について
- 日程第 3 5 議案第 3 4 号  
田布施町情報公開・個人情報保護審査会委員の任命について
- 日程第 3 6 議案第 3 5 号  
人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
-

出席議員（12名）

1番	内山 昌晃議員	2番	神田 栄治議員
3番	西本 篤史議員	4番	松田規久夫議員
5番	落合 祥二議員	6番	國本 悦郎議員
7番	高月 義夫議員	8番	河内 賀寿議員
9番	谷村 善彦議員	10番	瀬石 公夫議員
11番	伊村 渉議員	12番	南 一成議員

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

事務局長	増原 慎一君	書記	穂枝 美乃里君
------	--------	----	---------

---

説明のため出席した者の職氏名

町 長	東 浩二君	副 町 長	川添 俊樹君
教 育 長	鳥枝 浩二君	総 務 課 長	山田 浩君
企画財政課長	森 清君	税 務 課 長	藤本 直樹君
経 済 課 長	山中 浩徳君	建 設 課 長	田中 和彦君
町民福祉課長	坂本 哲夫君	健康保険課長	吉村 明夫君
社会教育課長	長谷 満晴君	学校教育課長	惠元 朗夫君
会 計 室 長	江良 和美君	総 務 課 主 幹	堀 昌子君
建 設 課 技 幹	吉藤 功治君	社会教育課主幹	氏下 孝二君

---

午前9時00分開議

(ベル)

○議長（南 一成議員） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（南 一成議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、國本悦郎議員、高月義夫議員を指名いたします。

---

日程第2. 議案第2号

日程第3. 議案第3号

日程第4. 議案第4号

日程第5. 議案第5号

日程第6. 議案第6号

○議長（南 一成議員） 日程第2、議案第2号令和5年度田布施町一般会計予算議定についてから、日程第6、議案第6号令和5年度田布施町下水道事業会計予算議定についてまで、5件を一括議題とします。

まず、委員会の審査の経過及び結果の報告を求めます。西本予算審査特別委員長。

○予算審査特別委員長（西本 篤史議員） それでは、予算審査特別委員会の報告を申し上げます。

去る3月8日の本会議において、当委員会に付託されました議案第2号から議案第6号までの議案5件について、3月10日に審査を行いましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

議案について、執行部に説明を求め、質疑・採決の結果、お手元に配付の審査報告書のとおり、議案第2号令和5年度田布施町一般会計予算議定について、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、特別会計に係る議案4件、議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第6号については全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会の報告といたします。

○議長（南 一成議員） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。議案第2号から議案第6号までの討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第2号令和5年度田布施町一般会計予算議定について採決をします。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（南 一成議員） ありがとうございます。起立全員です。したがって、議案第2号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第3号令和5年度田布施町国民健康保険特別会計予算議定についてを採決いたします。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（南 一成議員） 起立全員です。したがって、議案第3号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第4号令和5年度田布施町介護保険特別会計予算議定についてを採決いたします。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（南 一成議員） 起立全員です。したがって、議案第4号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第5号令和5年度田布施町後期高齢者医療特別会計予算議定についてを採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（南 一成議員） 起立全員です。したがって、議案第5号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第6号令和5年度田布施町下水道事業会計予算議定についてを採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（南 一成議員） 起立全員です。したがって、議案第6号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 7. 議案第 7 号

日程第 8. 議案第 8 号

日程第 9. 議案第 9 号

日程第 10. 議案第 10 号

日程第 11. 議案第 11 号

日程第 12. 議案第 12 号

日程第 13. 議案第 13 号

日程第 14. 議案第 14 号

日程第 15. 議案第 15 号

日程第 16. 議案第 16 号

日程第 17. 議案第 17 号

日程第 18. 議案第 18 号

日程第 19. 議案第 19 号

日程第 20. 議案第 20 号

日程第 21. 議案第 21 号

日程第 22. 議案第 22 号

日程第 23. 議案第 23 号

日程第 24. 議案第 24 号

日程第 25. 議案第 25 号

日程第 26. 議案第 26 号

日程第 27. 議案第 27 号

日程第 28. 議案第 28 号

○議長（南 一成議員） 日程第 7、議案第 7 号令和 4 年度田布施町一般会計補正予算（第 8 号）議定についてから、日程第 28、議案第 28 号山口県市町総合事務組合の財産処分についてまで、22 件を一括議題とします。

まず、委員会の審査の経過及び結果の報告を求めます。西本総務文教委員長。

○総務文教委員長（西本 篤史議員） それでは、総務文教委員会の報告を申し上げます。

去る 3 月 8 日の本会議において、当委員会に付託されました議案第 7 号、議案第 12 号から議案第 15 号、議案第 24 号、議案第 27 号及び議案第 28 号の議案 8 件について、3 月 16 日に審査を行

いましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

議案については、執行部に説明を求め、質疑・採決の結果、お手元に配付の審査報告書のとおり、議案第7号、議案第12号、議案第13号、議案第15号、議案第24号、議案第27号及び議案第28号は全会一致、議案第14号は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会の報告といたします。

○議長（南 一成議員） 次に、伊村経済厚生委員長。

○経済厚生委員長（伊村 涉議員） それでは、経済厚生委員会の報告を申し上げます。

去る3月8日の本会議において、当委員会に付託されました議案第7号から議案第11号及び議案第16号から議案第23号並びに議案第25号、議案第26号の議案15件について、3月14日に審査を行いましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

議案15件について、執行部に説明を求め、質疑・採決の結果、お手元に配付の審査報告書のとおり、15議案は全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会の報告といたします。

○議長（南 一成議員） これから、総務文教委員長及び経済厚生委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。國本議員。

○議員（6番 國本 悦郎議員） 今の委員長報告について、委任された委員長自身が書いた原稿を読むのか、事務局が書いた原稿を読むのか、いつも判を押したように、採決結果だけしか報告がありません。

今回付託された委員会で、どんな質疑があり、どんな反対意見があったのかがない委員長報告です。それでは委員会付託した意味がありません。

私はこういったように、これまで最終本会議で採決する前の委員長報告では、採決結果しか報告されませんし、経済厚生委員会でどういったことが質疑で出るか、反対意見が出るかを加味しながら、その後に行われる文教委員会で質問する内容を考えるようにはしていますから、必ず傍聴に行くようにしています。

一応いつも傍聴に行っていますから、こういった質疑や反対意見が出たのかの内容は分かっていますが、付託していますから傍聴していない議員は多いです。それらの議員には賛否を判断する材料が報告されませんので、次回からと言わず、ぜひ今回から提供してほしいと思って質問します。

今、委員会報告があった委員会も執行部に対して、どんな質疑や執行部への要請がありましたか、具体的に一つ一つ挙げてください。

総務文教委員会では、全て全員賛成ではなく、賛成多数のところもあります。賛成の多数のところ

では、質疑のときにどんな反対意見が述べられましたか、そういった判断内容がない報告では、この後の採決には私は応じられません。

○議長（南 一成議員） ただいまの質疑に対する回答は、議長である私がしましょう。國本議員、聞こえますか。國本議員、聞こえますか。

○議員（6番 國本 悦郎議員） もう一度お願いします。

○議長（南 一成議員） 今の質疑に対する回答は、議長である私がします。聞こえますか。

○議員（6番 國本 悦郎議員） はい。

○議長（南 一成議員） わざわざ委員会制度をとっているのは、そういうことに対して細かくやるっちゅうことでやっていますから、またそのことをここの本会議の中で一からやるとなると、また2日かけてやることになりますよ。そういう時間は今ありませんので、今あなたの提案は却下します。（発言する者あり）却下します。

○議員（6番 國本 悦郎議員） 却下するんですね。

○議長（南 一成議員） はい。

○議員（6番 國本 悦郎議員） 分かりました。

○議長（南 一成議員） 先ほどありました14号は、反対がありましたということで委員長報告がありました。だから、今から討論をするんですが、その討論の中で、もしかしたら出るかもしれませんが。よろしいですか。はい。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） それでは質疑を終わります。

これから討論を行います。議案第7号から議案第28号までの討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第7号令和4年度田布施町一般会計補正予算（第8号）議定について採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（南 一成議員） 國本議員、起立でよろしいですか。

○議員（6番 國本 悦郎議員） はい。

○議長（南 一成議員） 起立全員です。

○議員（6番 國本 悦郎議員） 立ってはいけないんですか。

○議長（南 一成議員） いえ結構ですよ。確認したんです。

したがって、議案第7号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号令和4年度田布施町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の議定についてを採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（南 一成議員） 起立多数です。したがって、議案第8号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第9号令和4年度田布施町下水道事業特別会計補正予算（第4号）議定について採決をします。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（南 一成議員） 起立多数です。したがって、議案第9号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号令和4年度田布施町介護保険特別会計補正予算（第4号）議定についてを採決いたします。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（南 一成議員） 起立多数です。したがって、議案第10号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号令和4年度田布施町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）議定について採決をします。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（南 一成議員） 起立多数です。したがって、議案第11号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号田布施町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。



〔賛成者起立〕

○議長（南 一成議員） 起立全員です。したがって、議案第12号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号田布施町情報公開条例及び田布施町公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正についてを採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（南 一成議員） 起立全員です。したがって、議案第13号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号田布施町使用料及び手数料条例の一部改正についてを採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（南 一成議員） 起立多数です。したがって、議案第14号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号田布施町駐輪場管理条例の一部改正についてを採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（南 一成議員） 起立全員です。したがって、議案第15号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号田布施町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についてを採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（南 一成議員） 起立多数です。したがって、議案第16号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号田布施町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（南 一成議員） 起立多数です。したがって、議案第17号は委員長の報告のとおり可決さ

れました。

次に、議案第18号田布施町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決いたします。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（南 一成議員） 起立多数です。したがって、議案第18号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号田布施町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（南 一成議員） 起立多数です。したがって、議案第19号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号田布施町子ども・子育て会議条例の一部改正についてを採決いたします。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（南 一成議員） 起立多数です。したがって、議案第20号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号田布施町国民健康保険条例の一部改正についてを採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（南 一成議員） 起立多数です。したがって、議案第21号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号田布施町高齢者介護予防センターの設置及び管理に関する条例の廃止についてを採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（南 一成議員） 起立多数です。したがって、議案第22号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号財産の無償譲渡についてを採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（南 一成議員） 起立多数です。したがって、議案第23号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号辺地総合整備計画（真殿大国木）についてを採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（南 一成議員） 起立全員です。したがって、議案第24号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号字の区域の変更について（国営南周防土地改良事業「時貞換地区」）を採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（南 一成議員） 起立多数です。したがって、議案第25号は委員長の報告のとおり決定されました。

次に、議案第26号町道路線の認定及び廃止についてを採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（南 一成議員） 起立多数です。したがって、議案第26号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更についてを採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（南 一成議員） 起立全員です。したがって、議案第27号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第28号山口県市町総合事務組合の財産処分についてを採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（南 一成議員） 起立全員です。したがって、議案第28号は委員長の報告のとおり可決さ

れました。

---

## 日程第29. 議員提出議案第1号

○議長（南 一成議員） 次に、日程第29、議員提出議案第1号田布施町議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを議題とします。

議案の読読は省略します。

提案理由の説明を求めます。内山議会運営委員長。

○議会運営委員長（内山 昌晃議員） それでは、提案理由の説明をいたします。

議員提出議案第1号田布施町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について、西本篤史議員、伊村渉議員、高月義夫議員の賛同を得て提出するものでございます。

提案理由は、田布施町議会における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるため提案するものでございます。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議員提出議案第1号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 異議なしと認めます。したがって、議員提出議案第1号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議員提出議案第1号田布施町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） なしと認め、これで討論を終わります。

議員提出議案第1号田布施町議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを採決します。本件を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（南 一成議員） 起立全員です。したがって、議員提出議案第1号は可決することに決定しました。

日程第 30. 議案第 29 号

日程第 31. 議案第 30 号

日程第 32. 議案第 31 号

日程第 33. 議案第 32 号

日程第 34. 議案第 33 号

日程第 35. 議案第 34 号

日程第 36. 議案第 35 号

○議長（南 一成議員） 次に、日程第 30、議案第 29 号田布施町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正についてから日程 36、議案第 35 号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてまで 7 件を一括議題とします。

議案の朗読は省略します。

提案理由の説明を求めます。東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、本日提出されました 7 件の議案について御説明を申し上げます。

まず、議案第 29 号は田布施町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正についてでございます。

これは、議案第 13 号と同様に、個人情報の保護に関する法律が令和 5 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、同法の規定を受けないこととされた本町議会の個人情報保護に関する規定を独自に条例で定めることを受けまして、同条例に係ります不服審査請求等の諮問を田布施町情報公開・個人情報保護審査会において受け、答申を行うため必要な規定を加えるための改正規定でございます。

続きまして、議案第 30 号から 34 号までは、田布施町情報公開・個人情報保護審査会委員の任命について、12 月定例会において議決いただきました、令和 5 年 4 月 1 日に施行されます田布施町情報公開・個人情報保護審査委員会条例第 6 条第 1 項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

なお、委員の任期につきましては、令和 5 年 4 月 1 日から 2 年間となっております。

まず、議案第 30 号は、山口県立大学社会福祉学部教授の藪本知二さんを引き続き田布施町情報公開・個人情報保護審査会委員に任命することについて、議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第 31 号は、税理士でございます田中孝道さんを引き続き田布施町情報公開・個人情報保護審査会委員に任命することについて、議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第 32 号は、民生児童委員でございます塩田和子さんを引き続き田布施町情報公開・個

個人情報保護審査会委員に任命することについて、議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第33号は、山根和美さんを引き続き田布施町情報公開・個人情報保護審査会委員として任命することについて、議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第34号は、周南公立大学経済学部准教授でございます立部文崇さんを新たに田布施町情報公開・個人情報保護審査会委員に任命することについて、議会の同意を求めるものでございます。

最後に、議案第35号は、人権擁護委員の推薦に関するものでございます。

現在、本町では4名の方が法務大臣の委嘱を受け、人権擁護委員として活躍されております。本案は、このうち、長迫晃さんの任期が令和5年6月30日をもって満了することに伴い、引き続き長迫さんを推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

長迫さんは、中学校の教諭として一貫して学校教育に携われ、また、社会教育主事として地域の人々の人権意識の向上に努めてこられました。これまで2期6年間、人権擁護委員として活動してこられました。これからも人権問題を身近な問題として捉え、町民が安心して暮らすことができるよう支援していきたいと思っておられ、人権擁護委員としてふさわしく適任と考えております。

以上、提案申し上げましたが、詳細は御質問に応じまして、私及び関係参与から御説明いたしますので、慎重に御審議を賜り、御決定いただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。議案第29号、質疑ありませんか。國本議員。

○議員（6番 國本 悦郎議員） 今までも何回も質問しましたが、この任期の上限というのはいないんですか。私は人と自然が循環するまちづくりを進めています。12年が限度と思っています。それらについてどうお考えでしょうか。

○議長（南 一成議員） 副町長。

○副町長（川添 俊樹君） いつも受ける御質問でございます。考え方の違いだと思いますけれども、適任者を探す上で、いろんな経験とか識見をお持ちの方を、信頼を置ける方を御推薦いただき、新たにそういう方がいらっしゃれば当然、俎上に上がって議論するんですけども、今いらっしゃる方が信頼が厚く、引き続きやってもらうことに対して何の違和感も町として持っておりませんので、上限としては引いておりません。特に上限が何年というのは引いておりませんが、國本議員が言われるのも考え方の一つとしてはありますので、検討材料ではありますけれども、なかなか人材を探していくというのは非常に難しいのも現実でございますので、いろんなお知り合いとかお知恵がござい

ましたら、またいろいろ御意見をお伺いしたいと思いますけれども、今のところ上限は引いておりません。

○議長（南 一成議員） そのほか質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 質疑なしと認めます。

次に、議案第30号、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 質疑なしと認めます。

議案第31号、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 質疑なしと認めます。

議案第32号、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 質疑なしと認めます。

議案第33号、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 質疑なしと認めます。

議案第34号、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 質疑なしと認めます。

議案第35号、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第29号から議案第35号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第29号から議案第35号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、議案第29号田布施町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

次に、議案第29号田布施町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正についてを採決します。

本件を決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（南 一成議員） 起立全員です。したがって、議案第29号は可決することに決定しました。

これから、議案第30号田布施町情報公開・個人情報保護審査会委員の任命について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

次に、議案第30号田布施町情報公開・個人情報審査会委員の任命についてを採決します。本件を同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（南 一成議員） 起立多数です。したがって、議案第30号は同意することに決定しました。

これから、議案第31号田布施町情報公開・個人情報保護審査会委員の任命について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

次に、議案第31号田布施町情報公開・個人情報保護審査会委員の任命についてを採決します。本件を同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（南 一成議員） 起立全員です。したがって、議案第31号は同意することに決定しました。

これから、議案第32号田布施町情報公開・個人情報保護審査会委員の任命について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

次に、議案第32号田布施町情報公開・個人情報保護審査会委員の任命についてを採決します。本件を同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（南 一成議員） 起立多数です。したがって、議案32号は同意することに決定しました。



これから、議案第33号田布施町情報公開・個人情報保護審査会委員の任命について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

次に、議案第33号田布施町情報公開・個人情報保護審査会委員の任命についてを採決します。本件を同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（南 一成議員） 起立全員です。したがって、議案第33号は同意することに決定しました。

これから、議案第34号田布施町情報公開・個人情報保護審査会委員の任命について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

次に、議案第34号田布施町情報公開・個人情報保護審査会委員の任命についてを採決します。本件に同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（南 一成議員） 起立全員です。したがって、議案第34号は同意することに決定しました。

これから、議案第35号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第35号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて採決します。本件に同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（南 一成議員） 起立全員です。したがって、議案第35号は同意することに決定しました。

---

○議長（南 一成議員） これで本日の日程は全部終了しました。

以上で、会議を閉じます。令和5年第2回田布施町議会定例会を閉会します。

（ベル）

午前9時40分閉会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 南 一成

署名議員 國本 悦郎

署名議員 高月 義夫